

令和7年第2回浅川町議会定例会

議 事 日 程 (第2号)

令和7年3月5日(水曜日)午前9時開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(10名)

1番	須 藤 孝 夫 君	2番	富 永 勉 君
3番	菅 野 朝 興 君	4番	兼 子 長 一 君
5番	木 田 治 喜 君	6番	岡 部 宗 寿 君
7番	須 藤 浩 二 君	8番	上 野 信 直 君
9番	会 田 哲 男 君	10番	水 野 秀 一 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長	江 田 文 男 君	副 町 長	加 藤 守 君
教 育 長	真 田 秀 男 君	総 務 課 長	生 田 目 源 寿 君
企画商工課長	我 妻 悌 君	農 政 課 長	関 根 恵 美 子 君
建設水道課長	生 田 目 聡 君	会 計 管 理 者 兼 税 務 課 長	坂 本 克 幸 君
保健福祉課長	佐 川 建 治 君	住 民 課 長	高 野 喜 寛 君
教 育 課 長	我 妻 美 幸 君		

会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	田 子 広 子	会計年度任用	芳 賀 純 弓
--------	---------	--------	---------

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（水野秀一君） ただいまの出席議員数は10名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（水野秀一君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎一般質問

○議長（水野秀一君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は通告表のとおり、7人で19項目であります。

昨日、議会運営委員長から報告がありましたとおり、同趣旨扱いと認められる質問はございませんでした。

あらかじめ申し上げます。一般質問は、多くの方から通告されております。昨日、議会運営委員長からもお願いがありましたが、質問、答弁に際しては、前置き短く、かつ簡潔明瞭に行い、効率的な議会運営にご協力をいただきたいと思います。

順番に質問を許します。

質問順1、2番、富永勉君、（1）持続可能な健全財政計画の策定についての質問を許します。

2番、富永勉君。

〔2番 富永 勉君起立〕

○2番（富永 勉君） それでは、質問をさせていただきます。

持続可能な健全財政計画の策定についてであります。

質問の目的として、今後予定される公共施設の更新費用や増加する財政需要に対応するため、基礎となる中長期的な財政計画を策定し、健全な財政運営を図る必要があると考え、見解を伺います。

質問しようとする背景として、本町は自主財源が乏しい中、人口減少、物価高騰、自然災害の頻発、人件費などの固定費増加などにより、財政需要は多様化し増加しています。また、公共施設の小学校、中央公民館、町民体育館、そして役場庁舎は老朽化が進み、将来的に更新費用が集中的に増大することが懸念されます。現在、財政健全化判断の比率等は、健全な状況にあるが、今後も財政運営が健全で安定的に維持するものでないことから、将来を見据えた財政計画の策定は重要であり急務であると考えます。

そこで、3点質問します。

1つ目は、今後も大型事業の実施が予定される中、現在の財政状況及び今後の財政見通し、さらには地方債返済、残高の推移について。

2つ目は、公共施設の計画的更新等の実現や増加する財政需要に対応するため、中長期的な財政計画を策定する考えについて。

3つ目は、財政の効率化に向け、歳入確保や歳出抑制への具体策について。

以上、伺います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目につきましては、令和5年度決算に係る健全化判断比率上、健全と判断できる数値であります。また、令和6年度につきましても、決算前ではあり、大幅な悪化はない見込みと考えております。今後の財政見通しとしましては、人口減少に伴い、町民税の税収減などをはじめ、特殊要因を除いては財政規模は縮小していくものと見込まれております。

ただし、庁舎等の更新などの大規模事業を実施する場合などの特殊要因があれば、基金を取り崩すとともに、必要に応じて起債を行って対応することになります。また、地方債においては、約36億円程度の残高に対して、当面、毎年約2億から3億円程度を返済していく見込みです。

2点目につきましては、庁舎建設等の新たな財政需要を見込んだ後に、中長期的な財政計画を策定してまいりたいと考えております。

なお、仮に財政計画を作成したとしても、あくまでも計画であり、その時の状況になってみないと分からない部分が多くあると考えております。

3点目につきましては、いつも述べていることですが、国・県補助を積極的に使い、交付税措置率の高い有利な起債を使う等し、歳入を確保する一方、単独費を抑えるなど歳入に合った歳出を行うことが有効と考えております。今のところ、具体的な特効薬はございません。

以上です。

○議長（水野秀一君） 2番、富永勉君。

○2番（富永 勉君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、今回質問するに当たりまして、財政状況についてなんですけれども、今回ちょっと初日の町長より町政への方針という中でも、これまでも増して効率的な財政運営と。それに聖域なき徹底した取組をしていくというところでは、非常に私も共感しまして、まさにこれからの取組、いわゆる効率化というところには共有するところがありました。そういったところでは、今回の質問、そういった財政効率に取り組んでいくというところを聞いたところによっては、ひとつ私の目的も半分はその言葉に尽きたわけではありますけれども、その残り半分というところに向けてちょっと再質問をさせていただきたいと思います。

本町においては、財政状況、自主財源が乏しいと、そして交付税への依存度が高いというところは、まさに当町の姿でありまして、財政指標は確かに健全であります。健全化判断となる実質公債費比率、将来負担比率、基準値に収まっております。しかし、その健全な水準を保って、どこまで今後安定的に持続的に保たれるのかという保障は全くございません。

我々、一般的な生活においている貯金と借金の状況というところから見れば、自治体の貯金、基金でありますけれども、財政調整基金、前年費から3億減りまして、5億7,000万の状況でございます。役場庁舎等建設基金4億の前年からやはり3億。要はこの大事な、いわゆる災害が頻発する中、そういったやはり財政調整基金の重要性は高いですけれども、5億になってしまいました。これから公共施設増える中で、更新費用、現在約4億ということで、非常にこういった貯金とする基金については一気に少なくなっております。

それから、借金36億という話がありました。これは、多いか少ないかというところでもありますけれども、大事なところは、先ほど財政見通しという健全であるというお言葉をいただきましたけれども、それでは公共事業、これからいろんな事業、大きな事業をやっていく中で、全てが完了予定となった段階で、健全財政が維持されているかというところの判断、これがいわゆる財政見通しというところであると思うんですけれども、こういった中長期的な財政見通しが現在立てられていない短期的な見通しと、指標による見通しというところから、1つここで1点質問させていただきますけれども、こういった大型事業が実施されるに当たって、今後、単年度に多額の事業費を確保する必要があります。そういったところで、今後、一方では住民サービスの向上というところでもやはりしていく中で、この増加する地方債残高が及ぼす財政全般に対する影響というところ、こういったところを町長、どのようにお考えなのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 財政運営のことに関しては、担当課か副町長に答弁させていただきます。

あと、我が浅川町はほかの市町村に比べると、ご存じだと思いますが、本当に借金は物すごく少ないと思っておりますが、やはりこれから役場庁舎、あるいはいろいろ建物、施設を造る上ではやはりある程度の借金はしなくちゃいけないと思っております。

あと、国・県の補助、これをいかにうまく使うかだと思っております。やはり、我が町は財政が厳しいですから、国・県の補助をいかに使うか、私の営業にかかっていると思いますので、何が何でも皆さんのお力を借りながら、国・県のいい補助があればどんどん使っていきたいと思っております。

あと、我が町は本当に、今のところは健全な財政運営でございます。ただ、役場庁舎、いろいろ施設を造ることによって財政が厳しくなるかもしれませんが、私はどんなことがあっても町民には絶対に迷惑かけないのは私の信条でありますので、今後とも財政運営には自分が先頭になって厳しくやっていきたいと思っております。

そのほか、副町長か課長に答弁させていただきます。

○議長（水野秀一君） 副町長、加藤守君。

○副町長（加藤 守君） 今後の見通しでございますけれども、町にある公共施設をどのように更新していくか、恐らくその全てを真新しくするというのは現実的ではなくて、場合によっては統廃合とかあるいは規模の縮小とかということも考えられるところだと思います。その内容によっては、恐らく規模感というのかなり変わってくるのかなというところでございますので、まさに今、公共施設を見直しを図りながら、そして今の住民サービスを維持しつつ、どのような再生計画を立てることが可能かということを見極めていくことが大事なのかなと考えているところであります。

以上です。

○議長（水野秀一君） 2番、富永勉君。

○2番（富永 勉君） 分かりました。

それでは、再度質問をします。

いわゆる確実に事業を今後増加する財政需要への対応、それから大型事業への対応、確実に事業を実現していくためには、やはりビジョンだけでなく、そういった財源なくして実現なしという言葉ありますけれども、やはり大事なのは財源でありまして、浅川町の財政計画、こういった策定が私は必要不可欠ではないのかなというふうに思います。そういったところで、財政見通しというところが先ほど出ていますけれども、これ計画とは違うと。目標値の設定が絶対必要なんですね、実現するためには。そのためにも計画というところが、しっかり財政計画がなければ実現できないというところでもあります。

そこで、この計画をつくるに当たっては、やはり策定委員会という立ち上げは私は必要なんではないかなというところで、質問をしたいと思います。その構成というところでは、当然ながら大事な財政でありますから、執行側と担当部署を中心に、その中心となる方については、やはり総括として執行を補佐する副町長、政策企画をつかさどる副町長、そしてその担当部署になる財政担当者など、そういった委員会の構成で立ち上げて運営していくと。これ財政計画つくるだけではございませんので、いわゆるそこで終わるのではなくて、財政を常に健全に維持するため、随時、軌道修正しながら対策をしていくというところでは、まさに委員会として運営していくというところがございます。

そういったところで、常に年々、単年度、いろんな軌道修正というところでは出てきます。そういったところが一番大事になってきます。やはり、加えて財政の専門的な職員の育成と。これから10年間私は浅川町にとって大事な局面を迎える10年になるのではないかなと思います。増加する財政需要、このいわゆる負債を次世代に残さないというところでは、そういった将来を見据えた策定委員会の立ち上げ、体制を構築する考えというところで、ひとつ町長の考えをお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） まさに10年を見据えた財政運営、そしてまた町民たちのために、この10年間というのは私、最も本当に大事だと思っております。

だが、いかんせんこの庁舎、60年以上たっています。そして、また体育館、公民館、小学校。本当にこの施設はかなり古くなっておりまして、待ったなしです。本当は、私は平成18年からもうそういう話があって、この施設が駄目だよというそういう話があったときから、本来であれば10年、20年後の見通しをやっていたいただければもっと時代が変わったかなと思っておりますが、いかんせん私は先代の町長から引き継いでおりますので、これは全て私の責任だと思っておりますので、やはりこれは私1人だけでは進むことはできません。やはり議員の皆さん、そしてまた町民の皆様の声がなければ、前に進むことはできないと思っております。

とにかく、この役場庁舎、そして小学校、そしてできれば公民館とか、いろいろやっていきたいんですが、とにかく今の2番議員が言ったとおりに策定委員会をつくったらいいんじゃないか、何々を将来を見据えて何らかの形でいろんな委員会をつくっていけばいいんじゃないかと思っておりますが、今、総務課には財政という部署がございます。今、総務課のほうで将来を見据えた様々なことをやっておりますが、やはりいかんせんまだまだ進んでいないのが実情でございます。

そういう中でも、私は町民に迷惑がかからないような、そういう財政運営を今年度から新たにやっていきたいと思っております。そのためには、やはり議員の皆さん、そしてまた副町長、職員の力が何が何でも必要でございます。ですから、とにかく前に進むことだけはお約束させていただきます。そして、新たに財政とか様々な問題が出たら、皆さんに相談していきたいと思っております。

○議長（水野秀一君） 2番、富永勉君。

○2番（富永 勉君） 作成に向けて検討するということですので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

最後の質問をさせていただきたいと思ひます。

厳しさを増す財政状況であります。先ほど、人口減少の問題もお話がありました。本町の人口の推移、15年後、令和22年度には約4,500人という、こういった推移でありますけれども、やはり将来を見据えた財政運営の健全化ということになれば、やはり民間で言えはいわゆる経営努力というところに徹していかなければなりません。

先ほど、歳出の効率化というところでは出していただきましたけれども、ちょっと期待する具体的などころというところではちょっとやっぱり物足りなさがありました。歳入確保というところでは、国庫支出金、これはもちろんでありますけれども、歳出の抑制ということになれば、これからであれば、やはりいわゆる聖域なき、そういった徹底した精査、選択を加えるという、そういった覚悟で取り組むのであれば、一歩進んだところの例えば公民連携による公共施設の包括管理だったり、行政のデジタル化による事務負担の軽減によるいわゆるそういった効率化等、普通財産の処分の有効活用なども上げていただければならないのかなというふうに思っている次第でございます。

そこで、ちょっとまず2つ質問をさせていただきたいと思ひます。

財政負担の軽減策として、公民連携の事業、民間活用、民間企業の資金やノウハウの活用、こういった積極的に取り組む考え。

それからもう1点は、一歩踏み出したというところでは、いわゆる想定される大型事業、公共事業ですけれども、連続する。近隣町村と公共施設を共同運用によりいわゆる協働していくという、そういった広域連携、そういったところの考えというところ、この2点、ちょっと町長の考えいかがでしょうか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） まず、十数年後には4,500人、私は4,500人はいきませんから、私は5,000人を切ることは自分は全然思っておりません。何が何でも5,000人を切らない、そういう町政運営をしていきたいと思っております。

なぜならば、私は今、移住定住に力を入れております。そしてまた、今から3年前ですか、この浅川町をベッドタウン化をしたいという目標がございます。それで、今、皆さんご存じのとおり、各地、ほかの町村から今、新しい家が浅川町内に建っているのはご存じだと思っております。なぜ浅川町に住んでいるのか、それはよく引っ越してきた方に聞いてください。こども園が料金が安い。それと、どこに行っても浅川町は平坦だ。そして、ここ最近、学校給食が無料になったということなんですよ。それで、子供たちに物すごく手厚いということなんですよ。

あと、夕方からやっている小学校で児童クラブ、今、幾らかかっているかご存じでしょう。この周りで2,000円でやっているところはないと思いますよ。ほかの町村は皆さんご存じだと思いますが、本当に5分の1、何十分の1じゃないですか。じゃ、そういうのをやはりほかの町村は知っているんですよ、ほかの町村のは。それで、1件、2件、今ニュータウンにも新しい方、去年は住んでもらっております、ほかの町村から来てもらったのは。そういうのを皆さんとともにやれば5,000人を切ることはないと思っていますから。皆さんで5,000人を切らないように、いろんな面で努力していこうではありませんか。

それで、公民連携等、積極的に取り組んだらどうかということでもありますので、私、広域連携、これは物すごく大事だと思っております。今、石川5町村でも広域連携に力を入れていこうということでもやっておりますので、公民連携等を今後様々に進めていきたいと思っておりますので、もうしばらくお待ちいただきたいと思えます。

○議長（水野秀一君） 2番、富永勉君。

○2番（富永 勉君） ありがとうございます。

最後に、最後の最後になりますけれども、聖域なき徹底した精査に選択を加えるということでもあります。私も今こそ全ての経費について、ゼロベースでの視点に立って見直す必要があるかなというふうに思います。今回、予算の説明受けましたけれども、非常にいわゆるシステム料やらデジタル化に伴って、今まで想定しなかった費用が非常にかかっているというところから、やはり町民へのサービスの質的向上というところから考えれば、いわゆる財源を捻出するというところでは非常にゼロベースの視点に立った見直す必要があると考えております。

そこで、言わば今後、改革ということも必要ではないかなと、財政改革。今後はやっぱり聖域なき徹底した精査に選択を加えという、これ町長はどのように取り組む覚悟なのか、ひとつ最後にお聞かせして質問を終わりたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 改革、聖域なき改革ですね。これは当然、改革はしなければいけないと思っております。

それと、あともう一つ、補助ですか、毎年毎年新しい補助も出してあります。だんだん補助が積み重なっていつてあります。私は今、町長になって7年目であります。その中で補助を取りやめた、減額したのはまだ3つか4つしかありません。やはり、新しい改革はこれから様々に必要だと思っておりますので、今後とも副町長はじめ職員、そしてまた皆さんとともに本当に新しい改革をしなければ駄目だと思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（水野秀一君） 副町長、加藤守君。

○副町長（加藤 守君） 町長の答弁に補足させていただきます。

公民連携のおただしでございます。公民連携につきましては、恐らく民間企業の思惑などもあって、我々の公の思惑と合致するというのはなかなか難しいということもありまして、先月、県では公民連携のためのプラットフォームをつくるということで会議などが行われているところですので、我が町としてもそこに参加しまして、公民との連携を研究していきたいと考えているところであります。

過日、その研究会というか会議の場では、我々の職員1名もこれはZ o o m会議ということでオンラインで

参加して会議の中身を聞いていたりということで、オンライン化にも取り組んでいるところでございますので、そういったことでも事務効率化も図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（水野秀一君） 次に、（２）入札条件に最低制限価格を導入する必要性についての質問を許します。

２番、富永勉君。

〔２番 富永 勉君起立〕

○２番（富永 勉君） それでは、質問をさせていただきます。

入札条件に最低制限価格を導入する必要性についてであります。

まず、質問の動機として、里白石木和田塚線の道路工事の状況でありますけれども、地域の住民から早急なる着工を望む声が多く出ております。今回、橋梁仮設工事の工期は12月から３月末までとなっておりますが、現在その目的工事にいまだ着手には至っておりません。この状況を踏まえ、今回に至っております。

質問の目的として、建設業を取り巻く環境が厳しい中、公共工事の指名競争入札における請負契約において、契約内容の履行の適正化に向け、過度な低価格競争を防ぎ、公共工事の品質確保と適正価格での契約を推進するため、入札における最低制限価格を導入する必要があることから見解を伺います。

質問しようとする背景として、まず最低制限価格の導入必要性についてであります。平成30年に総務省、国土交通省により通達され、全国の自治体で約８割以上が導入しております。ダンピング受注による不適切工事、下請業者へのしわ寄せ、賃金、労働条件の悪化、安全対策の不徹底及び公共工事の品質確保の弊害発生を防止し、適正価格での契約を図ることが導入の目的であります。

次に、地方の建設業界の現状としまして、建設業は資材高騰、作業員の高齢化や若者の応募減少による人手不足、公共事業の発注件数の減少、働き方改革への対応などにより経営難に陥る中小企業が増加している状況にあります。

そこで、３点質問します。

１つ目は、最低制限価格の導入を約１年以上にわたり、令和６年１月以降になりますが、休止した理由。また、休止期間中の入札状況、回数、平均落札率、最低落札率など及び休止期間の結果を踏まえた状況の分析について。

２つ目は、最低制限価格の導入休止に伴う国・県からの調査、指導や事業補助金支給への影響。また、今後、請負契約の適正化に向けた最低制限価格を導入する考えについて。

３つ目は、建設業はインフラ整備、災害発生時や緊急時対応など、地域に貢献し地域を支える不可欠である大切な存在であります。その地域の建設業を自治体として活性化させ、育成する社会的責任の認識について。

以上、伺います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

１点目につきましては、休止した理由については、これまで最低制限価格を設定した入札において、最低制限価格から数千円から数十万円下回り、失格となる入札がございました。競争の原理が働き、最低制限価格帯に入札が集中することもありました。しかし、最低制限価格を設定しない場合においても最低制限価格を大き

く下回る入札は少なく、工事の品質も保たれるものと判断し、休止いたしました。

次に、休止期間中の入札の状況ですが、入札回数は22回で平均落札率は82.81%、最低落札率は66.31%となっており、競争の原理は働いているものの、平均落札率は最低制限価格を設定した場合の金額を大きく下回っている状況で、競争が激化していると分析しております。

2点目につきましては、国・県から最低制限価格等の導入状況調査が行われ公表されております。また、同様に最低制限価格等の活用の通知を受けております。なお、現段階では、工事に対する補助金交付の影響はございません。今後については、1点目の状況を踏まえ、休止している最低制限価格を新年度から再設定する方向で考えております。

3点目につきましては、建設業は、インフラ維持や整備、災害復旧や除雪業務、住宅の建築、修繕、給排水設備工事等々、地域の重要な担い手であるため、建設業が健全に発達することが促進されることにより公共福祉の増進に寄与するものと認識しております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 2番、富永勉君。

○2番（富永 勉君） 今ほどる説明いただきました。また、再設定をする方向だという回答もありましたんで。

それで、幾つか質問させていただきたいと思います。

まず、平均落札率、最低落札率という報告がありました。まず、この平均落札率であります。82.8という報告がありましたけれども、最低制限価格を設定することになれば、予定落札価格から最低制限価格87%から92%の範囲で最低制限価格になるよう設定しますんで、まさに適正価格の落札というところになってくるというところでありますけれども、そういったところから全てのしわ寄せが来ないような役割というところでは最低制限価格の導入というところではあるんですけども、浅川町の現状の82.8、あまりにも低くないですかというところであります。平均落札率、県内ではどの位置かというところで、まず1点目、お聞きしたいと思います。

それから、2つ目は最低落札率66.3%というところがありました。このあまりにも低い価格での落札率、これ一般的には採算を度外視して受注する行為、いわゆるダンピングというところに私は該当すると思うんでありますけれども、落札率が低下すると必ずしわ寄せはどこかに来るというところであります。公共工事が低価格、安過ぎるといわゆる談合やダンピングにつながっていくというところでございます。そういった状況から、先ほど休止期間中の状況分析、非常に激化していたというところもありました。低価格競争の状況、行き過ぎた競争になっていないかというところで、町長どのようにこの1年間感じていたのかというところで、2つ目の質問とさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 落札、低い高い、これは私が決めることでなく、業者自身が決めることだと思っております。もし、私がこれに口を出したらおかしくなってしまいます。それで、幾ら低い落札をしても、もし工事が乱雑とか手を抜いてあれば、それは職員が検査をパスするわけがないんですよ。ですから、低い落札の件にしても我々、私はじめ職員が、これは業者さん自身が決めることですから、我々指導することはできないと思

っております。

そして、1年間休止した時点で私は1年間見守ってきました。そういう中でも、やはり工事を始まらない、期間が過ぎても終わらないというのは、やはり私は担当課を通して、一言二言を言わせていただいたこともありますので。

とにかく、入札に関しては、本当に業者自身が決めることだと思っておりますので、今後また新たに休止した時点で、新たに見守っていきたいと思っております。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） それでは、私より補足答弁させていただきます。

最低制限価格を休止していた間の落札率、平均で82.81%でございました。それで、おただしのとおり、もし最低制限価格を設定していれば、おおむね87%から、工事にもよりますけれども、87から92、3%程度になるのではないかというふうに言われております。最低制限価格の大体パーセンテージはその程度だと思っております。

それで、あまりにも低いのではないかとこのところ、県内の状況なんですけれども、こちらにつきましては、建設関係の新聞が令和6年度の途中経過で集計したものがございました。それを見ますと、あくまで途中経過ですけれども、福島県内ではやはり1番か2番ぐらいの低落札率という状況でございます。まだ、途中経過でございますので、令和6年度中、集計したものが後に出てくるとは思いますけれども、大体同様の低落札率なのではないかなというふうには思っております。

それから、最低落札率66.31%、ダンピングではないかというところでもございまして、こちらにつきましてはおただしのとおり、建設業界の中でいろんな影響が出てくる部分もあるのではないかなというふうには思っております。ただ、今現在は、そのしわ寄せがどこに出ているかというところに関しましては、最終的には工事の品質というところが心配されるところですけれども、今現在はまだそこにはいっていないのではないかなというふうには思っております。おただしのとおり、会社の中で適切な利益が得られなければ、いろいろな部分に私たちのまだ見えないところに影響は少なからずといいますか、多少はある可能性もあるというふうには思っております。

行き過ぎた競争という部分に関しまして、若干疑われる部分もあるのかなというふうには思っております。ただ、町といたしましても、先ほど持続可能な健全財政というお話もありまして、ある意味、ある部分では非常に安いというところもいいという部分も一部はございますけれども。ただ、手をたたいてどうぞ安く取ってくださいという状況にもいかないという部分もあると思います。さらには、安いことが手放しで喜べないという状況もあることはあるのではないかなというふうには思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 2番、富永勉君。

○2番（富永 勉君） 次の質問でありますけれども、先ほどいわゆる国・県の指導や補助金の影響というところでありましたけれども、今のところはないということであります。しかし、今後可能性はあるというところで私は取ったわけではありますけれども。休止したからといって罰則規定は何もないんですね、これ。しかし、国・県からの印象は非常に悪くなるのではないのかと。これがいわゆる先ほど平均落札率、県下でも下から一、

二番というこの状況において、今後国・県への事業補助金の概算要望、こういったところに影響が出ないのかというところで私は懸念するわけであります。

国・県の補助金、本町においては、ほぼほぼ道路のそういった改良事業、8割は国・県補助金であります。そして、2割が一般会計からというこの構成の中で、いわゆる国・県補助金への影響というところで非常に心配するわけであります。しかし、国・県補助金、安かろうよかろうのそういったところで取り組んでしまっ、いわゆる低価格の工事により余ったお金をほかの事業に、浮いたお金は別な事業に使うなんていう考えはもちろんないと思いますけれども、絶対あり得ないと思いますけれども、そういったひとつ決して目先にとらわれると、いわゆることわざで因小失大という言葉ありますけれども、小さな利益にこだわって大きな損失を被ることでもありますけれども。加えて、中長期的な信頼、信用まで失ってしまうと、これが今回の休止に伴う影響ではないのかなと私は思いますけれども。

そこで、こういった休止期間に伴って、低価格競争になった結果、そういった信頼を損なう影響、さらには公共事業の財源確保への影響、こういったリスクへのしわ寄せ、いわゆるたられの質間で申し訳ございませんけれども、ちょっと町長いかがお考えなのか、2つ目ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 今後、まだ休止したこととかで様々、今後、指名委員会でいろいろともんでいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 2番、富永勉君。

○2番（富永 勉君） あと、2つだけ質問させていただきたいと思います。

落札率低下すると、当然ながら地元の業者でありますんで、私は品質が悪いと、劣化するというようなことは絶対ないと思います。まさに地元の業者でありまして、信頼する業者であります。手抜きは起きていないと、私も思っています。それがゆえに、やっぱり行き過ぎた低価格の落札による競争ということでは、単純に利益率が上がらないということになります。そうなる、どうなるかということになれば、安い工事からさらに価格競争していかないと落札できないというところでは、至るところにしわ寄せが行くというところで、やはり懸念される深刻な状況に陥っていくということになります。

本来ならばここでいかがですかと質問するんですけども、町長から大分いろいろちょっとやじも出ていますんで、最後の質問にします。最後に1つ、入札価格で契約を推進するため、国の通達もあり、全国の自治体で8割以上が採用していると述べましたが、この最低制限価格、策定していくという説明ありましたが、これ早急に導入すべきということでもありますけれども、これ年度初め、近々やるのか、最後、町長の判断一つだと思いますけれども、最後お考えをお聞きして質問を終わりたいと思います。よろしくお願いします。

○町長（江田文男君） 担当課より答弁させていただきます。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、私からすみません、答弁させていただきます。

議員さんより、るるご質問いただきました。

町としましては、町長判断のところもあるかもしれませんが、あくまでも業者の指名につきましては、町の指名委員会、こちらで設定しております。今回、今年度、年度当初にるる議論いたしました、委員会でも。決定したのが、廃止ではなくてあくまでも最低制限価格は1年間お休みをすると、様子を見るということで、1年間来た結果が先ほど建設水道課長から答弁したものであります。

改めて、来年度につきましては、新年度早々に新メンバーで指名委員会を開かせていただきます。その中で、今回このような質問等もございましたので、よく判断しまして議論いたしまして、総合的に判断させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 次に、質問順2、1番、須藤孝夫君、（1）農業用ため池についての質問を許します。

1番、須藤孝夫君。

〔1番 須藤孝夫君起立〕

○1番（須藤孝夫君） 農業用ため池について。

農業用ため池の安全性について、質問しようとする背景、経過。県は老朽化する防災重点用ため池の改修を令和7年度から本格化する。県内で進めてきた地震や豪雨への耐久性などの調査が今年度中に完了する見込みとなっています。地震や豪雨などの大規模な災害が各地で多発している。町内各地にある農業用ため池の多くは、整備されてからかなりの年月が経過している。ため池の維持管理については、地区や個人が管理しているが、耐久性、安全性などの問題はないか伺います。

質問する事項。浅川町に県の定める防災重点農業用ため池はありますか。その調査とかはありましたか。

2、各地区、また個人が維持管理しているため池は、整備されてからかなりの年月が経過しています。耐久性、安全性の調査など点検など必要と思うが、町の考えを伺います。

以上です。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目につきましては、県が定める防災重点農業用ため池は、町内に11か所ございます。

2点目につきましては、農業用ため池につきましては、令和元年に施行された農業用ため池の管理及び保全に関する法律に基づき、県がデータベースで管理しており、町はそのため池台帳に基づき、毎年調査点検を行い、報告をしております。

管理につきましては、各地区の営農関係者や水利組合をお願いしているものでありますが、多くの地区では多面的事業の取組において、点検や草刈り、軽微な補修など管理していただいているものと認識しております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 1番、須藤孝夫君。

○1番（須藤孝夫君） 県の定めるというか、今回、県で調査したんですけれども、この防災用重点ため池、調査の結果、浅川町はどうだったんでしょうか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 農政課長、関根恵美子君。

○農政課長（関根恵美子君） それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

県では、防災重点農業用ため池の調査を令和2年度に、目視だったと思いますが一斉調査を行っております。その後、令和3年度から今年度にかけて、県が主体となりまして、県内全ての防災重点農業用ため池を対象としまして、劣化状況調査、それから地震、豪雨耐性調査を行っております。

本年度は、当浅川町におきましては、地獄池1号と2号の地震耐性評価を行っております。令和2年度の調査結果に基づきまして、県では県内全ての防災重点農業用ため池の影響度や優先度を評価した結果、本町では現在2か所のため池が県で策定しました防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画に位置づけられて、改修工事の対象となっているんですが、県のほうに確認したところ、今年度県内全ての調査が終了する予定だそうです。令和7年度につきまして、計画全体を再度見直す予定だそうです。それによって、令和8年度から工事に入る部分もあるというふうに聞いております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 1番、須藤孝夫君。

○1番（須藤孝夫君） 防災重点用ため池については分かりました。

これを機にというか、防災重点ため池は、ご覧のとおり、県等で調査が行われましたが、それに該当しない地区、水利組合とかが管理している農業用ため池で、ちょっと聞きますと困っているというか、危ない、しっかり堤防といふかなされているというか、工事終わっているため池もあるんですが、町に何回か要望しているんですけれども、まだやってもらえないという池もあります。その全体の調査とかはやっていませんよね。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 農政課長、関根恵美子君。

○農政課長（関根恵美子君） お答えいたします。

今、議員さんからおたしありました町内の農業用ため池ですが、29か所あります。その29か所が県のデータベースで管理しております農業用ため池ということで管理されているところですが、そのうち11か所が防災重点農業用ため池として指定されております。今、議員さんからお話あったように、29か所のうちの11か所を抜きました18か所につきましても、町のほうでも年1回は、目視なんですけれども調査点検をして、県のほうに報告は行っております。

また、その18か所のうち、ほとんどが多面的事業のほうで位置づけされているところで、その中でも中間報告や実績報告において確認しているものもございます。また、地区におきましては、修繕等について行政区要望で上げているところもございます。令和7年ですと、6か所、防災重点農業用ため池1か所ありますが、それ以外も5か所、行政区要望でここ二、三年、引き続き要望いただいているところも確かにございます。

なお、改修につきましては、すぐに対応できないものと、それから軽微な補修ができるところもあるというふうに考えております。多面的事業のほうでも、資源向上ですとか、それから長寿命化による補修などによって利用できるものもありますので、そのようなものも地区の方にご紹介しながら説明して、取り組めるものについては取組をお願いしたいというふうに考えております。

また、要件とかは様々ですが、県の防災減災事業、ため池の整備事業等もありますので、受益者負担がある部分もあるかと思いますが、そういうことも大規模になりますとありますので、紹介しながら取り組んでまいりたいと考えております。

あと、町における行政区要望に対する工事ですとか、それから一般農業土木事業における補助の検討なども、ため池のほうでも使えるように併せて考えながら、その要望の内容に応じて地区の方々と話し合いながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 1 番、須藤孝夫君。

○1 番（須藤孝夫君） 池の堤防って1,000万、かなりかかると思うんですけども、今言った国・県の補助とかいろんな補助があるそうなんですけれども、さっき言ったように多面的機能支払交付金ですか、こちら農地維持長寿命なんかも予算が削られてかなり苦しくなっていますので、できる限りいろんな補助金等々を使って、要望があれば改修、改善していつてもらいたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上で終わります。

○議長（水野秀一君） 答弁はいいですか。

○1 番（須藤孝夫君） 答弁はいいです。

○議長（水野秀一君） 次に、（2）耕作放棄地をこれ以上増やさない対策はの質問を許します。

1 番、須藤孝夫君。

〔1 番 須藤孝夫君起立〕

○1 番（須藤孝夫君） 耕作放棄地をこれ以上増やさない対策は。

質問の目的。米高騰で稲作に対する、ここで一言言っておきますけれども、米高騰というのが今マスコミや何かでかなり独り歩きしていますけれども、実際のところ、農家が秋に売っている米は2万から2万2,000円ぐらいです。キロ当たり玄米で360円です。それで今、スーパー、その他で値段を見ると、もしかするとキロ1,000円ぐらいまでになっています。だから、いかにも農家が何か金いっぱいになっているみたいな感じはしますが、業者というか中間でもうけているんです。それが一番の問題です。その辺ちょっとすみません。米高騰で稲作に対する意識が高まっている今こそ、農家戸数の維持や後継者育成など農地流動化を図り、耕作放棄地をこれ以上増やさないための対策が必要。

質問しようとする背景や経過。昨年、令和の米騒動の渦中にあっても、新米が出れば価格は落ち着くと見込まれていた政府の予想は外れ、状況は悪化するばかり。これにより、政府備蓄米の放出が動き出した。農家によっては、米価高騰を受け経営を大きくする、拡大しようとする方がいます。また、高齢化や後継者がいないため、やむを得なく耕作できない方もいます。

農業委員会で地域計画や意向調査などが行われているが、農家の方々に農地バンクなどの情報を提供し、農地の流動化を図り、耕作放棄地をこれ以上増やさない対策が必要であるとする。

そこで質問します。

農地を借りたい農家、貸したい農家は何件あるか。

米価高騰で稲作に対する意識が高まっている今、地域計画や意向調査などの結果を踏まえ、情報を分かりや

すく農家の方々に提供し、農地の利用を図り、耕作放棄地を増やさない対策が必要ではないか伺います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目につきましては、昨年度行いました地域計画策定に係る今後の農業経営意向に関するアンケート調査の結果において、農地を借りたい農家、いわゆる経営規模を拡大したい農家については6件、農地を貸したい農家、いわゆる経営規模を縮小したい農家については99件となっております。また、農業委員さんや最適化推進員さん、農業委員会に直接相談があるものにつきましては、現在、借りたい農家が1件、貸したい農家が4件となっております。

2点目につきましては、今年度策定する地域計画につきましては、一旦は完成となりますが、今後も各地区において、農業委員さんを中心に話し合いを継続していただくことになります。その中で必要な情報につきましては、各地区の課題となっている内容を確認しながら分かりやすく伝えていくように努めます。また、耕作されない農地につきましては、各地区の農業委員さん、最適化推進員さんと早い段階で情報を共有し、地域の担い手の方々とも連携して対策できるよう努めてまいりますので、引き続きご協力をお願いいたします。

以上です。

○議長（水野秀一君） 1番、須藤孝夫君。

○1番（須藤孝夫君） 分かりました。

農業委員会、私も農業委員会なんですけれども、地域計画や意向調査とかでは分からない、個人でというか、勝手に役場にもどこにも届けなくて辞めちゃうという方がいるんです。じゃ行ってみたら、あれ作らないの今年と言ったら、辞めちゃったというような農家がいるんです。私も農業委員で地域調査とか意向調査はやっているんですけれども、全然表面に出てこない農地というか田んぼがあります。この辺を何とかもうちょっとオープンにというか、情報を得て作りたい人もいれば、町がというか農業委員会がなんだろうが、紹介するとかができればいいかなと思うんですけれども、何かそういう方法がありますでしょうかね。よろしくお願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本当に今1番議員が言ったとおりで、届けなくて辞めてしまう、本当にこれ確かに増えているのは私も知っております。そして、また表面に出てこないということも、出てこないということは我々も把握しにくいんです。そういう中で、一番知っているのはやはり1番議員さんであって、農業委員さんの方々だと思うんですよ。私もいろいろと各山間部のほうに回って農業の方とお話しますが、やはり跡取りがいけないというのが一番出てくるんですよ。やはり、そういうのもこれ町ではどうするんだということもありますが、町でなくて、まず私はその言っている方、ちょっと皆さんにお聞きしたいんです。自分たちの長男、あるいは次男が農家継がないのに、じゃ町どうするんですかと聞かれても大変苦しいところなんですよ。

そういう中で、やはり私は数年前からもうかる農業というのを打ち出しているんですよ。やはり、食べ物は物すごく大事なんですよ。そういう中で、先ほど冒頭に1番議員が言った1俵2万から2万2,000円しかないんですよ。ところが、言ったとおりに中間業者が今、かなりもうかっていると思いますよ。そういう中で、

やはり一番中間業者じゃなくて、もうかるのは作っている農家の方だと思っておりますので、私は今後とも国・県に働きかけていきたいと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 1 番、須藤孝夫君。

○1 番（須藤孝夫君） 農家さんによっては、米 2 万、2 万 2,000 円するからいいだろうと言うけれども、うちもいろんな商売というかやっているんで農家さん来るんですけども、幾ら 2 万したって 3 万したって関係ないなんていう人もいます。農機具がもう駄目だとか、年だから駄目だと。

耕作放棄地なんですけれども、どんどん増えています。これも今言ったように、どうしようもないといったらあれですけれども、何とか作りたい人も今後 2 万だ、2 万 2,000 円だでいるかと思っておりますので、そういうのを何か浅川町独自の農地バンクみたいのはできないでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 農政課長、関根恵美子君。

○農政課長（関根恵美子君） それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

今、議員さんのほうからおたしありました浅川町での農地バンクみたいなものも、そういうものになるかどうかは分かりませんが、確かに今のところ、直接農業委員会のほうにご相談いただいている手放したい農地なんていう情報もその都度ございますので、そういう部分については農業委員さん、それから最適化推進員さんとその地区の農業委員さん、それから最適化推進員さんのほうに相談しながら進めているところであります。最近も里白石地区におきましても、刈取りできなかった農地につきましても、最適化推進員さんのあっせんによりまして、今、農地バンクの手続を進めている農地もございます。

それから、また東大畑地区においても、この方は直接農業委員会のほうに相談があった件ですけれども、農地をもう手放したいということで、現在の耕作者に当たったところ、譲り受けてもいいということで、農地バンクの手続を進めているところもございますので、そのときそのときによって状況は違いますし、また耕作できるかどうかということも、その地区の担い手の方に、または農業委員さん、それから最適化推進員さんのほうに相談しながら、少しでも耕作放棄地が増えない努力をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 1 番、須藤孝夫君。

○1 番（須藤孝夫君） 以上で終わります。

○議長（水野秀一君） 次に、（3）役場庁舎の建設についての質問を許します。

1 番、須藤孝夫君。

〔1 番 須藤孝夫君起立〕

○1 番（須藤孝夫君） 2 番議員と重なっちゃうんですけども、役場庁舎の建設について。

質問の目的。役場庁舎の建設計画の具体的なロードマップが必要と思う。

質問しようとする背景や経過。さきの 9 月議会で同僚議員が町公共施設の将来構想について質問し、私も令和 5 年 12 月議会で質問しました。また、今年 1 月の全員協議会でも取り上げられ議論されました。

役場庁舎は、一般業務をはじめ、地震や豪雨などの災害時、災害復興拠点となる施設であるが、築66年が経過し老朽化が進み、さきの耐震診断では耐震基準を満たしていないという結果が出ている。建設計画の具体的なロードマップが必要と思う。

質問する事項。築66年が経過し、強風のときは揺れ、耐震診断では耐震基準を満たしていないとの結果が出ている庁舎の建設は何よりも急務である。具体的な建設計画のロードマップの作成が必要と思うが、考えを伺います。

公共施設の将来構想について、町長は、小学校を中学校の近くに、小学校跡地に役場庁舎を持ってくるという構想は聞いているが、それでは役場庁舎の建設はいつになるのか伺います。

3、昨年2月の議会全員協議会資料に、役場庁舎について現在のまま10年以上維持するのは難しい状況にあるとあるが、町の考えを伺います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 1点目から3点目まで一括にてお答えいたします。

過日開催いたしました議会全員協議会において、そして昨日の令和7年度一般会計当初予算の提案理由の中で説明しましたが、町においては、4月より町全体の公共施設の在り方を検討する体制をつくりたいと考えております。具体的には、まずは正規職員2名を配置し、一部施設を除いての全般的に老朽化した公共施設の今後の建て替えや移設、あるいは廃止などに向けた計画づくりに係る業務を専門的に行ってもらうこととしております。

つきましては、1番議員からのおただしがある件につきましては、ある一定の期間を置き、定期的に議会に説明をしたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 1番、須藤孝夫君。

○1番（須藤孝夫君） 今年の7年の予算で公共建設基本計画策定業務委託、1,000万つてありますけれども、それは予算のほうになっちゃうんですけれども、役場庁舎というのは100%自腹というか自主財源で建てるようなんですけれども、その計画を、それ公共施設全般の計画を委託するというようなことなんでしょうが、それに1,000万も自分のところの家建てるのに、俺の家いつ建てたらいいかみたいなことなのかなと、大変言葉は悪いんですが、すみませんけれども、それ公共施設で補助金もらうんだらあれなんですけれども、役場というのは自主財源なんで、それは自分で計画して1,000万も金かけてというか、どうなんでしょうかと思うんですけれども、すみません。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、私から答弁させていただきます。

まず、おさらいなんです、ここ令和5年度、6年度とこの話が、役場庁舎の件、さらには町の老朽化した公共施設全てにおいて、議員の皆様にも議論していただきました。議員さんおただしの昨年2月の全員協議会でも私のほうから答弁させていただいております。

その後なんですが、庁舎内におきましては議論をしております。議論した結果が、先ほど町長が述べたようなもので、改めて来年度、体制をつくりまして、もうその場しのぎ、行き当たりばったりということのないように、改めて仕切り直して町の基本構想を実施いたします。確かに、予算1,000万どうなのかという話もございます。この予算につきましては、あくまでも予算なものですから、そこは職員の体制もございますから金額が動く可能性はございます。先ほど来、2番議員さんのほうからもご指摘いただいた財政の関係ございますから、この貴重な財源、よくうまく運用してまいりたいと思っています。

今回、庁舎につきましては、町長が常々おっしゃっております小学校を中学校、そしてそこに役場となると、確かに議員さんおっしゃるとおり時間かかると思うんです。ですから、それも含めて改めて来年度体制をつくらせて、議員の皆様には随時、中間報告等をさせていただきたいと思っておりますので、今しばらくお待ちいただきたいと思います。

○議長（水野秀一君） 1番、須藤孝夫君。

○1番（須藤孝夫君） 内容は分かりました。

昨年2月の全員協議会で、10年維持するのは難しいとありますけれども、それ計画策定をするんですが、その方向性、どうしていくかというか、何年後とははっきりはできないかと思うんですけれども、今まで66年もといったら失礼ですけれども、ほかの市町村はもう鉄筋コンクリート壊してまだ造っているところもありますし、また木造の矢祭さんのところもあります。66年間そういうことができなかったというのは、やっぱり何年後に建てようという、そういう計画をしっかりと立てなければ、計画立てますよ、いつになるんだか分かりませんじゃなくて、しっかりとこの町をどうしていくんだというか、この町庁舎をどうしていくんだというのをしっかりと立てて、10年後なら10年後に目標を持って、それなりの財政を考えてやっていってもらいたいと思いますので、よろしくお願いします。返答はいいです。

以上です。

すみません、返答もらいます。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） まさに、1番議員さんが言う本当にそのとおりです。

私、しつこいようではありますが、町長になって7年目です。それで、いろいろ調べてみたら全ての施設が駄目でありました。駄目ということはありませんがね。それは私も議員、4期やらせていただきました。まさか議員のときには、ここまでそういうふうになっているとは思わなかったです。やはり、いざ自分がこうしてトップに立ったら、何じゃいこれとは本当にびっくりしましたよ。そういう中でも、本当に中学校建設できてよかったなという町民の声がたくさんあります。なぜならば、もしあの中学校ができなかったらまだしばらくできない、今のこの高騰でできなかったでしょうという声が大半でありました。本当に中学校できたのは、皆さんに感謝しております。

やはり今後、本当に小学校の校舎、最低でも2つの施設、10年以内に何らかのめどはつけなくちゃいけないと思っております。ですから、これももしいろんな相談があれば、皆さんと全員協議会などして、皆さんとともにやっていくと思っておりますので、ぜひ今後ともよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（水野秀一君） 1 番、須藤孝夫君。

○1 番（須藤孝夫君） ちょっと、またすみません。

そういう耐震診断の満たしていない庁舎なんですけれども、その安全性というのでいいますと、やっぱり入っているのに危ないというのは悪いんですけども、避難訓練とか、来庁者も来ています。いつ何がどうい
う災害が起きるか分かりません。この役場庁舎内での避難訓練等はなされているのでしょうか。伺います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より答弁させていただきます。

それと、この庁舎、地震のとき本当にびっくりします。それで、職員皆さん知っておりますから、1 か所から逃げようということで、どんな小さな地震でも出入口は必ず開けております。やはり、これいろんな皆さんとの職員同士のお話はできておりますので、やはり災害のとき、もしも何かあった場合はもう1 か所になっておりますので、裏には逃げることはできません。なぜならば、建設水道課の建物もありますし挟まれますから、ですから1 か所になっております。

それと、この庁舎、本当に今後のいろいろ皆さんとのお話し合いではありますが、できれば本当に仮庁舎でできればいいなとは思っておりますが、まだまだ先のことであります。本当にいざとなったら災害の拠点になる
ところですから、拠点になるところが災害に遭ったんじゃ何ともなりませんので、本当に早急にいろいろと検討
させていただきたいと思っております。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、答弁させていただきます。

町長の答弁と重複するかもしれませんが、まず避難訓練なんです。実は今年度は今月、議会終わってから、
閉会してからなんです。今月の下旬に実施する予定となっております。石川消防署浅川分署の指導を受けな
がら適切な訓練を実施することとしております。

今ほど町長からも答弁ございましたが、建物の関係上、物理上どうしても逃げるといふか、非常口が1 か所、
町長室の前のいわゆる南口玄関になるんですが、そちらが脱出のところで認識しております。なお、窓口3 課
といいまして、税務課、保健福祉課、住民課とカウンターあるところの課がございます。窓口3 課というん
です。そちらには、もしもお客様がおりましたら、適切に避難誘導するようには常日頃から伝えてはござい
ます。何といいまして、建物はこのようなものですから、今すぐ町長が今、言いました仮設とはもうすぐ
にはいかないものですから、中で職員同士で工夫しながら安全に業務を行うように常日頃伝えてはござい
ます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 1 番、須藤孝夫君。

○1 番（須藤孝夫君） 大変よく分かりました。今後ともよろしくお願いします。

以上で終わります。

○議長（水野秀一君） 次に、質問順3、6 番、岡部宗寿君、（1）就農後継者への町独自の支援についての質
問を許します。

6 番、岡部宗寿君。

〔6 番 岡部宗寿君起立〕

○6番（岡部宗寿君） それでは私のほうから、ちょっとこれ、今の1番議員ともちょっと重複するかもしれませんが。

就農後継者への町独自の支援について。

目的でございますが、これから就農を考えている若者たちに町独自の支援金があればと思い、質問します。

質問しようとする背景や経緯。現在、農業就農者も高齢化が進み、今後ますます農業離れが懸念されます。しかし、我が町にも就農しようとしている人や後継者になろうとしている人がいます。昨年の議会での県の助成金を町が前倒しで支援する案が可決されましたが、県で不採決になったので支給されなくなりました。そういうためにも、町として資本金の面でもしっかり支援、サポートが必要と考え、質問します。

3点ほど質問します。

1点目、町内での若者で就農したいと考えている人の人数を伺います。

2点目、町長のいつも言っている農業は町の重要な基幹産業であると言われておりますが、町長が考えているこれからの農業を担う若い後継者に対する思いを詳しく伺います。

3点目、町独自の農業課をつくるべきと思うが伺います。

以上です。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目につきましては、現在、就農の相談は1件、具体的な相談には至っておりませんが、家庭の中で話し合い中というところが1件あります。

2点目につきましては、農業は本町の基幹的産業であり、特に新規就農者については、これからの浅川町を支えていく重要な存在であると認識しております。

3点目につきましては、町独自の農業課については、今のところ考えておりませんが、新規就農者の支援につきましては、令和4年度に県中農林事務所須賀川農業普及所の指導の下、夢みなみ農業協同組合浅川支店と3者において、浅川町次世代農業経営者育成支援チームを組織しております。現在も関係機関と連携して、新規就農者のお宅を訪問し、経営や技術的な指導、相談に応じておりますので、継続して経営の支援を進めてまいります。

以上です。

○議長（水野秀一君） 6番、岡部宗寿君。

○6番（岡部宗寿君） 今現在、来ているのが1名と、あと家族で話し中が1名で2名ですか。もうそれしかないのかなというのは、ちょっと残念ですが。

でも、町長、私が聞いたところには、大体、各行政区に若者が1人ぐらいついて、私が聞いたところで今五、六人は最低いるような話だったんですが、1名しかなかったのがちょっと残念ですが。私のところに来ている若者は五、六名なんですが、その人らは結局、今の就農をちょっと大きくしてやりたいと、やってみたい。でも、やっぱり設備投資にお金がかかるから、少しそれもどうかと、諦めちゃうかなという人も何人かおりました。

先ほど、1番議員とかも言いましたけれども、米が今ちまたでは1俵3万円以上で売られています。これが

農家に全部入れば、町長、今、機械全部入れ替えてもうやっちゃおうなんて人がいっぱい出るのは当たり前なんですが。残念ながら、先ほど1番議員の言ったように、1俵は実質2万2,000円が精いっぱいでした。でも、これ逆に、農家はそんなに売るといのは逆に怖がっているんですね、農家の方は。そんな先が見えないから、逆に心配だと。いつ下落するかも分からない。

そうした中で、町では今ざっくばらんで1名、1名、2名ぐらいと把握しているんであれば、でも聞いたところによると、私の聞いたところでは、やっぱりまだ五、六人できない人がやってみたい。でも、何もやれる、補助金が前言った、そういった国・県の補助金利用できればという人もおったんですが、前回町長が言ったときにそれがもう駄目だということで、うーんと今、確かに考えている人がいます。それが1点目です。

2点目、先ほども言いました値段、米が高騰して備蓄米を放出する。これは今まで実質こういうことは、米が取れなくて米が上がったというのは聞いたことあるんですが、豊作で米が取れたのに米が上がったというのは、これ今が初めてではないかというのが現状だと思います。

それで今、米を作っている人は、JAとか個人、米屋さんに供出しているんですが、でもあとちょっと値上がりしたって、実質は農家に入る金は微々たるものなんですよ、町長。実は、1,000円、2,000円上がったぐらいで、3万円近くになる金が農家にあるということはまずないのが現状です。あと、今まで安い金額だったために、農家ではまず一番困るのが機械代の支払いが農家が大変だということで、今やりたくないというのが現状らしいです。

町長が、まず前の2番議員、同僚議員の質問の答弁で、とにかく農業に関しては私がトップセールスさせていただくと。これは心強い答弁だったんですが、これからの農業後継者に対し、具体的にですよ、町長、トップセールスは分かりました。具体的に町長の支援、またはそういったあと助成などを考えておられるのか、そこをもうちょっとお聞きます。

あと、3点目、まず今の農政課、仕事が大変で、今言われたように、1番議員のほうからは池はどうしたんだとか言われれば、その池も見に行かなくちゃならない。そして、そのほか農業委員の話も行かなくちゃならない。これは、とにかく仕事が多重です。そのほかに、今言ったように、新規就農者に対する県のほうはどうなっているんだ、国はどうなっているんだ、そういった説明から何から全部課長1人で何か跳ね回っていますが、そういうのも見据えて、やっぱり今までの農政課では、まず農業に町長、詳しい職員が本当にいないんですね。農家の実情を机の上では分からないと思うんですよ。そこで、新たに農業経営に精通し、経営の対応もできる職員を専門とし置く。これは私が勝手に農業課なんてつくったんですが、農業課を設置するのはいかなものなのでしょうかということですね。

また、農業経営を圧迫しているのは、先ほどの話じゃないんですが、農機具の購入費なんです。各農家は、それぞれに本当に高額な農機具を持っています。持っている反面、その稼働率、誠に低いのが実情です。高い割には実は1年間としたら1週間しか使わないとか、そういうのが実情です。

また、農家で聞いたところによりますと、一番悪いパターンなんですが、隣の人がトラクター買ったから我が家もやっぱり買わなきゃならないと。変な競争心理が作用して購入はしたけれども、それがおもりになっているというのが現状なんですね。

ここで、ちなみに町長、ちょっとした大きい農家で、農機具全般、軽トラックは別ですが、本当の全部使っ

ている農機具、これは町長でも農政課長でもいいんですが、全部で幾らぐらいかかっているかお分かりでしょうか。これは後で答えていただければ結構です。

そうしたことから、農業を守るのであれば、先ほど町長が言った町、JAなどが出資して、実はここがちょっと肝心な話なんです、農業機械公社というのをつくって、その公社で農機具を購入し、そしてあとは農家の人に適正な価格で貸し出すというのも一つの案だと思うんですね。でも、実際これやっているところあるんですよ。

もう一つ、これも最近ちょっと新しい言葉らしいんですが、でもこれももう実際やっているんですね。農機具メーカーでやっている農業シェアリングサービス、これは農機具を農機具屋が農家に貸すサービスらしいです。使うときだけ使って、あとは返すと。だから、農機具代がかからない。こういうサービスとかシステムがあるらしいんですね。これ実際、もう福島県では、相馬方面とか会津の一部なんかでもやっている方がいらっしゃるそうです。これはなぜかという、町長、あれなんです、スマート農業、今スマート農業への対応で、結局農機具がちょっとコンピューターとかGPS使って、自分の家で事務所でテレビを見ながらモニターで操作してやるらしいんですね。これがやっぱりちょっと金かかるんですが、これがやっぱりそういう時代になったんですね。

これらの農業経営は、資金面でも1人では難しいということらしいですよ。そこで、就農する若い人たちでやる共同経営がいいということで、機械貧乏から、とにかく機械貧乏なんです、皆さんが。救済する一つの考えと思いますので、その中で時代の流れは早いです。常に新しい情報は必要不可欠です。

そこで、やっぱりこれら農業を担う若者たちの支えとなる新しい専門部署、専門の課をつくるのも必要かと思いますが、その3点いかがでしょうか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） まず、私から。あとは答弁漏れは担当課より説明させていただきます。

まず、本当に設備投資、そして機械が高い、これは本当に日本全国そうです。これはやはり我々、浅川町は機械の10%の補助を出しているんですよ。今、各市町村で10%出しているところは、今のところは浅川町だけですか、ほかあったら申し訳ありませんが、浅川町はこれはもう大分前から10%の補助を出しております。

あと、米は本当に、先ほど1番議員にも言ったんだけど、やはり1俵2万から2万2,000円なのになんかでもうかかっているところがありますので、これはやはり何らかの形で皆さんでそういうことないように、国のほうにやはり言わなくちゃいけないと思っております。

あと、米だけでなく、葉物、野菜がこれ物すごく高騰しているんですよ。まず、今は倍の値段だと思っております。私、議会で一度、12月のお話ししたかもしれませんが、東京に行ったとき、キャベツ1個980円だったんです、1,000円なんですよ。やはり、こういう1個1,000円でありながら、作っている農家の方にはそんなに手元に入らないと思っております。これも、何らかの仕組みでどこかがもうかかっていますので、やはり米と同じくそういう仕組みを何とかしてなくしていきたいと思っております。

あと、若い人に町長は何が支援できるんだということで、今、1人1件は申請している、もう1件が今、家族と相談中なんです。この方々は、必ず国・県の補助ができるように、さらに私が先頭になって補助を受けられるようにさせていただきます。

あと、農政課、新しい課をつくれということですが、今、福島県でも農政課課長が女性、その課長補佐が女性というのは、これ福島県で浅川町だけです。皆さんびっくりしています。でも、そういう女性でありながら、今、農政課は前へ前へ進んでいます。農家の方で、今のところ苦情来ているのは私は一件も来ておりません。やはり、現場に足を運んでいる、長靴を履いて、女性の補佐もはじめ皆さんが進んでいる、そういうやはり態度が、行動が農政課が大変気に入られております。それと、女性がもし農政課のほうでそういう困り事あれば、今JAさんといろんな方々とお話をしております。当然、農業委員の方々にも相談をしております。ですから、今のところ、新しい専門的な人をつくることはございませんが、今後の検討課題とさせていただきますと思います。

そのほか、担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 農政課長、関根恵美子君。

○農政課長（関根恵美子君） それでは、私のほうから補足答弁させていただきます。

議員さんのほうからおたしありました、まず新規就農者の相談についての人数については、今、町長答弁のほうにもありましたとおり、相談を受けているのは1件、それから家族の中で話し合い中だということは1件でというふうに認識しております。

そのほか、新規就農者につきましては、令和5年度には4人の方が計画を立てて新規就農者になっております。また、ちょっと前ですと、29年に1人、30年に3人、元年に1人、2年に1人という方で、ここ7年間では10人の方が新規就農として青年等就農計画を立てて、新規就農者となっております。その後、5年を経過した方につきましては、また新たに計画を立て直し、認定農業者として今後は地域の担い手となっているところでございます。

また、議員さんおたしのありました国・県補助のほうに要望しております経営発展支援事業のことだと思うんですが、さきの議会でも答弁したとおり、3回目の所要額調査が1月にございました。内容につきましては、前回までの所要額調査と同様でしたが、要望書案の方とお話しする中で、お一人の方につきましてはポイントにつながる取組、青色申告ができるものがございましたので、以前より自己申告のポイントを上げてアップして回答することができております。

3回目の所要額調査で、今回追加調査ありましたのは、もう事業期間が短いことから、あと1か月ぐらいしか今年度ありませんので、今年度事業を実施するか、それとも来年度事業を実施することを希望するかという項目が増えたことはございます。今年度につきましては、今年度事業実施したいという方がお一人、それから今年度はもう事業の実施の期間が短く、そんなに急いでいないので来年度要望したいという方がお一人ということで、お一人お一人別々になりました。

それによりまして、今回の補正予算につきましても、片方の方については減額し、片方の方については3月補正で金額を修正しながら予算を計上させていただいたところでありまして。2人とも不採択だったんですが、お一人の方、今年度実施したいという方につきましては、採択の内報をいただきまして、今、事業の計画の承認申請のほうを行っている最中でございます。また、もう1人の方の要望者、令和7年度に希望したいという方につきましても、先日の県からの情報によりますと、採択候補者ということで名前が上がってございましたので、これまだあくまでも予定でありまして、新年度においては事業計画、承認申請ができるのではないかと

いうことでご理解いただきたいと思います。

それから、すみません、農機具にどのぐらいお金がかかるのかということだったんですが、そのことにつきましては、水稻でいいますと、田植から刈取りまで出荷するまで、田植機ですとかそれからトラクター、コンバイン、乾燥機、それから普通に軽トラックなどもお使いになることを考えますと、5,000万円ぐらいは普通にかかるのではないかとというふうに、全部新規でそろえればかかるのではないかとというふうに考えております。

また、農機具メーカーさんがやっているシェアリングサービスというのは、リースの部分かなというふうにも思うんですが、最近メーカーさんでいろいろな農機具を貸すというリースもあるというふうに認識しております。リースにつきましても、要件は厳しくて、いろいろ要件も規模拡大ですとか、いろいろ厳しい面もありますが、補助事業等もありますので、そういうリースをしたいですとか、それから融資を受けたいというときには、こちらのほうでも補助事業を紹介したり要件を説明したりしておりますので、引き続き新規就農者の方と情報交換しながら支援してまいりたいと考えております。

以上です。

〔「公社」の声あり〕

○農政課長（関根恵美子君） すみません、答弁漏れがありました。

そちらにつきましては、先ほど町長答弁にもありましたとおり、浅川町次世代農業経営者育成支援チームを組織しておりますので、農協さんのほうでも農業の所得の拡大と生産拡大に努めるということで、営農指導を重点的に置くような報道もございます。新年度から取り組むということで、農協さんとそれから普及所さんと町と連携して引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 6番、岡部宗寿君。

○6番（岡部宗寿君） 町長の思いも分かりました。全く。

しかし町長、先ほども言っていましたけれども、浅川だけではないんですね、実は。石川町も玉川でも平田でもこういった資金出しているんですよ。それで、町長、100万じゃなく50万ですよ、浅川町は50万円。よそも大体平均でいくと、皆50万円は町で出しているんです。これ、そして名前がちょっと何かみんな似ているんですけれども、違う名目で出しているみたいですね。それで、やっぱり玉川が今、機械はやっぱり上限1人100万円出しています。

それで、そのほかに今、玉川は遊水地事業何とかというので、もう1回あれ国で土地を買い上げしちゃって、結局農家がやれる人はやってくださいという、そういうあれで。何か今、曖昧な返事でうちの知り合いもちょっと引っかかっているんですが、もう玉川にいないんですね、出ちゃったんです。農家をそっくり出ちゃった。そういう状況で土地は全部買上げ、そういうところで、でもそこでもやっぱり玉川は上限で1人100万出していると。大規模農家で、でもやっぱり大規模農家になる人と、何かただし書きたいなの書いてあるみたいですね。そのほか平田では、国・県からやっぱり150万で、村では50万。石川町は値段がちょっと不鮮明でちょっと見えなくて分からなかったんですが、でも玉川とか3つ出す。古殿は、ちょっとうちのほうからの質問、まだ答えていません。

そんな中で、今回、今1つずつ言えば、補助金は浅川町だけでということで町長言ったんですが、でもその

中で1つだけ町長がこう答えたんですね。いや浅川町の町長、今50万と言っていますよねと、それ100万じゃないですかなんて、恐らく私は100万だと思っていますがとの答弁をして、また補助をしているのは浅川町だけだと思っていますなんてちょっと答えたんですが、でも実は間違った100万円は、現実になってくれれば農家の人は物すごく喜ぶと町長、思うんですよ。分かりますか。これが町長のいいところだと思うんです。間違いが、これが実は町長の思っていることを言ってしまったということなので、これ実に町長、このまま通しちゃってください。そうすれば、これから農家はバッチグーですから。お願いします。

あと、その中でやっぱりさっき町長言ったように、我が町だけの独自の農業者への補助金をつくるべきと私は思いますと。そして、町長のお考えを伺いますかとまでちょっと質問考えたんですが、その前に町長が先ほど言った浅川町だけだと言ったのはまず違うということと、とにかく町長が言われたことは町長の心だと思うんですよ。ですから、そのままぜひ通しちゃってください。町長、いかがですか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 機械の補助とかいろいろ農家の補助は、以前から浅川町はやっておりまして、ここ最近ですよ、ほかの町村はいろんな機械とかいろいろ出したのは。私はそう認識しておりまして、浅川町はすばらしいというのはそこだと思っています。

ちょっとこれ話がそれるかもしれませんが、今度新年度から隣の町が学校の入学祝い金3万円出しているんですよ。新聞に載っていましたよね、新年度から。やはり一歩進むのが浅川町だったんですよ。農家もそうなんです。ですから、農業のほうも、前町長も農業に関しては一歩も二歩も進んでやっていたと思っています。それを私は継続してやっていこうと思っています。

それと、今100万円と言いましたが、それは本当に何でもそうですよ。補助を出せば、いやいい町長だなと言われるんですよ。全てに出したら、この庁舎できることはありません。そして、1回補助を出せば、もうやめることはできないんです。1個、古いやつを補助をやめるのはこれ大変なんですよ。まず、何だと言われるのがもう目に見えているんですよ。ですから、農業者も私は大事ですよ。教育関係も大事です。皆さん全て大事なんですよ。そこを平等に使うのが、やはり私であって議員さんの皆さんの意見だと思っていますので。

なお、本当にいろいろと様々な財源を考えながら一歩も二歩も進んでいきます。よろしく願いいたします。あとは、担当課より一言お願いいたします。

○議長（水野秀一君） 農政課長、関根恵美子君。

○農政課長（関根恵美子君） それでは、私のほうから補足答弁させていただきます。

先ほど町長答弁のほうに、もし間違いといいますか、誤解される部分があったら訂正させていただきますが、新規就農者につきましては、町は令和5年度から町単独事業として50万円補助しております。そのほかに農業機械の補助ですが、平成30年度からもう7年間実施しております。こちらの事業につきましては、今年度国・県のほうに補助のほうの希望を出しております。経営発展支援事業ですとか初期投資導入事業などの補助事業が、以前からはありましたが使いにくいということで、町独自で支援できないかというところで始まったところでありまして、こちらにつきましては、ずっと1割補助してきたところでありまして、5年度、6年度につきましては、100万円以上の機械に対しては2割補助してきたところでありまして、こちらにつきましても、昨日予算の中で説明させていただいたとおり、ちょっと町の財源のほうもございまして、補助率は1割のほう

に戻して、引き続き補助したい考えであります。こちらにつきましても、管内のほうでは早かったというふうには認識しております。

管内の町村、多分平田村さん以外は、要件は様々ですけれども、同じような補助はしているものというふうには認識しております。ただ、浅川町はそこの中でも取組が早かったのではないかなというふうに、間違いだったら申し訳ありませんが、というふうに認識しております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 岡部議員。長くなっておりますので、簡単をお願いします。

○6番（岡部宗寿君） 長かったですか。すみません。

じゃ、ざっくばらんに、町長言われたとおり、石川郡の先頭をいつも切っているのは浅川町長です。町長が言われたことは石川郡の各町村長、すぐまねします。ここで町長の言われたとおり、100万にすればもう石川、平田、古殿、玉川、全部100万になります。町長、やっぱりそのぐらい先行を行くぐらいの町長じゃないと駄目なんですよ。よろしくお願いします。

それと、さっき農政課の課長が今言ったやっぱりトラクターとかそういう機械、軽トラック以外の値段、これ言えばあれですけれども、やっぱりさすが農政課長は分かっているらしいやいます。軽トラック入っていないで4,860万円ぐらいです、実はこれ全て入る。トラクター、あぜ刈り、代かき、田植機、種まき、肥料散布、育苗器、草刈り機、モアとかコンバイン、乾燥機3台なんて、これ本当に大体使っているところでこれぐらいいくのが正解です。そこに今度軽トラックとか入ればまた別になって、やっぱり5,000万になると。

やっぱり、それだけの農家さんは一遍にこれは買えないから、今までの積み重ねで買ってきてあると思うんで、やっぱり町長、先ほど言いましたけれども、これ1回そういうことを出すと、ずっと積み重ねになるって言いますが、残念だけど今言われたように、今まで何年もやったって7人とか8人ぐらいの話のことじゃないですか。これ70人も100人もという新規就農者だとか、あとそういったトラクター、100人も200人も買ったから出してくれとの話じゃないじゃないですか。私、言っているのは、今現時点で何人ですかと言ったら、町長言われて1人は今申請、1人は家庭でちょっと話し合い中。たった1人か2人の話じゃないですか。それが、なぜ間違いになるのか。まさになれば最高じゃないですか。ならないから今この話ししているんじゃないですか。1番議員もしかりじゃないですか。さっきの荒れ地が増えるというのが。そのためにはどうしたらいいかということをまず考えれば、町長、何回も言いますけれども、町長が今ここで石川郡をトップ切って、いやうちのほうはこれ100万出してやると言えば、石川郡は右倣えでいきますから。そうしたら、荒れ地がなくなるじゃないですか。

町長、よろしくお願いします。最後になりますけれども、町長の見解を聞いて、安心して終わるようにひとついい考えをお願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本当に農家、あるいは商業、工業、全て町にとっては大事であります。やはり、そういう中でも食べ物を作るのは、本当に朝から夜遅くまで大変なのは私もよく知っております。そういう中で、本当に100万円出していただきたいという話であります。これは本当に今、厳しい財政状況でありますので、今後の検討課題、そしてまた皆さんに相談しながらやっていきたいと思っております。

以上です。

○6番（岡部宗寿君）　お願いします。終わります。

○議長（水野秀一君）　ここで、11時15分まで休憩いたします。

休憩　午前10時58分

再開　午前11時15分

○議長（水野秀一君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（2）町内の十字路の交通事故対策についての質問を許します。

6番、岡部宗寿君。

〔6番　岡部宗寿君起立〕

○6番（岡部宗寿君）　町内の十字路の交通事故対策について。

町内には信号機がなく、片方が一時停止の十字路が多くあります。その中でも事故が多い箇所が、カットサロンひろしさんの十字路だと思います。これは新しくバイパスから道路が開通して、今までの通りが一変し、旧国道側が止まれになったのが要因だと思われます。

今回、駅前より118号線までが開通しました。これも慈眼寺通りが一時停止となり、やはりうっかり事故が増えると思われますので、早い対策を取るべきだと思います。

今回、質問書にも書いた質問しようとする背景や経緯、課題などの内容を踏まえ、伺います。

1点目、町内には危険交差点がどのくらいあると把握しているのか伺います。

2点目、新しい十字路の事故防止対策を考えているのか伺います。

3点目、一旦停止を強調するように、道路に凹凸をつけるのはどうか伺います。

○議長（水野秀一君）　町長、江田文男君。

○町長（江田文男君）　お答えいたします。

1点目につきましては、町内には10か所を危険重点箇所と認識しております。

2点目につきましては、カーブミラーの設置や止まれの路面標示、路面のカラー塗装の施工、そして赤の点滅表示灯などの設置をしたところです。

3点目につきましては、騒音や車体の負担、緊急車両の走行と衝撃、オートバイ事故への影響などのデメリットもあることから、ほかの市町村のハンプ設置実績等を踏まえながら、今後、検討させていただきたいと思っています。

以上です。

○議長（水野秀一君）　6番、岡部宗寿君。

○6番（岡部宗寿君）　1点目ですが、以前にもカットサロンひろしのところの十字路の件では質問いたしました。このところでの交通事故は増えるのではと、やはりそのとおりになったのが今の現状です。

今までここを通る人は、どちらが優先かわからない人もいますね。そして、おどおどして、十字路で優

先なのに、旧国道側から来る人のことを待っている人も中にはいるんです。私の後ろからついていてだけで、何で行かないのかなと思うと、そっち側の人を先に行かせてしまう。人間のいいところか悪いところかは分からないですが、実はこれは後ろから来られたら追突されちゃうんじゃないかと思うぐらいの人が何人かいました。

あと、浅川には危険な交差点、やっぱり信号機がないところなんですね。信号機がないところですので、その中でもやはりカットサロンひろしのところ、それとちょっと今言った町内10か所ですか、町長が言った危ないところというのは、荒町を下ったセブンイレブンとリオン・ドールの間のあそこは変形十字路というんですか、旧道路と県道と、あとセブンイレブンとダイユーエイトの間にある変形十字路、ここもやっぱり事故もあって危ないんですね。

それと、町民グラウンド入り口ですね。これは役場側から行ったのが優先なんですけど、ほかの三方は一時停止、ここも、これはきっと皆さん、えっと思うときあった人が何人かいると思います。

それと、あとは永昌寺の三差路ですね。これも実は下から来る人が優先だと思うんですが、荒町方面から来て、永昌寺の前から来る人、あれは片方は止まれなんですけど、あそこで1台が止まっちゃうと、結局あそこでおどおどして危ないという面が多々ありました。

それと、あとは旧浅川座の十字路ですね。それと、里白石の緑川酒店、これもちょっと、つい最近も事故ありましたね、あそこで。救急車と消防車まで行った事故、つい最近あったと思うんですね。これらはとにかく十字路なんですけど、ただ浅川座の十字路は、小学校前より来ると、バイパスのほうに向かっていくんですが、あのとき、皆さん気がついたか何だか分からないんですが、一時停止が屋根の左上の電柱のところに立っているんです。実は見づらいんです。見えないと言われれば、それっきりです。

実はつい最近、総務課長に聞いたんですが、浅川役場には軽のワゴン車何台あるんだと。実は私、慈眼寺方面から来ているときに、浅川の役場の車は止まらず、小学校からバイパスのほうに進まれていました。これはちょっと気をつけてもらわないと、役場の浅川町という看板背負っている以上は、これはいけないと思います、少し。これは一度、確認なされてください。これは私が見たやつです。

それと、2番目、でも今、新しくできた慈眼寺のところにあるブルーの横線の、これも慣れるまではなかなか大変だと思いますが、でも町長が言った、これは通る人の兼ね合いだと思いますが、その辺の止まる対策を願うんですが、止まってくれなければどうしようもない。

あと、それと危ないのはその下、東大畑から118号に抜ける道路、ここも実はこれは山白石、畑田方面の方は、ツルハのほうを回らないで、実は東大畑の前を通ってくる人が大部分なんですね。それなぜかといったら、ツルハのところの信号は長い、一々あそこを待っているのは長いということらしいんですね。東大畑を抜けて、バイパスに出てくる。今度、あそこもやっぱりちょっと見通しはいいんですが、でも町長、見通しがいいところって割と危ない面も多々あるんですね。そこも注意が必要ではないかと思います。

それと、3番目、やっぱりこれうっかり運転なんですね。

実は。私も棚倉方面からちょっとうちの会社を回って帰ろうかとしたときに、私の前に車が1台いて、それと一緒に並んで、私、通ったんです。カットサロンひろしのところを通り過ぎて止まります。えっ、私、前の車についていったんです、実は。そうしたら、前の車は止まらないで、私も一緒に止まらないで通っちゃった。

そして、通った後に止まりました。これ絶対、一時停止違反ですよ。そういうこともあるんですね。だから、これは先ほど私が言った段差を、トットツとか、ドンドンとかとなれば、最初はドンドン、トトトツとか、そういったこの先は危険があるんだという何かあれば気がついたのかもしれないけれども。何にもないと、ちょっと前の車と一緒に走っちゃうと、見ないで走っちゃう人もいます。あの十字路はそういったのが結構、事故が多いと思います。

その辺のところがあるので、私もそうだったんで、町長、そんなところだから、やっぱり取りあえず何かすぐ肌を感じるような、停止をするようなのをつければ事故防止になるんじゃないかというのが見解ですので、その辺の答弁お願いいたします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） まずは、駅前の停車場線が31年ぶりに開通いたしました。本当に、皆さんのこれはご協力があって、できたものと思っております。

それで、私、何日か、あそこを何回も何回も通りましたが、予想以上に車が通行しております。私もびっくりしました。その中で、6番議員さんが言ったとおりに、あそこは確かに危険と思われます。そういう中で早急に、開通する前からカーブミラーの設置や止まれ、そしてまた路面のカラー塗装の施工をさせていただきました。そして、つい最近、皆さんご存じのとおり、赤の点滅表示をさせていただきました。これは、やはりあの赤の点滅を見れば、危ないなというのをもう遠くから離れていても見えますので、本当に事故が起らないように、交通ルールを守っていただきたいと思っております。

まず、本当に何が怖い、6番議員さんと全く同じです。事故が本当に一番怖いと思っております。特に、3年前にできたカットひろしさんのところの十字路、本当にできた当時は警備員を1週間ぐらいつけさせていただきました。そういう中でも、いなくなれば事故が本当に多発したのも私、存じ上げています。ここ何か月は事故がなく、安心しております。

駅前停車場線の十字路、やはり職員一丸となって、今後も注意して、できるものはさせていただきますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、私からも補足答弁させていただきます。

まず、6番議員さん指摘いただきました事故多発箇所ですが、私どものほうでも把握しているところと限りなくほぼ一緒でございました。

こちらにつきましては、石川警察署浅川駐在所の方と、あと石川警察署の交通規制の方と随時話はしております、どのような規制をかけていいかということも改めて今、検討はしております。

それと、先ほどちょっと話あったんですが、浅川座の十字路のところで、町の公用車が一旦停止をしないで行ったか、ちょっと定か……

〔「しないで行ったの」の声あり〕

○総務課長（生田目源寿君） 常日頃、週に1回は朝、庁議といいまして、月曜日の朝、課長会議、町の三役を含めて行っているときに、交通法令、当然これは遵守しなきゃならないし、町の名前が入っている車に乗っていたら、なおさらだと思うんです。改めて、私が安全運転管理者となっておりますので、来週の課長会議で改

めて周知しまして、交通ルールは厳守ということは伝えておきます。今後もそのようなことをご指摘あれば、ぜひお伝えいただきたいと思います。

あと、町長答弁の中で、若干すみません、遅れているところありまして、停車場線の中のカーブミラーなんですけれども、カーブミラーと防犯灯、実はまだついていないんです。こちらは県道の絡みで県の協議と、あと交通規制の関係で石川警察署の協議がございまして、今月中にはつくんですけれども、今現在はまだカーブミラー3か所、防犯灯3か所なんですけれども、まだついていないんです。早急に、今月中には必ず設置はいたします。

議員さんからの指摘ありましたが、改めてこちらの今言った箇所につきましては、道路関係だと建設水道課にもなりますけれども、交通担当は総務課ということで、両方で協議しまして、事故が一つでもなくなるよう今後も努めてまいりたいと思います。

以上です。

〔「よろしくお願いします」の声あり〕

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

次に、質問順4、4番、兼子長一君、（1）高齢者タクシー助成券の利用範囲拡大についての質問を許します。

4番、兼子長一君。

〔4番 兼子長一君起立〕

○4番（兼子長一君） 高齢者タクシー助成券の利用範囲拡大についてお伺いをいたします。

タクシー利用助成券の利用対象範囲の拡大に対して、町長の見解をお伺いいたします。

今の制度では、タクシー利用助成券が本人のみの使用に限られているため、配偶者や家族が使えず、使い勝手が悪いとの意見があります。また、タクシー以外にも、買物などにも使えないかという要望もあります。

それで、質問事項3点ほどございます。

1点目、12月議会で質問した高齢者サロン代表者への交付について、町長答弁では今後の検討課題であるとのことでしたが、検討結果をお伺いいたします。

2点目、商品券と同様に世帯主に交付すれば、配偶者や家族も利用できと思いますが、見解を伺います。

3点目、制度を見直すことを検討するために、利用状況のアンケートを実施して、意見や要望を把握すべきと思いますが、考えを伺います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目につきましては、高齢者サロンに特化して交付すると、ほかの団体との兼ね合いが出てくると想定されるのに伴い、交付はしないとしました。

2点目につきましては、今後も引き続き従来の交付方法で進めたいと考えておりますが、財政状況を踏まえ、高齢者タクシー助成券の趣旨に鑑み、家族への利用拡大は考えておりません。

3点目につきましては、申請時等に意見を伺う機会を設けるなど、利用者からのご意見の把握に努めてまいります。

以上です。

○議長（水野秀一君） 4番、兼子長一君。

○4番（兼子長一君） 1点目のサロンの代表者の方に交付をできないかという考えで、これは交付できないという答弁でございました。

実態としては、これ町長ももういろいろ伺っていると思うんですけども、高齢者サロンに行きたいんですけども、集会所まで歩くのも困難で、つえをついてまで行くのも容易でないと。そういった状況で、今度、じゃ一緒にサロンに行く別な方に車に乗せてもらっていくということで、それが今、実態なんです。それは親切心で乗せていくのはいいんですけども、乗せるほうも高齢者ですから、やっぱり運転にはちょっと自信がない。万が一、そういう交通事故を起こした場合の補償の問題もあって、こういう問題があります。

これは有償ボランティア団体とか、そういうのもいろいろ話合いはしているんですけども、そういういろんな問題もあって、しからばそういうタクシー利用券を高齢者サロンに行く人のためにも利活用できないかというお話もあったものですから、この質問をしたわけでございます。

なかなか事務的に難しいというのは私も分かりますので、これはいろんな他の公共交通の、デマンド交通とか、そういうほうの方法もあるかと思えますんで、こういう高齢者の足の確保については今後も検討していただきたいと思います。

それから、2点目の件なんですけど、これもやはり問題になっていまして、令和2年度からタクシー利用助成券というのはスタートしていますね。そういった中で、ほかの同僚議員からも度々この問題、質問ありました。

配偶者が使えない、本人しか使えないんだよ、金券だから駄目だよという、そういう縛りがあってですね、旦那さんのタクシー利用券を利用して、旦那さんのために薬を買いに行きたい、買物したい、それで奥さんが旦那さんのタクシー利用券を使いたいけれども使えない。それは果たしてそこまでの利用制限をかけていいというか、金券だからしょうがないんでしょうけれども、そういう制限があります。

タクシー利用券の実施要綱を読みますと、第9条で不正に使っては駄目だというのは、他人に譲渡したものは使えないよというふうになってます。他人に譲渡、これは夫婦関係、配偶者、また家族、そこまでの解釈なんだろうかね。他人に譲渡。ただ他人が使う、その解釈の仕方だと思うんですね。そういうのもあります。

あるいは、これ私の提案なんですけれども、例えば今、タクシー利用券って白い色ですよ。それを、例えば夫、旦那さんであれば薄い青色で、奥さんであれば薄いピンク色、そういったもので作って、それを交付する。そうであれば、タクシー運転手さんも、ああこれは間違いなく旦那さんが買物に行けないために、旦那さんのタクシー利用券を持ってきて奥さんが使う、じゃこれは大丈夫だなと。何か訳の分からない第三者に譲ったものではない、そういう確認ができるかと思うんですね。

多少、事務手続はちょっと手間かかるかと思いますが、そういった点と、これは総務課担当でしょうけれども、いわゆる世帯構成、当然、実施要綱でも住民基本台帳に記載されているものに交付する。当然、住民課の戸籍の担当、それから保健福祉課もある。そういう三者連携をして、高齢者の75歳以上のタクシー券を利用する交通弱者、そういう人たちを捉えて、それでどういう家族構成なのか、ひとり暮らしもいれば、夫婦だけの2人暮らしの世帯もあれば、あとは息子さん、娘さん夫婦と同居している75歳以上の家庭もあれば、そういう

ものを捉えて、そこで運用するというんですかね。多分、令和5年度のタクシー利用券実績状況を見ると40%なんですよ、交付に対しての。だから意外に使われていないですよ。そういった点からすれば、やっぱり使い勝手が悪い。

それから、令和2年度にこの制度ができて5年経過します。そろそろ、やっぱり制度の見直しをする時期にも来ているのではないかと思います。

そういった点で、役場内での事務方のそういう連携をしていけば、もっと絞って、本当に困っている例えば75歳以上の高齢者夫婦世帯、そういったところであれば、今言ったように旦那さん、奥さんがタクシー券もらっているんだけど、自分でタクシーに乗ることもできない方がいらっしゃると思うんです。そういう人が、代わりに奥さん、旦那さんが、じゃ買物に行ってくるよと、タクシー券を利用して行こうということもできると思うし。世帯構成でも旦那さんが75歳以上、奥さんがまだ75にならない、そうすると旦那さんはタクシー券もらっているけれども、奥さんはない。だけれども旦那さんは自力でタクシーに乗ることもできない、動けない。でもタクシー券利用できない、奥さんはそれを使えない。こういう実態が実はあるんです。

だから、そういうことで事務手続、ちょっと多く手間かかるかもしれませんが、タクシー券のそういう色を区別して、これは同じ世帯のご夫婦で、旦那さん、奥さんのために使うんだと。だったらこれは別に不正の利用ではないだろうという、そういう判断もできるし、タクシー会社さんとあと介護タクシーさんですか、今、2つの事業所がタクシー券を利用できる状況ですけども。

そういう手間、本当にこれ町長言うように、福祉、寄り添った行政、これをすべきだと思うんですが、町長、いかがでしょうか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 前回もお話ししましたが、タクシー券は高齢者の買物弱者のために令和2年度から始まりました。

それで、令和2年当初は年間1万2,000円、そして令和3年にも1万2,000円、そして各議員さんからとにかく利用が多いんだからということで、さらに増やして、約2,000円増やしたんですか。そして、令和5年度にもさらに2,000円増やして、今現在、1枚500円券を40枚、約2万円になっております。

本当に利用は、先ほど利用状況が少ないと言いましたが、やはり使っている方は大変喜んでおります。

それで、色をつけて旦那さんのために使えるということでありますが、3点目で答弁したとおりに、今後、申請時に意見を聞いたり、あるいは利用者のご意見の把握に努めて、今後進めていきたいと思っております。

あと、最初の質疑で、これを買物にできないかということは、これは私が3年前にこの話は受けております。2度ほど自宅に来ております。恐らく同じ方だと思っております。私は、はっきり言いました。これはあくまでも買物弱者、高齢者のために出しているものですから、買物はできませんということを、同じことを2度言いました。それで、納得したかしらないか分かりませんが、じゃ申請した意味がないべということをおっしゃっていました。ですから、そういう方もタクシーを利用するために申請したと思いますが、そういう買物にもできないかということで申請したと思っておりますので、やはりもう一度、皆さんで原点に戻って、買物弱者のためにタクシーを出しているんだということを、皆さんにもう一度知っていただきたいと思います。

なお、どのようにすればいろんな高齢者の方々が助かるか、利用できるかは、今後、本当に皆さんで協議し

たいと思っております。

なお、今のところ、タクシー助成券はこのままやっていきたいと思っております。

○議長（水野秀一君） 4番、兼子長一君。

○4番（兼子長一君） タクシー券を商品券と同じように使えないかというのは、これちょっと私も極論だと思うんです。これを崩してしまうと、もう何でもありになっちゃいますんで、これは私もやっぱり制限かける、あくまでもタクシー利用、これは交通弱者という観点から、買物弱者じゃなくて交通弱者の観点からこの制度はあるわけですから、これはおっしゃるとおりです。町長の見解どおりだと思います。

今、町長答弁で、当面この制度のままいくということですが、やはり5年、この制度を実施してきて、いろいろ助かっているよと、それはいろんな意見もあるし、またさっき言ったようにちょっと使い勝手が悪い、そういう意見も私も承っています。

そういった中で、もうちょっと工夫して弾力的に運用するというんですか、そういうのもやっぱり一つの行政というか、つくったときと同じままの、要綱もあるからそのとおりやるんだ、それは分かりますけれども、でもやっぱり仕組みというのは、その都度その都度いろんな、最初はそれでいいんだろうけれども、いざ運用してみれば、こういうところがちょっと不具合だね、こういうふうに見直してもいいよねというのはこれは出てくると思うんです。これは実施要項ですから、条例じゃありませんから、逐次その改正もできるし、その辺のやり方というのは、これはできると思うんですね。

だから、やっぱり担当課1つだけでこれを考えるのではなくて、やはり連携して、当然、いろんな75歳以上の高齢者を抽出するのだから、住民基本台帳から全部データを持ってくるわけですから、そういった中でいろんな関係部局が連携して、さっき私が提案したような、本当に困っている高齢者世帯の2人暮らしのご夫婦、そこで旦那さんが病弱だ、奥さんがちょっと体の具合が悪い、そういった方たちの利用勝手をよくしてあげる。これはお金はかからないと思いますよ、予算的に。今までの予算の枠でできる話ですよ、これ。

だから、そういう手間かけて、そういう弱者、困っている人のためにやるんだという、そういう姿勢をお願いしたいんです。現行のままいくんだというのではなくて、もうちょっとそういう点を酌み取ってやっていくという考えはないんですかね。町長、再度お伺いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 私は、高齢者を切り捨てるようなことは一切しておりません。

タクシー券で、じゃ何とかしようというのは、私もそれは考えて考えて、ようやく令和2年にできたタクシー券なんです。そういう中で、いろいろ使い勝手もあるかもしれません。

でも今後、担当課、あるいはほかの部署とも、あるいは庁議でも、どういうふうに高齢者が本当に再度タクシー等で困っているか、もう一度検討させていただきたいと思います。

とにかく、私はいつも8番議員に言っているんだけど、教育と福祉は衰退することはないと思っておりますので、今後とも前向きにさせていただきたいと思います。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、（2）町内道路の立木による危険な日陰対策についての質問を許します。

4番、兼子長一君。

〔4番 兼子長一君起立〕

○4番（兼子長一君） 町内道路の立ち木による危険な日陰対策について伺いをいたします。

町内の国道、県道、町道において、立ち木による日陰のため、冬期間の降雪により凍結する場所があり、安全な通行に支障があるので、今後の対応について町長の見解を伺います。

道路脇の立ち木が大きくなり、日陰の箇所が増えている状況であります。以前から議会の質問でも取り上げられてきました。しかし、いまだ解消に至っていないのが現状であります。

主な場所につきましては、国道118号、簗輪字坂ノ前地内、直売所まごころさん付近、県道浅川古殿線の小野久保地内と城山下の宿坂地内、県道社田浅川線の背戸谷地と棚倉町一色の境界付近や町道でもほかに数か所あります。

3点伺います。

国道、県道については、土木事務所に要望していると思いますが、これまでの要望に対して土木事務所の対応を伺います。

2点目、立ち木伐採には所有者の理解と協力が不可欠ですが、町が立ち木所有者と交渉してから土木事務所で伐採した事例はあったのか伺います。

3点目、日陰解消が進まない課題は伐採費用の負担であります。例えば、日陰を解消する範囲の伐採費用を行政側が負担することも一つの手法と思いますが、町長の考えを伺います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目につきましては、国・県道の法面に繁茂している樹木の伐採を要望しており、その一部が完了しております。

2点目につきましては、町が所有者と交渉し、土木事務所が伐採した事例については、近年では確認できておりません。

3点目につきましては、今のところ考えはございません。

以上です。

○議長（水野秀一君） 4番、兼子長一君。

○4番（兼子長一君） なかなか厳しい答弁でございました。

これは以前から、いわゆる縦割り行政の典型でございます。そういう道路を管理する管理者の交通安全対策、いろんな面での維持管理も含めての話で、なかなかこれ進まないのが実態だと思うんです。

それで、一番進まない原因は、やっぱり伐採の費用負担だと思うんです。これは地主がやるのは大原則ですね、これ。全くそのとおりで、地主が責任を持って、自分のうちの木を切らなければならないのは、これは当たり前前の話です。そこにたまたま地形の問題、立ち木の問題で日陰になる道路があつて、度々スリップ事故とか発生するという状況であります。

だから、そこの進め方だと思うんです。今までのように、地元区長、あるいはいろんな方から要望来て、じゃこれは国道だから土木事務所だねと。土木事務所ですらそういうところがあるから、じゃやってください、一応、

地主も切っていいですよという了解をもらっていますでやると。それは何か所か、今までもあったと思うんですけども、でもそこから一步先に進めないのが現状ですね。

だから、もうちょっとこれ工夫をする。予算もないんでしょうけれども、今、町内の山林で結構大規模に伐採している業者さんが入っていて、そういった方たちが、例えばそういう特殊な重機持っていますから、そういう人たちは。急傾斜の木でも切れるような、そういう技術を持っていच्छやる。そういうところとの兼ね合いで、ちょっと交渉して、急傾斜の危険地域をちょっとやってくれないかとか、そういう方法も1つあるのではないかなと思いますね。

今、木も結構高く売れる状況でして、地主さんにも伐採した分のお金も入るような状況だそうです。そういったのも含めて、何ていったらいいでしょうかね、今までのような日陰対策だけではもう立ち行かないと思います。もう野放し状態になって、木はどんどん伸びる、あるいは竹も伸びて、雪が降るとぐっとなって交通障害になる、そういう事例もあります。

ですから、道路管理者だけではなくて、いわゆる山、山林、森林環境、そういう観点からも何か方策はないのかなと。当初予算でも、これは農政課サイドですけれども、支障木伐採というので100万計上されていて、これは森林環境税の兼ね合いだと思うんですけども、そういう観点からも行政側が負担して支障木を伐採するという、そういう手法もあるかと思うんですよ。

だから、今までのように、国道、県道だから土木事務所、町道だから町だ、それはそういうすみ分けだけじゃなくて、もうちょっと広い観点から、そういう大がかりな伐採業者さんとの連携と森林の担当部局農政課なり、そういうものとの連携をやれば、もうちょっと一歩、二歩進められるんじゃないかと思うんですけども、その辺どうですか、お伺いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 全く樹木の伐採はしていないわけではありません。先ほど1点目でお話ししたとおり、要望している樹木は、本当に一部完了しているところもあります。要望した箇所、全てをやっていたくないのが現状であります。これは我が町だけではなく。ほかの町村もそうだと思うっております。

それで、やはりいろんな面で連携して、伐採するのはいいんですが、やはりお金のかかることなんです。じゃ、そのお金をどこから出すかというと、やはり町が入れば、恐らくじゃ町で負担してくれという話が出てくる可能性があります。

そういう中で、日陰で本当に危険なところは、担当課なり、それなりに氷が解ける融雪剤をまいております。あるいは、危険なところには融雪剤が置いてあると思います。やはり、そういう担当課も、我々も気を遣いながら、日陰、交通事故のないようにしているのは現状であります。

なお、今、兼子議員が言ったとおり、本当にどういうことで今後日陰ができるか、これもやはり検討課題だと思っておりますので、とにかく町民に、通行する方々に迷惑がかからないようにやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 4番、兼子長一君。

○4番（兼子長一君） そのとおり、本当、交通安全対策も含めて、これは大事なことだと思います。

今まで町長が言ったように、実施してきたところは、やはり伐採しやすいというか、地形的にも。今、残っているのは、どうしてもなかなか困難な場所だと思うんですね。小野久保もすごい急傾斜で、何かやる業者さん決まったんだけど、ちょっと違うほう忙しくて、その辺は先送りになっているような感じもする。それから、また宿坂地内、ここも畑田川の対岸で、杉の木が相当伸びちゃって、これも日陰になっちゃっているということで、そういった問題もあります。

あとは、一色境もしかりですね。あそこも浅川町の人がほとんど通勤、通学で使うんだけど、あそこももうなかなか、地主さんは隣町の方ですから、なかなかその辺の兼ね合いもあるんでしょうけれども、これも進まない。そういった中で、もうちょっと工夫してやっていただければと思います。

あとは、杉花粉対策、こういうものも含めての杉の木伐採、こういう手法もあると思うんです。日陰だけじゃなくてね。そういう、国も今、杉花粉症の対策をいろいろ進めていますから、新しい品種、杉花粉が出ないようなのを今、苗がもう育っている状況ですから。そういうものも含めてやっていただければ。何か大変だとは思いますが、困難なことはあると思うんですけれども、やはり人命第一、そういう場所で事故が起きて、死亡事故が発生すれば、またこれ例のごとく警察署が出てきて、じゃ現場確認しましょう。地元の交通安全対策と三者協議とかでよくやる現場確認、これも遅きに失した話で、物事が、そういう死亡事故が起きてから現場確認して、ああ日陰だったね、これはあれだねという、一時停止の標識がなかった、結局そういうことじゃないですか、今までの繰り返しは。先行して、それを防ぐという手だてをやったりもうやる時期だと思いますので、まあ答弁はいいです。そういうことで、私の一応、提言としてお伝えして終わります。

○議長（水野秀一君）　ここで、1時まで昼食のため休憩いたします。

休憩　午前11時58分

再開　午後　1時00分

○議長（水野秀一君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、質問順5、5番、木田治喜君、（1）「水銀に関する水俣条約」に伴う町施設照明のLED化及び町民への周知対応についての質問を許します。

5番、木田治喜君。

〔5番　木田治喜君起立〕

○5番（木田治喜君）　令和6年第4回定例会にて、同僚議員が同趣旨の質問をしました。財政的にも物理的にも大変厳しい環境で、緊急性も要しているということも踏まえるとともに、町民の皆様への周知も重要との意味合いで質問いたします。

既に水俣条約では、水銀灯の生産と移動、販売が禁止されていることは、ご承知のとおりです。

令和5年11月に水銀に関する水俣条約締約国会議において、令和7年にコンパクト蛍光灯が、令和9年には直管蛍光管が製造禁止となりました。既に国内主要3社は製造を中止しています。ただし、全国的調査によれば、国民の87%の方が「知らない」と回答しています。

従来、政府はカーボンニュートラル行動計画で、2030年、令和12年までに政府施設を100%LED化するはずが、3年前倒しになりました。全国自治体もほぼこの目標に倣っていますので、数年でLED化を完了させなければなりません。多くの公共施設が存在する当町でも、スケジュール、予算、資材、工事業者等々の課題もあります。

令和5年10月の浅川町ゼロカーボンシティ宣言下の状況において、町も各種事業に推進していることは理解いたしております。町民への周知度が低いのではとの思いで、何点か質問いたします。

1点目に、令和5年11月に水銀に関する水俣条約締約国会議において、2027年末の蛍光管製造禁止が合意されましたが、LED化前倒しに対する町対応に変化点がありましたでしょうか、お伺いします。

2点目に、町管理施設、防犯灯を含みますが、令和7年3月現在のLED化しなければならない照明は何個あるのか、また全てLED化するための費用を所管課別にお伺いします。

3点目に、当町においてもLED化改修が進められていることは承知していますが、世界的な発光ダイオードの不足や資材不足が想定される中、取組を加速化させ、完了させるべきと考えます。町民はもとより、児童・生徒にとって安全・安心に必要な不可欠な防犯灯を含めた完全LED化に向けた、令和7年度を含めて具体的なスケジュールを伺います。

4点目に、一般照明蛍光ランプ、いわゆる蛍光灯が製造と輸出入禁止に伴う町民への周知に向けた対応をお伺いいたします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

ちょっと長くなるかもしれませんが、よろしくお願いします。

1点目につきましては、水銀に関する水俣条約第5回締約国会議（COP5）において、一般照明用の蛍光ランプを、その種類に応じて2027年末までに製造及び輸出入を段階的に廃止することが決定され、改めて庁内におきまして情報共有を図り、今後、資材の高騰や需要の増加による各照明の価格高騰や品不足なども予想されていることから、各施設において計画的なLED照明への更新や、それらに伴う予算の確保など、必要な対応を取ることを確認したところであります。

2点目につきましては、所管課ごとにLED化しなければならない各施設等の照明の個数とLED化するための費用を申し上げます。

総務課分、596基、約3,200万円、防犯灯分としては628基、約2,600万円、保健福祉課分、367基、約1,300万円、企画商工課分、452基、約4,000万円、建設水道課分、505基、約2,200万円、教育課分、1,302基、約1億6,500万円となっております。

なお、費用につきましては、概算費用となっております。

3点目につきましては、LED化に向けた取組を加速させる必要性は十分認識しており、町地球温暖化対策推進本部においても再度協議、検討を行ったところであります。

しかし、全公共施設の更新となると、莫大な予算を要することが見込まれることから、調査設計を含んだ一括リースなどの契約方式についても検討を行い、令和7年度中に一定程度のスケジュールを立てていきたいと考えております。

4点目につきましては、県を通じて環境省からあった周知依頼においては、廃止期限後においても在庫品の流通、販売、既存製品の継続使用は可能とされていること、また国民生活に無用な混乱を起こすことがないよう、経済産業省と環境省それぞれの様々なチャンネルを使って周知内容を広めていくとの説明があったところでございます。

町といたしましても、令和7年度から予定しております省エネ家電製品買換等促進事業補助金の実施と併せた周知や、事業実施に当たり、町内事業所さんとも連携し周知をお願いするなど、町民の皆様に混乱や不安を生じさせることがないように周知してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） ありがとうございます。

相当な額があるということで、私の認識よりもちょっと若干多かったというようなことで理解しました。

それから、これは後でも述べますが、周知方法についてもそのとおりだというふうに思っております。要らぬ混乱は及ぼす必要はありませんので、そのとおりだと思います。

それで、1点目についてはよく分かりました。

ただ、今までの2030年云々の話、これから何年か後ですよという話の中で、急に2027年というふうな形で、3年前倒しになったことに対しての変化点という意味合いで、ちょっとお聞きしたんですが、多分、今のお答えは、今まで思っていたスケジュールのとおりなのかなというような感じはしないでもないですね。3年前倒しになったからこそ、何かスケジュールに変化があるとか、対応に変化があるというようなことで、ちょっとお聞きしたんですが、そういう意味では1点目については理解しました。

それで、2点目、3点目については、相反関係にあるというようなことで、当然、令和4年3月の浅川町まるごと省エネ計画においても、令和6年3月改定及び令和5年10月のゼロカーボンシティの宣言下においても、エネルギー利用の効率化に向けた取組が明示されているものと承知しています。

順次、LED化が防犯灯をはじめとして実施されることも承知しています。ただ、本当に間に合うのかなという危惧を抱いております。これも事実でございます。

2点目に、町管理施設のLED化未実施の個数は伺いました。ちょっと暗算が難しいので、実際にはどれだけで、どれだけの金額があるのかというのは、さっと今は分からないんですが、後々、議事録をきっちり読ませていただいて、その辺の確認はさせていただきたいなというふうに思っています。

それで、その中で町民の安全・安心のためには、防犯灯、街路灯はなくてはならないものと認識しています。さきの定例会でも同僚議員も質問した内容で大変恐縮なんですが、3か月経過しました。12月から3か月経過した中で、防犯灯、街路灯の個数は町全体で幾つあって、それで防犯灯に限ってのLED化の未実施はどのくらいあるのかということと、併せて1基当たりの改修価格、それから令和6年度の実績、予定も含めてです。

3月までありますので、年度末までにはまだありますから、それらも含めてどのぐらいがLED化にできたんだというような、実績をお伺いできればと思いますが、よろしくお願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 詳細にわたりますので、担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 住民課長、高野喜寛君。

○住民課長（高野喜寛君） それでは、お答えいたします。

まず、防犯灯も3か月経過してどのくらいということなのですが、先ほどの町長の答弁でもありましたとおり、防犯灯LED化されていない個数につきましては628基という形になってございます。全体の防犯灯ですと895基という形になってございますので、既に単体でLED化している内容につきましては267基の分がLED化になっておりますので、残りの628基が、今の全体ですとLED化しなければならない数だというふうな認識をしてございます。

それから、令和6年度の実績につきましては、ちょっと総務課長から答弁をいただくような形になりますが、1基当たりの費用につきましては、おおむね4万円から5万円、電力の申請も込みで、そういった形での費用で、現在1基当たりの蛍光灯から防犯灯LEDタイプに交換した場合の費用という形で見込んでいるところでございます。

私のほうからは以上になります。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、私からは防犯灯の設置代ということで、ご答弁させていただきます。

今ほど住民課長からもございましたが、形態がそれぞれございます。独立でポールを立てて防犯灯を設置する場合と、電力柱の柱に借りて器具のみ設置で、それぞれ金額が違います。そのうちのポールを立てて器具を設置の場合は、約7万から8万かかります。あと、場所も考慮するときもあるんですが、あと電力柱に併用の件なんですが、そちらにつきましては約5万円ほど、設置代はかかっております。

以上です。

〔「数、ああそうか。答弁漏れ、すみません」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） 失礼しました。答弁漏れでございました。

令和6年度、今年度の防犯灯の設置は約5基を設置しておりますが、先ほど午前中、私、答弁してしました例の停車場線、こちらを設置いたしますので、そこに3か所設置しますので、8か所の予定です。

以上です。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） 了解しました。

ただ、設置数を聞いたんじゃないなくて、防犯灯をLED化したもの、設置も含めて、交換も含めてどのくらいでしたんですかという質問を先ほどさせていただきました、令和6年度の実績。

というのも、令和6年の第4回定例会において同僚議員が質問したときに、今と同じような未実施数量、628基とお答えになりました。それは承知しているんですけども、628基から、12月の定例会終了後から3月の今まで、プラス年度末までどのくらいやるのかも含めて、残はどのくらいなるんですかというお話をさせてもらったので、628基というのは、12月のときにお答えした内容と同じじゃないかなというふうに思っていますので、再度その辺は検討していただいてお答え願えればというふうに思っています。

それで、安全・安心の町づくりは基本中の基本です。住環境としては快適な閑静な住宅街も、人通りが少な

く静かであることが原因で、かえって不安を抱くことがあります。通行者の安全を確保する意味でも、街路灯、それから防犯灯の役割は大きいものというふうに考えています。街路灯が防犯灯の役目を兼ねているとも言われています。

当町でも再三、防災無線等において、犯罪絡みの注意等を促す呼びかけをしております。これも承知しています。そのような中で、防犯灯ＬＥＤ化に伴い、これ一つの提案なんですけれども、青色ＬＥＤ、発光ダイオードに変更して、犯罪抑止に効果を上げているという報告もあります。

街路灯を青色にすると、視認性に問題があつて、照度を確保して機能させるには十分なパワーを高める必要がありますので、経済的ではないということで、ゼロカーボンに反する逆の意味合いになってしまうということもあるとは思われるんですが、防犯灯に限っては視認性、それから印象評価、それから受容性も高く評価されているところでございます。

そもそも青色は、皆さんもご存じのとおり副交感神経に影響を及ぼしまして、心を落ち着かせるという意味合いで、白色より光量が少ないため暗くは感じるんですが、薄暗がりの時間では逆に遠くまで光が届きやすいとも言われています。これをブルキンエ現象とかなんかと言うというふうには聞いているんですが、青色そのものが犯罪の抑止力になるかどうかという確かなエビデンスはないんです。これがないんですが、設置の各自治体からの報告によれば、犯罪は限りなく減っているということで、こういった報告もあるのも確かでございます。

ですから、青色ＬＥＤを設置する箇所、機種等の選定とかが必要なことも考慮していますけれども、単なるＬＥＤ化にとどまらず、そういった安全・安心の面から、こういった青色のＬＥＤに検討するに値するのかどうか、町としてはどうなんだろうなというほうの意見をちょっとお聞きたいなというふうに思っていますので、よろしくお願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 後で担当課より説明させていただきますが、今の木田議員さんがいいことを言ったなと思ったんですが、青色のＬＥＤ、これ私も青色が好きで、青色というのは犯罪力を癒やすらしいんですよ。そういう中で、私、青色というのは好きなんです。

それで旧道、昔の118号、新町から簗輪に行く道路、あれ右側のほうに道路上にぴかぴか青いのありますよね。あれが物すごく評判いいんですよ。そして、確かにあの色を見ると、本当に安心・安全で通れるような気がするんですよ。本当に犯罪を起こすような色じゃないんですよ。私は今、これを県の土木事務所に、町のあちこちをお願いを今しているところなんです。ですから、私も青色のＬＥＤはいいなと思っております。ぜひ、実現できるようにやっていきたいと思っております。

なお、補足説明を担当課長よりさせていただきます。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、私から補足答弁させていただきます。

先ほど住民課長からの答弁で628と言いましたが、そちらから5基、器具の交換しております、ＬＥＤにです。ですので、残りは623ということになります。

なお、今後というか、今もそうですが、新しい器具は全て当然ＬＥＤにしております。

それともう1点、ブルー灯なんですけど、こちらも防犯の冊子を警察から頂いておりまして、そちらにもPRで載っていました。近間ですと、会津地方の、すみません、ちょっと忘れたんですが、どこかの町村でやっていました。それと、茨城でもやっていまして、実は茨城は常陸太田かひたちなかか、那珂だったんですけども、この3市町のどこかだったんですけども、実は私、見てきたんです。確かに見た限りでは、最初青くてどうなのかと思ったんですけども、よくよく考えて、いろいろ資料とかも見たんですけども、確かに犯罪の抑止力にはなると思いますので、ぜひ今回、議員さんからこういう提案もございましたので、来年度検討したいと思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） ありがとうございます。

ぜひ、確かに青色ダイオード、高くはなって、ゼロカーボンシティ宣言の当町においては、ちょっと逆行するあれかもしれません。逆にいろいろかかりますので、ただ犯罪抑止力、いわゆる防犯灯のスポット、スポットで置く分には非常に有効かなというふうに考えていますし、今、先ほど町長さんのほうからもありましたように、あそこは私も好きです。あの色、非常に落ち着くというかがあります。いいなと常に思っているところであります。ぜひとも検討をしていただければというふうに思っています。

それで、蛍光灯の使用に制限はありません。ですから先ほどもお答えのとおり、今までの在庫分も含めて、ある分については使用するのには問題ないんだということだと思います。ただ、製造中止となれば、2028年以降は交換用の蛍光灯を手に入れるのが非常に難しくなります。これも確かだと思います。

そもそも蛍光灯は、LEDと比較して安価なコスパがよいとされてきました。現在も値上げが繰り返されています。ただ、蛍光灯はLEDよりも安く入るので、LEDに替えるのが大変難しくなって、一般的な蛍光灯を使っているんですよというような意味合いもあるんでしょうけれども、今現在、相当数の値上げが繰り返されてきています。

先日、電化製品の店舗等でもある意味確認させていただいたんですが、今後ますます値上げの可能性が高いということです。パナソニックの直管蛍光灯が2027年9月末にて製造中止と発表してから、なおさら値上げの顕在化がしているということで、例えばパナソニック80%アップ、それから東芝ライテック、これが90%、それからホタルクス130%の値上げということでございます。

特に電球系に関しては、30ワット以下は今年、それから30ワット以上は来年に製造中止となります。これももう決まっております。それらにより拍車がかかり、LEDに関しても需要が増加すれば、LEDそのものも上がってくるだろうと言われてます。

それを称して2027年問題、いわゆる在庫もそうなんですけど、使用もそうなんですけれども、製造もそうなんだろうけれども、こういった値上げの傾向があることを含めて、2027年度問題というふうに言われています。

それで、それに対する対策も必要なんですけど、一般蛍光灯をLEDに改修するのには大変な費用がかかるということは、先ほどの報告でもありましたとおりです。年ごとに予算を計上しながら進めている現状には理解するんですが、これも同僚議員なんかの話にも出てきました。検討するに値するんだというふうに思いますが、イニシャルコスト不用でランニングコスト費用の平準化を図って、一括改修による早期省エネ効果というメリ

ットのあるリース契約をプロポーザルでやっている自治体が相当数増えています。これは、調べていただければ分かると思うんですが、相当数の地方自治体でこの方法でやっております。というのは、リースにするメリットというのは、先ほど言いましたとおり、いわゆる平準化を図れるし、それからイニシャルコストが不用でランニングコスト費用も平準化されるということで、この契約でやっている自治体が相当数増えていますし、先ほど町長さんの答弁の中にも、それらも含めて令和7年度にリース契約も含めた中での検討をするんだというような回答をいただきましたので、ぜひともその辺のところで、本格的にリース契約をどうしたらいいのか、相当数の金額になりますので、実際に交換すればですね。

なお、一括ではなかなか難しいし、残り3年間の中で、25、26、27年の中でこれをやろうとしたら、相当な金額が出ていくんだろうというふうに思いますので、ぜひともリース関係を本格的に考えていただきたいというふうに思います。

もちろんいいことづくめじゃないので、デメリットのほうもありますが、これは両てんびんにかけていただいて検討していただければというふうに思っているんですが、それでもLED化にすると、寿命が長いとか、それから消費電力が少ないとか、紫外線や赤外線をほとんど含まないとか、環境負荷物質を含まない、光に熱が含まれないと、これは昔だと蛍光灯だと熱くなっているんですが、LEDはそんなことはありませんので、そういった意味ではゼロカーボンシティを宣言した当町だからこそ、積極的にその辺の事業を進めるべきだというふうに考えております。

これも前回のときも話出ました。ある調査によると、町管理施設をLED化することにより、電気料の削減率は7割減りますよと、年間にすると数百万円というような話もあります。電気料金の削減額と、それからリースにすることの差額を財政メリットというふうに位置づけるならば、確保した財源で教育だの福祉だの、住民サービスの向上につなげていくんじゃないかなというふうに考えていますし、これは遅くなれば遅くなるほど、その効果が薄れていきますので、早め早めのうちの対策が必要かというふうに思っています。

一斉の改修、ランニングコストの提言等の、顕著に現れるこういったリース契約の具体策、これは先ほどどちらと聞いているんですが、具体的に令和7年度以降、予算案等に反映させられるのか、それともまだまだ検討の余地はあるのか、その辺のニュアンスをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 後ほど担当課より説明させていただきますが、リースの関係は、本当にメリット、デメリットいろいろございますので、これはさらに検討をさせていただきたいと思います。

それと、先ほどの犯罪の抑止効果がある青色のLEDは、本当に木田議員に提案していただいたように、新年度からやらせていただきたいと思います。一步前進いたします。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、私からも補足答弁させていただきます。

令和5年度、昨年度、富永議員さんからご提案がございました。先進地であります県内のある町役場を訪問しまして、私も含めて、るるご説明を受けてきました。その後、コンサルさん、業者さんに来ていただいて、幾度か議論を重ねております。

それとまた別口で、改めてなんですが、今、木田議員さんからもございましたLEDの防犯灯ばかりでなく、

町全体、公共施設のＬＥＤ化を進めるという意味で、町全体もまた別なコンサル業者さんに来ていただいて、この場所で説明は受けております、役場内全課長対象で。特に、ただ私のほうで１つ思っているのは、大きく分けますと、町としましては、町部局と教育委員会部局あるんですね。町部局のほうは、施設はそれほど持っていない。そして、ＬＥＤ化がほぼなっておりますが、教育委員会部局のほうは、まだＬＥＤ化が不足している部分が多々ございます。

いろいろ提案あるんですけれども、コンサルさんに聞きますと、町全体一括ですとなかなかボリュームがあるので大変じゃないかという話も、他町村の自治体だとそのような話もありまして、まず例えば学校関係で１つ、また別な学校関係で１つみたいな感じのリースの契約の仕方もありますよというアドバイスを受けておりますので、町としてどの方法が一番ベストなのか、今、まさに検討しているところではあります。

来年度には、先ほど答弁ございましたが、一定の結論を出したいと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） ５番、木田治喜君。

○５番（木田治喜君） ありがとうございます。

ぜひ、確かにボリュームありますので、これを一括にリース云々の話になると、ちょっと大規模になってしまつて難しいところがあるかと思えます。それに対するリスクもあります。ですから、ぜひともその辺のことは庁内で検討していただいて、どれが一番いいんだろうということとプラス、だからこそそのプロポーザルになるんだろうと思います。いろんな提案を業者さんにいただいて、提案の中でその中でチョイスしていくというようなことがベストなんだろうなというふうに思っています。特に、教育部局のほうが大変だということもある、これも十分承知していますので、ぜひともその辺のことも教育長さんを中心に検討していただければというふうに思っています。

それで、最後になるんですが、これは製造廃止の影響は、先ほどちらっと町長答弁にもあったんですけれども、町民に少なからず影響を及ぼします。これは、まだまだ周知が不足で、差し迫った感覚になっていないのが現状だというふうに思っていますし、先ほど全国的な調査結果もご報告したんですが、86%の方は全然そんなを感じていないというようなことで、多分、これは量販店なんかに行っても、それは、その感覚はあります。これは、県民の皆さん、町民の皆さんもその辺のことでは、現状としてはそんなにせっぱ詰まった感覚はしていないだろうと。それで、製造していなくても在庫はあります。流通しているということで、軽んじている部分があるんでしょうけれども、家電製品取扱業者の方も今後、在庫不足が顕著になるんだろうということは予想しています。

それで、これも調査によると、ＬＥＤ化率、日本全国で家庭では52.8%ぐらいだというようなことで報告があります。ですから、ほとんどのところ、半分以上はもうＬＥＤ化にしていないというような状況、家庭ではあるということで、シーリングタイプや電球タイプの照明は、個人でもＬＥＤの交換が可能です。これは私なんかもやりました。何点かはできます。ただし、直管型蛍光灯の場合は、これは工事業者が必要です。配線工事が必要となりますので、これを工事業者に依頼する必要があるだろうというふうに聞いています。

それで町も、先ほどもちょっと触れていただいたんですが、令和７年第１回の臨時会において、地方創生臨時交付金にて、省エネ家電製品買換等促進事業として、エアコンと同時にＬＥＤ照明器具に対して２万から３

万を上限に、補助率3分の1として、見込み件数10件で交付することが決定されました。

補助理由が省エネに特化したため、2027年問題とはちょっと違うのかなという感覚で、絶対金額が少ないんじゃないかなという感覚は持っていたんですが、補助の目的も違うので、そちらのほうは了承した次第です。

LED改修の必要性を今後、周知が徹底され、需要が高まった場合は、国の省エネルギー投資促進支援事業費だとかの補助制度や、県単位でも補助制度があります。こういったことも周知の対象になるんじゃないかなと、一般町民向けにはそういった対象になるんじゃないかなというふうに思っています。

それで、これは一つの提案なんですけど、最後にお聞きしたいんですけども、確かに何でもかんでも補助すればいいというものでもないし、これは財政的な問題もありますから、いろんなことで、じゃお金出してくれれば町民にとってはありがたい、これは確かに分かるんですが、逆に言えば財政的な問題もあるので、何でもかんでも補助すればいいんだということにはならないというのを重々承知の上にお話しさせてもらえれば、例えば対象者が高齢者の1人、2人住まいの、いわゆる限定的なものでもいいんで、LED改修に係る費用の補助をすることは、今後検討課題として、いわゆる机上に上るかどうかな話だけなんですけど、そういったものが俎上にのるかどうかなだけ、ちょっとご検討の機会があるのかどうか、そこら辺だけ最後にお伺いして終わりたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 財政的もありますが、高齢者や障がい者、あるいはひとり暮らしで困窮している方には、これはやはりそれなりのことはしてあげたいと思っておりますので、当然、机上にのると思っております。

〔「ありがとうございます」の声あり〕

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、（2）安全・安心まちづくり推進についての質問を許します。

5番、木田治喜君。

〔5番 木田治喜君起立〕

○5番（木田治喜君） 安全・安心まちづくり推進、今回は旧浅川座、それから家屋瓦落下危険性と、それから月斎陣場のコミュニティ公園管理について、ちょっと限定的ですが、そちらのほうのお話をさせていただきたいというふうに思っています。

以前にも町の安全・安心施策については質問をさせていただいています。その中で、町の積極的な施策には敬意を表するところではございますが、私の行政区内でもいろんな問題がそのままの形で存在しています。

令和2年の安全・安心まちづくり推進要綱の改正においてですが、これは国の改正において、安全・安心まちづくりの推進として、町や建物の施設の構造等を犯罪防止に配慮したものとするハード面の対策と、地域の住民や事業者による自主的な防犯パトロール、防犯に関する広報、啓発や防犯教室等のソフト面の対策を効果的に組み合わせて実施する必要があるということが改めて明記されました。

それで、町も浅川町防犯協会を中心に、積極的な活動をしていることは承知しています。これは承知しているんですが、その中でハード面に関して、今回は地域を限定した現状の問題、課題点をただして、ひいては町

全体の解決の手がかりとなるよう、結果的に安全・安心まちづくりの推進につながると思われることについて質問させていただきたいと思います。

1 点目に、過去に何回か質問したと同時に、同僚議員からも複数回質問のありました旧浅川座の現在の進捗状況と、それに絡んで、改正空き家法で言うところの管理不全空家と特定空家等に認定されている戸数をお伺いします。

2 点目に、県道75号塙泉崎線の家屋瓦落下危険性対策の進捗状況、こちらについてお伺いします。

3 点目に、月斉陣場コミュニティ公園の開設経緯と維持管理、いわゆる遊具や除草管理を主体的に実行しているのは町なのか、それとも他の団体なのか、こちらのほうを併せてお伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1 点目につきましては、建物の相続人に対し、文書にて適正管理を依頼しておりますが、連絡がつかない状況であり、さらなる周辺環境の悪化にならないよう、定期的な見回りや飛散物の回収などを行っております。

なお、空き家法における特定空家等及び管理不全空家に認定している建物の戸数は、今のところございません。

2 点目につきましては、県道の周辺で屋根瓦等の落下が懸念される建物の所有者等へ電話連絡や戸別訪問を行い、適正管理を呼びかけている状況です。

3 点目につきましては、開設から相当な年月を経過しているため、開設のいきさつは不明ですが、以前には児童公園という名称であったことから、子ども向けの公園として整備されたものと認識しております。

なお、維持管理の主体については、毎月の遊具点検や遊具等の修繕を町が行っており、除草等の維持管理については、地元行政区において年2回程度実施していただいている状況となっております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 5 番、木田治喜君。

○5 番（木田治喜君） ありがとうございます。

1 点目の浅川座については、ほとんど変化がないということだと思います。非常に難しいし、言うに敏感な状況かと思いますので、これも大変なことだというふうに思っていますし、行政側としてはご苦労は絶えないんだろうなというふうなことは理解させていただきます。

それで、再質問ということなのですが、空家等対策の推進に関する特別措置法が平成27年5月に施行され、令和5年12月に改正されました。

この改正特措法に関しては、令和5年9月の定例会にて、同僚議員が同様の議論をしています。その内容は、管理不全空家の新設と固定資産税6倍のやり取りだったというふうに承知しています。

そもそも平成27年に施行された特措法では、特定空家等について明記されています。そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上の危険となるもの、危険となる状態、それから著しく衛生上有害となるおそれがある状態、それから適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空き家等を言うんだということにされて

います。全て浅川座に合致するというのは、これはもう誰もが承知していることだと思います。

ご存じのように、特定空家に指定されると、助言、指導に勧告があり、住宅用地の特別措置の対象から除外され、固定資産税の優遇措置が適用されなくなります。税額は最大6倍になるということです、命令に応じない場合は、最大で50万円以下の過料が課せられます。

従来、課題点となっていた所有者の特定についても、固定資産台帳や不動産登記情報等々の情報を一元化に取得、管理することが容易に特定できるということになっております。多くの市町村で活用している状況であるというふうに思っています。

問題は、どう認定するかということになりますので、認定問題については、別の機会にまた改めてお話しさせていただきたいと思うんですが、そこで再質問いたします。

令和5年9月議会で、同僚議員の質問時には、管理不全空家を含めて施行前のため、国のガイドラインができるまで、明確な回答ができないということでした。

それでは、1点目に、当町において最も重要な改正特措法の改正項目を、簡単でいいので、こちらをお伺いしたいと思います。どことどことどこが変わったんだよということがお知らせ願えればというふうに思います。

2点目に、町条例に浅川町空き家等対策の推進に関する条例と浅川町空き家対策審議会条例が存在します。この2つ、条例が存在します。国の改正に合わせて、町条例の改正は要らないんでしょうか、これをちょっと質問させていただきたいのと。

3点目に、町条例、浅川町空き家対策審議会条例には、国の特措法第6条第1項に規定する空き家等対策計画を策定することになっています。全国的に見れば、全国1,741市町村のうち、1,450市町村の83%が策定済みです。これも報告にあるとおりです。

さきの全員協議会の令和7年度予算大綱の説明において、それから初日の予算の説明の中においても、空き家等対策計画の策定業務委託料として200万計上されました。平成31年4月より施行された空き家対策審議会条例に明記された対策計画がなぜ7年になったのか、こちらを簡単でいいので理由をお聞かせ願いたいと思います。

4点目に、先ほど特定空き家等に認定されるかどうかの要件については申し上げましたが、旧浅川座がなぜ認定されないんでしょうかというようなことを、この4点をお伺いさせていただきたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

まず、私が答弁してから、担当課より説明させていただきます。

浅川座は、私が町長になってから急に出てきまして、もう毎年、毎年大変です。

それで、最初は約5年前、これは議事録に載っています。風が強くて、トタンや樹木が飛んで危険だということで、一番近い浅川座の方に、私、ネットをかけるためにどうしても立ち会っていただきたいということで、2回ほど立ち会っていただきました。1回目が恐らく1時間から2時間いたでしょう、ネットを張り終わるまで。それで、一安心したなと思ったら、やはり右側の、南方のほうも屋根が危険だということで、右側も2回目かけました。そのときに、私がまた自宅のほうに行って、何とかお願いしたいんだと、お願いをお願いをして、これも議事録に載っていますから、文句を言われながらも、何とか10分でもいいから、20分でもいいから

立ち会っていただきたいということで、立ち会っていただきました。そのときは本当にちょっと見て、自由にやってくださいと言って、数分でいなくなりました。それで、ようやく今ネットを張って、ここ数年、何ら飛散物がなくなったものと思っております。そういう中で、頼んだとき、もう二度と来ないでくれと言われたんですよ。

それで、そういう中で、何回もこういう一般質問がきた中で、議員さんのほうからありましたよね、議員さんのほうから、じゃ外国に行きましょう、あるいは2回目は解体してもらうように何とかしていただきましたという、そういう温かいお言葉をいただきましたから、私はもう解体は、ボールはもう議員さんのほうに行っているのかなと思いましたが、なかなかやはりこの解体は物すごく難しいんですよ。いまだに進捗しないのが、現在であります。

そういう中でも、やはり危険物はなくさなくちゃいけないのが、私であって、皆さんだと思うんですよ、そしてまた町民なんです。ですから、この問題、本当に進捗しそうでできませんが、今、るる5番議員さんが解体の何とかとか言っておりますので、今、担当課でここ数年調べた結果が出ておりますので、答弁をさせていただきますと思います。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） それでは、4点ほど答弁させていただきます。

初めに、1点目ですけれども、空き家法の改正の件でございます。

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が令和5年12月13日に施行されております。主な改正点、4点ほどありまして、細かい部分もあるので、主な要点のみちょっとお話ししたいと思います。

初めに、所有者の責任の強化というものがございました。これまでの法律の適切な管理の努力義務というのはもともとあったんですけれども、これに加えて、国、自治体の施策に協力する努力義務ということで、町の施策に協力する努力義務が加わったというところがあります。

そして、あと3つありまして、1つ目なんですけれども、活用の拡大ということで、空家等活用促進区域というものを定めたり、活用指針等を定めて用途変更や建て替え等を促進するなど、そういった空き家等の活用促進区域の設定というところがあります。それから、財産管理人による所有者不在の空き家の処分など、それから支援法人の制度などがございます。

それから、2つ目に管理の確保ということで、特定空家となるものを未然に防止する管理ということで、こちらが管理不全空家というところになると思っております。さらに、同様に管理不全空家の住宅用地の固定資産税の特例、こちらが管理不全空家になると特例が解除されるというところだと思っております。

それから、3つ目が特例空家の除却等ということで、市町村が状態の把握するのに報告徴収権というものが加わりました。それから、代執行の円滑化ということで、緊急時の代執行の制度が加わりました。また、緊急時代執行の費用は、確定判決なしで徴収することができるなどとなっております。それから、財産管理人による空き家の管理、処分についても市町村長に選任請求が認められたというところがございます。今までは利害関係人ということで、今までも求めることはできたんだと思うんですけれども、利害関係人ということではなくても、市町村にそういった財産管理人の申立てができるということになったと思っております。

あともう一つ、以前の議会での一般質問の際に、どのようなものが管理不全空家になるのかということが、

当時まだ決まっていなかったもので、その確認をしていますというところでしたけれども、その後、国で管理不全空家の参考基準が示されてありますので、今後はそちらのほうの参考基準に従って、認定基準のほうを定めてまいりたいと考えております。

それから、2点目ですけれども、町条例の改正ですね。

国の法律の改正に伴って、町条例の改正でございますけれども、今現在は行っておりませんが、早ければ令和7年度中には改正をしたいと考えてございます。

3点目でございます。

計画の作成ですけれども、こちらにつきましては、令和7年度の当初予算に空き家の対策計画作成のための予算を計上しております。

それで、なぜ7年度になったのかということでございますけれども、まずは浅川町の空き家の実態調査を実施したのが平成27年が最初でございまして、そこから空き家対策の条例をつくるまで、平成31年に条例を作成いたしました。

本来であれば、すぐに空き家の審議会等を組織して、空き家対策の計画をつくり、そして特定空家をはじめ、管理不全空家の認定をしていくという流れであると思うんですが、ちょっと平成27年にまずはつくった、調査した空き家のデータしかなかったものですから、再度、改めて実施しようとした場合に、再調査が必要だろうということで、まずは今年度、令和6年度に空き家の実態調査を行いました。

これに基づきまして、令和7年度には、空き家対策の審議会を開催する予算も計上しております。委員8人の3回程度を予定しております。それで、空き家対策計画の作成する内容を審議するのも空き家対策の審議会、委員会になっておりますので、その委員会の中で、まず空き家対策の中身の検討をして作成していくということになります。そういった意味で、7年度にこの計画を作成する予算を計上したところでございます。

また、併せまして、管理不全空家を認定する基準であったり、特定空家を認定する基準であったり、さらには認定そのものを審議会、委員会に諮って決定をするという流れで考えておりますので、そういった意味で令和7年度からのスタートというふうになったところでございます。

あと、4点目ですけれども浅川座が認定されていない理由とはということでございますけれども、今ほどの答弁の内容のとおり、認定するためには空き家の対策の委員会で審議する必要があるということと、当然、前段に対策計画があって、基準があって、認定していくという流れになってございますので、そのようなことで、今現在は認定されていないというような状況でございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） 町長答弁にもありましたように、そのご苦勞は私も共有しているところです。近くに住んでおりますので、ネット張りとか、それから飛んだ屋根の上の物が、トタンとかなんかが飛んだ場合に、近くの方が拾ったり、私も一時期やったことがありますけれども、それを空いているところに持って行って、トタンとかなんかを重ねて置いておくというようなことも、まあまあありました。これは大変だろうなというのは重々もう分かっていますし、その辺は共有しているところです。

それで、空き家対策計画については、幸か不幸か、逆に改正になったので、全国的に見れば、早い段階でつ

くっているところは、また改正が必要なんじゃないかということがありますので、当町においては、令和6年度の調査を含めて対策の計画を立てるんだということになれば、改正特措法を踏まえた中での対策計画が立てられるということで、逆に言ったらよかったのかなと一瞬思っちゃうんですが、よくはないんですね。

つくるための審議会なりなんなりを設定して、条例にも決めておいて、令和7年度になってしまったというところは反省点はあるかと思いますが、ただ逆に言えば、私が行政側であればよかったんじゃないのと、逆に改正特措法を網羅した中での対策計画になるんじゃないかなというようなことで、逆にそれはよかったのかなというふうに私も考えます。

それで、いろいろ丁寧に戻していただきありがとうございました。

なお、平成31年3月25日に定められた浅川町空き家対策審議会条例の第2条に明記されている、これはちょっと検討していただきたい、後で見ていただきたいんですが、国の特措法第6条第1項に規定するという条文があります。これは後で見てもらえれば分かるんですが、第2条に明記されている特措法第6条第1項に規定するというふうな条文があるんですが、これは多分、第7条が適当じゃないのかなと、私、読んでいてそう思ったので、第7条は国の対策計画であって、第7条が市町村が課せられた対策計画の云々で入っている条文だと私は思いますので、こちら、後で見ていただけませんか。検討で、これは回答、結構なので、後で見ていただきたいと思います。第6条第1項になっているところが第7条じゃないですかというようなことで、ちょっと見ていただければというふうに思っています。

それで、地域の皆さんからも危険極まりない浅川座をどうにか行政の力で解決してほしいというのも、これは正直な意見でございます。地域の皆さんからよく聞きます。

2点目なんですが、75号線の家屋瓦の危険性ですね。これも民間所有の施設のため、解決にはまだまだ紆余曲折あることは理解するところです。でも改正空き家法を鑑みて、前向きな対応をぜひお願いしたいということで、先ほど町長さんの答弁のとおりだと思います。非常に難しい案件であるというふうには私も思います。

それで、3点目のコミュニティ公園維持管理については、現在、6月と9月の年2回、これは隣組の第12班にて中心に、両町区の本町2区役員にて除草を行っています。

少子高齢化に伴い、利用の幼児、児童も相当激減しています。ここ数年では、公園で遊んでいる姿を見ることはあまりありません。これも事実でございます。

私、あそこにごみ出しだとか、それからうちに帰るときとかいろいろ見ますけれども、子供たちが遊んでいる姿をまず見たことがございません。皆無です。これは周りを通った方はよく分かると思うんですが、ほとんど遊んでいません。

そもそも農村公園については、条例により明確に管理運営は町長とし、各行政区に委託すると明記されています。これは、農村公園の条例にそういうふう書いてあります。

じゃ、月斉陣場のコミュニティ公園は、自治会におけるボランティアにて除草等を行っています。先ほどの町長の答弁どおりですが、より児童とか幼児に優しい環境が図られています、除草をすることによって。ただし、除草活動に対して、地域住民の高齢化に伴い、参加率に変化が見られてきています。今後の対応に対しては懐疑的に私たちは見えています。本当に今までどおりできるんだろうかどうかと。ぜひ、除草等の管理体制の早期の善後策を町のほうで対応をお願いしたいというふうに思っております。

こちらはどうかということをお伺いしたいのと、また当公園には数種類の遊具が存在します。平成29年8月、国交省都市公園法施行規則の改正により、平成30年4月から、公園遊具においては年1回の定期点検が義務化となりました。コミュニティ公園も含めてですが、当町管理の公園の遊具点検をどのような形で実施されているか、こちらの2点ほどをお伺いしたいと思うんですが、また先ほど児童公園と位置づけのお話がありました、地方自治法第244条第2項において、公の施設は条例設置が明記されています。児童公園の条例は設置されているのでしょうか、3点ほどお伺いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） まず、空き家対策、本当にこれは町としても頭の痛いところではありますが、私、昨年、空き家を依頼主に頼んで、2軒ほど解体させていただきました。

1点目は、本当に皆さんご存じのとおり、新町であります。新町にある空き家、これは3年前から言っておりまして、お願いをしてありまして、本当に昨年、新町は壊させていただきました。

あと、もう1軒、これは親戚を通して、根岸、やはり10年近く空き家でありました。そこをやはり防犯上も危ないですから、親戚を通して、やはりこれも昨年の早い時期に解体させていただきました。

それと、あと浅川駅前停車場線、これは交差点のところ、土壁ありますよね。土壁もこれ恐らく新年度か8年度には、あそこの空き家2軒は解体されると思います。

やはり、そういう空き家が増えますので、もし皆さん、議員さん、あるいは区のほうで要請できるところは、やはりお互いに要請し合って、この空き家対策を何とかしていきたいと思っております。

あと、浅川座のところにある児童公園とは言わないですけども、公園、コミュニティ公園というんですか、あそこは一日中、これは7番議員さんも8番議員さんも知っているとおりに、10年前までは子供たちがいっぱい遊んでいました。ところが、ここ10年以内はほとんど遊んでおりません。なぜならば、私、小貫、東大畑とかいろいろ各公園を回りました。そして、周りを調べました。皆さんご存じのとおり、子供がおりません。本町、荒町においても、7番議員さんの孫が今、自転車で遊んでおりますが、あまり見受けられません。そういう中で、今、本当に児童公園の遊具の問題もこれから出てくると思います。あるいは、児童公園を一つでも撤去しなければいけない時代になるかもしれませんが、なるべく町のほうで公園は管理して、遊具等を調べて保存をしていきたいと思っております。

そのほか担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） それでは、補足答弁させていただきます。

まず、月斉陣場のコミュニティ公園でございますけれども、こちらにつきましては町長答弁のとおり、地元行政区において、現在は年2回程度、草刈りなどを行っていただいているという状況でございます、これにつきましては、そのほか町内にある農村公園、こちらも同様に委託契約ということで、行政区との契約に基づいて、維持管理を地元行政区にお願いしているという状況でございます。

月斉陣場のコミュニティ公園につきましても、こちらは大方昔から設置されている公園で、呼び名がいろいろあったと思います。児童公園だったり、児童遊び場だったり、そういった呼び名で呼ばれていた時代もありまして、当然、子供向けの公園という位置づけだったんだと思うんですが、それで平成21年度にちょっと公

園の改修を行いました。フェンスをはじめ、公園内の遊具等をリニューアルして現在に至っております。その際に、地元の行政区と町との覚書によりまして、管理のほうは地元行政区で行うということで覚書があったと記憶しております。

この覚書だと、公園が存続するまでということで、児童公園の管理を地元のほうにお願いしているというところでございますけれども、ただ町内の農村公園でも草刈りなんかは地元でやっていただいて、草の撤去処分こういったところは、例えば町でお願いできないかという話もありますんで、そういったところは柔軟に町のほうで収集したり、処分したりということを行っておりますので、今後も引き続き、行政区とそういった相談もしながら、お互いに協力し合いながらやっていきたいと思っております。

あと、それからあまり子供が遊んでいないというところでございますけれども、本来、公園につきましては、子供のみならず、子供から高齢者まで利用できる公園というのが望ましいんじゃないかなというふうに思っておりますので、状況に応じて、今後、公園の在り方については、いろいろと考えていきたいと思っています。

それから、遊具の点検ですけれども、まず月斉陣場の公園につきましては、月1回の点検を町職員で行っております。そのほか農村公園につきましても、町職員で年に2回から3回程度の点検を行っている状況でございます。

それから、条例に関してですけれども、おただしのとおり、農村公園につきましては条例で定めがございますけれども、コミュニティ公園につきましては条例の定めがないという状況でございます。

あと、ちょっと話、戻りますけれども、公園の在り方についてなんですが、地元行政区の要望によりまして、遊ぶ子供が少ないので、遊具が古くなったので撤去してほしいということで、公園としては存続しておりますけれども、遊具がない公園というのも農村公園で一部存在している状況でございます。

以上となります。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） 長くなって大変、本当に恐縮でございます。

確かに、先ほどの答弁のとおり、平成21年度ですか、多分、コミュニティ公園になったときのかな、タイミング的には、行政区との覚書があると。私、同じ行政区の中にいたんですが、見たことないんですよ。見ればあれなんでしょうけれども、見たことがない。ただ、漏れ聞こえるのでいうと、口頭でそういった話をしたというのは聞いております。そんな話があったということで、先ほど私がお話しさせてもらったのは、確かにそれは分かるんだと、それで何十年ももう続いているんだと。それは地域の隣組でいうところの第12班及び本町だけじゃなくて、1区も荒町も含めた両町区の中で、役員さんが振り分けて、草刈りとかなんかを行っているんだということも分かっております。これですっと続いているという部分も承知しています。

ただし、先ほども言いましたように、だんだん高齢化に伴って、自分の足でも歩けないのにそこに来て、椅子を引き出して、そこで草刈りをしている人も見受けられます。足が痛くてもうどうしようもないのに、地べたにはいずり回って草をむしっている方もいます。そういう状況なので、こちらのほうを町としてもちょっと検討願えないかということで、お話しさせてもらいました。何も、今の草刈り等その他が嫌だから、これは町の管理でやってくれというようなお話をさせてもらっているんじゃないなくて、そういう状況も環境も踏まえて、変化も踏まえて、町のほうとしてもちょっと検討の一つにさせていただけないかなということでお話しさせてい

いただきました。

それで、今、公園云々の話がありました。旧態依然として行政主体の整備とか管理、それから法律や条例等の利用ニーズの多様化、財源不足、時代の流れに、将来に不安もあるのも事実でございますし、これからの姿としては、これは何かなんでも民間、民間というお話をさせてもらって恐縮なんですけれども、民間事業者の自由な発想や資金の活用等によって、新しい公園、これは何人かの同僚議員の中にも公園の設置が必要だろうという方もいらっしゃいますし、そういったことで指定管理制度を用いた中での公園の設置なんかもこれから今後、あるべき姿なのかなというふうに思っています。

それで、先ほど来からちょっと出ていますけれども、公園だとか、それから町民体育館、それから小学校、庁舎、公民館、改修、新築を含めて、案件がめじろ押しでございます。これが、町長のほうも大分苦労されているということは重々承知しております。それで、だからこそ公共施設のマネジメントが必要なんじゃないかなというふうに思っています。じゃ、マネジメントって何ということになるんですが、自治体経営の視点から総合的かつ統括的に企画、管理、運営、利活用する仕組みの確立が急務であるということで、つまり公共施設のマネジメントは何かというと、原則の設定でございます。原則の設定をなくして、何でもかんでも次から次へというわけにはいかないんです。ですから、それは財政的な問題もありますから、ぜひとも原則、いわゆる原則の設定をしていただいて、先ほど来からちょっと議論になっていましたけれども、公共施設の新築、それから改修等も含めて検討願えればというふうに思っています。

コミュニティ公園に戻りますけれども、誰の管理の下に、誰に委託しているかを明確にさせていただいて、将来はどうするべきか、どうあるべきか、そこが重要だと思いますので、その辺の見解を再度お伺いしたいと思うんですが、よろしくお願いします。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） 答弁させていただきます。

おただしのとおり、原則の設定ということで、当然、条例下で施設を定義すると、目的を定義して施設を定義すると、そしてどのように管理していくんだと、そういう原則の設定は確かに必要不可欠であるというふうに認識しております。

また、高齢化に伴う地元行政区での維持管理につきましても、高齢化の問題につきましては、当町をはじめ全国の自治体で同様の問題でございまして、こういった維持管理の問題も同様に問題になっているものと認識しておりますので、状況をさらによく確認の上、柔軟に対応できるように検討していきたいということで、検討課題とさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

手短かにお願いします。

○5番（木田治喜君） そのとおりだと思います。

原則の設定ということについて、ちょっとだけお話しさせてもらうんですが、いわゆる原則の設定って何かというと、これは各地方自治体で決めることなんですが、新規設備は原則として行わないとか、それは総量の規制の中で行う、範囲の中で行うとか、施設の更新は複合施設にするとか、だから個別には建てないですよと

というような設定を、いわゆる総床面積を設定して、その中で縮減していくというようなことを踏まえた原則の設定だというふうに思っています。

最後になります。長くなって本当に恐縮でございます。

それで、最後に、当町でも新設、既存の公園にしろ、維持管理等も含めていろいろ考慮すべきと思われると同時に、長寿命化計画に基づいた管理、更新が必要だと思います。何のために存在する公園なのかを明確にして、新しい形の公園整備をぜひ進めてほしいところですが、町長さんの見解、最後に、公園はこうあるべきだとか、そういったものを含めて、こういった形にして今後やっていくんだというようなことがもしあれば、それでもう必要のないところはなくすというようなことも一つの案かと思いますが、ただいろんな意味で、防災の関係からいろんな形で公園って利用価値があるものです。ニーズも違います。ただ単に子供たちが遊ぶ場所だけでなく、そういった防災による拠点にもなり得ます。ですから、必ずしも使っていないから、じゃなくせというふうな極端な話はなかなかできないと思います。ただし、統合だとか再整備だとか、いろんな形でできると思いますので、新しい形の公園整備をぜひ町にはお願いしていただいて、財政と併せてその辺の兼ね合いをぜひ持っていただきたいと思うんですが、町長の最後の見解を伺って終わります。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） ある公園は残したいと思っております。何も子供たちだけが遊ぶものでは、もうこれからはないと思います。高齢者が散歩がてら休むとか、やはり今後、そういう公園の使い方をしていきたいと思っております。

それで、また新しい公園、本当にありがとうございます。私、これを言いたかったんですよ。それで、新しい公園は、7番議員からも9番議員からももうここ数年きております。これは新しい公園が、もう遊具だけの公園では駄目だと思っております。これ7番議員も9番議員にも答えましたが、キャンプ場ができるような公園とか、町民全て、子供から高齢者まで使えるような公園を造っていききたいと思っておりますので、今後、これは大きな大きな課題でありますので、今後ぜひ皆様とともに、将来残るような大きな公園を造っていききたいと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 次に、質問順6、3番、菅野朝興君、（1）町独自のアプリを開設してはの質問を許します。

3番、菅野朝興君。

〔3番 菅野朝興君起立〕

○3番（菅野朝興君） 町独自のアプリを開設してはということで、ご質問をいたします。

質問の目的といたしましては、現在、家の代表者しか広報あさかわや回覧板、議会だよりを見ていない可能性がとても高いのではないかとと思われるためでございます。

質問しようとする背景や経緯、課題等でございますが、町内の広報だけでは、世帯の代表者以外に対してのお知らせの強度が低いと思われます。携帯電話、スマホなどへのお知らせを強化することにより、幅広い世代への広報が可能となると思います。防災やイベントのお知らせを小まめに行うことにより、町内の情報の共有化がよりスムーズになると考えられます。

2点質問いたします。

防災関係では、強風や嵐のときには、防災のスピーカーも聞き取りづらいことも多々あるかと思います。各戸にある防災無線も調子の悪い家もあるということも聞いております。インターネットを活用し、町独自の情報を携帯電話のアプリに発信すれば、はっきりとした文字や写真や動画での情報発信ができ、受け取ることができるのではないのでしょうか。

2点目ですが、イベント関係では、町独自のアプリがあれば、花火、駅前マーケット、フォトコンテスト、マラソン大会、あさマルシェ等の各種宣伝が幅広い世代にできるのではないのでしょうか。2点伺います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目と2点目を一括して答弁させていただきます。

現在、日本国内の世帯におけるスマートフォン所有率が約9割となっており、多くの方がスマートフォンを情報収集やコミュニケーションツールとして活用しております。

町といたしましても、スマートフォンのアプリを活用し、非常時のお知らせをはじめ、イベントや観光等の情報を発信することにより、情報伝達のスピードや精度を高めることが可能であると考えております。

また、スマートフォンアプリでは、防災無線で発生する強風の際の聞こえにくさ等がないため、スマートフォンアプリを有効活用していく必要があると考えております。

本町では、スマートフォンアプリを活用した情報発信の方法として、令和3年2月からXの運用を開始し、令和6年5月からLINEの運用を開始したところであります。

自治体公式アプリにつきましては、東京都公式アプリがリリースされ、話題となっておりますが、町独自のアプリの開発には、アプリに搭載する機能や、その作り込み具合にもよりますが、かなりの費用と時間がかかるとともに、リリース後に改善しながら運用していくことが大切であるため、ランニングの費用も必要となり、ウェブサイト制作する費用と比較すると高額になると言われておりますので、当面の間は既存のアプリを活用した情報発信をしてまいりたいと考えております。

○議長（水野秀一君） 3番、菅野朝興君。

○3番（菅野朝興君） そうですね、もう既にX、旧ツイッターとLINEが浅川町でつくっておるということでございまして、今答弁していただきましたX、LINE以外で町独自のものとなると、やはり費用がちょっと大変であるということでございまして、であるならば、これは町独自のという質問だったんですけども、現在、町がやっているツイッター、LINEというものに関して、情報発信というか、周知が全然足りていないのではないかとということでございまして、広報あさかわのほうには、ホームページ、ツイッターが掲載されているんですけども、これは私も確認したんですけども、とても小さく、ちょっと申し訳なさそうにやっていますぐらいの感じになっていまして、しかもこれを見て、この先に何があるかというようなことが何かなという状況で、全然PRが足りていなくて、若い人も全然これを見ることがないような状況になっているのかなというところございまして、目立たない場所に掲載されておまして、気づく人がとても限られておるのかというところございまして。

Xは、ツイッターのほうは約380人ほどフォロワーがいるのかという、そのような情報がありまして、あと

L I N Eは301人が登録しているということでございまして、これを周知していくために、町の中で至るところに情報発信ということで、X、ツイッターを見ていただければ、こういう情報が入ってくるよ、L I N Eを見ていただければこういう情報が入ってきますよということで、ポスターとかで周知するために、商店街、貼っていいのかどうか分からないですけれども小学校や中学校、駅、様々なお店、それで商工会関係の方の場所、また工場とか、貼っていいのであれば、それをお伺いを立てて貼って行って、それでX、L I N Eはこういう特性があって、町のイベントをすぐに知ることができるよ。防災関係では防災、すぐに自分の手元に、今、浅川町がどんな状況かというのがすぐ分かります。

防災無線では1回発信ただけで、後から何か聞き直せますよというような機能もついているんですけれども、やはりそれだけではちょっと情報としては、すぐにぱっと見て、自分が次に何をしたいのかというようなことが分かりづらい部分があると思いますので、これをXとL I N Eのほうで、これをPRをして、若い人からお年寄りまで、これを活用することによって、浅川町の中で生活するに当たって、これをぜひ幅広い層に周知したほうがよいのではないかとということで、再度お伺いいたします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 詳細にわたりますので、担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 企画商工課長、我妻悌君。

○企画商工課長（我妻 悌君） では、私のほうから答弁させていただきます。

SNS関係の周知方法でございますけれども、町のL I N Eを開設した際に、令和6年5月になりますけれども、その際、回覧板で回覧しております。それから、町の広報紙の令和6年7月号に1ページを使いまして掲載しております。それと、令和6年9月号から毎月になりますけれども、広報紙を使いまして、町のホームページ、それからL I N EとXのQRコードを毎月載せております。

それと、町で実施していますスマホ教室、年に2回実施したんですけれども、その際に、教室に来た方に紹介ということでPRはしてはいるんですけれども、議員さんおたのしめとおおり、登録者数が少ない状況でありますので、今後、登録者数を増やしていくように、町のホームページの常時見えるところに大きめに表示するとか、あとはイベントの開催にPRして、その場で登録をお願いするなど、いろいろな方法を検討していきまして、できるだけ登録者数を増やして、SNSの発信が広く皆さんに伝わるようにしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 3番、菅野朝興君。

○3番（菅野朝興君） そうですね、イベントのときだけ貼り出すとかではなく、やはり町民の方がよく利用するようなコンビニであったり、スーパーであったり、そのようなところに貼り出したりとかすれば、若い方がやはりこれは何だろう、浅川町でイベントやるんだとか、防災のことを知りたいなというようなことがあると思いますので、やっぱりポスターとかQRコードというものもあると思うんですけれども、それを登録してもらえれば見られるようになってくると思いますので、常に浅川町の住民の方が、若い世代からお年寄りまでやっぱり行き来するような場所に、目立つような場所に何か設置させてもらえるのであれば、そうしていただければ、より浅川町の情報が入ってくるというようなことになると思うんですけれども、再度伺います。

○議長（水野秀一君） 企画商工課長、我妻悌君。

○企画商工課長（我妻 悌君） LINEなどの周知の方法というところなんですけれども、議員さんおただしのとおり、いろいろなところでPRできるように、ポスターやQRコードをいろいろなところに掲げて、多くの方に登録していただけるようにしていきたいと考えております。

以上です。

〔「ありがとうございました」の声あり〕

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、（２）上水道管・下水道管の老朽化対策はの質問を許します。

３番、菅野朝興君。

〔３番 菅野朝興君起立〕

○３番（菅野朝興君） 上水道管・下水道管の老朽化対策はということで、お伺いをいたします。

質問の目的といたしましては、埼玉県八潮市で下水管の破損により、交通や生活に甚大な支障を来す事態が発生いたしました。町内でも、以前より上水道管の老朽化が心配されておりました。老朽化の状態と対応について伺いたいと思います。

質問をしようとする背景や経緯、課題等についてですが、生活をする上で欠かせないものなので、問題があれば改善が必要かと思えます。

２点お伺いいたします。

１点目は、上水道管の老朽化の状況と対応についてお伺いいたします。

２点目については、下水道管の老朽化の状況と対応についてお伺いいたします。よろしくお伺いいたします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） これはかなり長い答弁ですので、もし筆記できるならば、筆記していただきたいと思えます。

１点目につきましては、上水道管については、昭和47年より第１簡易水道の認可により石綿セメント管の布設を開始し、その後は硬質塩化ビニール管を布設し、平成21年度からは耐震管である高密度ポリエチレン管の布設を行っております。

令和５年度末における上水道管の総延長は９万6,306メートルで、そのうち水道管の耐用年数40年を経過している延長は３万6,511メートルで37.91%、耐用年数の半分である20年を経過した経年管の延長は８万124メートルで83.20%となっております。

また、特に耐震性が低いとされている石綿セメント管の延長につきましては9,898メートルで全体の10.27%となっており、耐震管の布設延長は1万2,757メートルで全体の13.24%となっております。

対応については、特に耐震性が低い石綿セメント管を中心に、耐震管である高密度ポリエチレン管に布設替えを行っており、現在は下水道工事に併せ、背戸谷地内、簗輪地内において工事を進めている状況であります。

２点目につきましては、下水道管については、平成13年度の下水道事業認可により硬質塩化ビニール管の布

設を開始し、平成21年度からは耐震管であるリブ付硬質塩化ビニール管の布設を行っております。

令和5年度末における下水道管の総延長は2万1,655メートルで、古いものでは平成13年の布設開始から23年が経過しております。

なお、下水道管の耐用年数は50年とされております。

また、耐震管の延長は8,213メートルで、全体の37.93%となっております。

対応については、現在、認可区域において新規整備を行っており、令和8年度完了を目標に、背戸谷地地内、箕輪地内においては耐震管の布設を行っている状況であります。

また、下水道マンホール内にカメラを入れ、内部や管内の状況を確認し、劣化等の状況把握に努め、修繕等の対応や腐食しやすい箇所などの点検を行っている状況であります。

以上です。

○議長（水野秀一君） 3番、菅野朝興君。

○3番（菅野朝興君） そうですね、下水管のほうに関しては、まだ耐用年数に届いていないというような感じだと思ひまして、下水管のほうに関しては、まだ浅川町は大丈夫なのかなというようなことを思ひました。

ですが、上水管のほう、以前、同僚議員からも何回も質問があったと思うんですけれども、石綿管がもう老朽化すごひしてひいて、それで浅川町は地震のたびに大丈夫なのかみたいなこともありまして、上水管のほうに関しては、これは計画的、計画というものはまずあるんでしょうか。将来的に老朽化がひどひような状態になれば、やはり水圧が下がって、水が町民に供給できなくなるというようなことになってまひるかと思うんですけれども、その辺のあたりは町長は計画等をどのようにお考えでしょうか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 専門課である担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） お答えいたします。

対応の計画についてでございますけれども、今現在は、町長答弁にありまひたとおり、下水道計画に併せまひして、下水道では当然、路面を掘って、舗装を復旧するということでございますので、舗装の経費を二重にかけないように効率よくするために、下水道工事に併せて実施しているという状況でございます。

これを令和8年度までに、今、目標で進めておりますので、それまでの間は下水道区域である背戸谷地地内、それから箕輪地内を中心に水道管の更新を行っているという状況でございます。

また、その後についてですけれども、やはり更新に当たっては莫大な費用がかかります。それで、路面の復旧というのひひつ更新費用がかかる大きな原因でございますので、道路改良の工事計画や道路舗装の打ち替え、修繕、そういった計画に併せて、やっぱりそういったところが経費の面も考えまひても優先的に更新する箇所になってくるのかなというふうには思ひております。ただ一部、里白石地区につきまひしては、石綿管がまだ多く残っている状況でございますので、そちらにつきまひしては、やはり令和9年度以降、優先的に考えなくてはならないというふうに、今、はっきひとした計画ではござひませんけれども、そのような考え方でござひます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 3番、菅野朝興君。

○3番（菅野朝興君）　そうですね、ある程度計画はあって、やはり莫大な予算がかかってくるというようなことがあると思うんですけども、30年前とかであれば、国から公共の事業に対して何十兆も予算が地方に配られていたところが、現在それが半分になってしまっているというようなことでございまして、これは重要なインフラですので、やはり国から予算がないとおかしいのではないかなというようなところでございまして、これも町長がやはり国のほうに訴えていくというようなことがないと駄目なのではないかと思います。やはり、重要な水が町民にわたるということをもっと大事に考えていただいて、県なり国なりに頂ける予算を、やはり町長のほうでお願いしていくというようなことが必要ではないかと思いますが、お伺いいたします。

○議長（水野秀一君）　町長、江田文男君。

○町長（江田文男君）　本町は過疎指定になっておりませんので、本当に財政は厳しいものであります。過疎指定になっていれば7割ぐらゐの補助はありますが、私は過疎指定を受けたいとは思っておりませんので、まずは国・県の予算が少しでも本町に落ちるように、もうこれは数年前からやっております。インフラ整備はじめ、子供、高齢者、障がい者、そしてまた学校関係、これは本当に党を超えて、私、国会議員、あるいは県会議員のところにも足を運んでおりますので、とにかくこの浅川町を守るためにも、私が国・県の予算を少しでも持ってくることをお約束いたします。

　　以上です。

○議長（水野秀一君）　よろしいですか。

　　〔「お願いします」の声あり〕

○議長（水野秀一君）　ここで、2時50分まで休憩いたします。

休憩　午後　2時35分

再開　午後　2時50分

○議長（水野秀一君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

　　次に、質問順7、8番、上野信直君、（1）役場の公用車を減らして経費の節減を図るべきではないかの質問を許します。

　　8番、上野信直君。

　　〔8番　上野信直君起立〕

○8番（上野信直君）　役場前の駐車場には多くの公用車が駐車してあります。時折、これを見ているという町民の方から次のような声が寄せられました。

　　公用車が随分あるな。みんな出払っているのは見たことがない。職員間で調整すればこんなに必要ないのではないか。車は持っているだけでも金がかかる。減らせるなら減らして、経費の節減を図るべきだというものであります。

　　令和5年度決算書の財産に関する調書によれば、町が保有する車両は51台で、うち消防車など特殊車両と思われるものを除くと、普通の車は大体30台ぐらゐかなと思います。

一時期、国が自動車産業を支援するため、補助金を出して地方自治体に車を何台も買わせた時代がありました。確かに、あれば便利でしょうけれども、浅川町は財政的な余裕がない町で、老朽化した公共施設、設備の更新なども控えています。この町民の方が言うように、減らせる車は減らして、経費の節減を進めるべきだと思います。

その観点から3点伺います。

1点目です。公用車全体の年間の維持費、保険料とか車検代とか点検費用、これは都市によってばらつきがあるでしょうけれども、平均すると大体幾らぐらいかかっているのか伺います。

2点目です。公用車は各課が持っている形になっているのでしょうか。各課が使用を融通し合うということはあるのかも伺います。

3点目です。各課の垣根を越えて融通し合って減らせる車は、思い切って減らして経費の節減を図るべきではないのでしょうか。また、使用頻度の低い車は廃車も検討すべきではないのでしょうか、伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目につきましては、消防自動車等を含む公用車全車両52台で、年間維持費は約350万円となっております。

2点目につきましては、それぞれの課において維持管理を行っております。

なお、適宜、融通し合うことは当然しております。

3点目につきましては、現在、公用車全般において老朽化しており、今後は車両登録の古い順に廃止とし、売却することとしております。また、過去の使用実績と今後の利用見込を十分に精査しながら、適正な台数にまいります。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 駐車場の車というのは、一番、町民の目から見えるところなんですね。ですから、やはりあんなにいっぱい持っていてというふうに思われるのも、これは視点のあれかなというふうに思うんですけれども。

現在のところ、適宜各課、財産の調書を見ても、何課が何を持っているという形で書いてありますので、基本的にはその課で使用すると。でも、場合によっては融通し合っていると、ほかの課が使うということもあるよと。そこに、財産の調書に書いてある課以外でも融通し合って使っていると、こういう状況なのかどうか、その点をまず1つ伺いたいというふうに思います。

それから、古い順に売却をしていって、新しいのを買う必要があるかどうかというのは、よくよく考えて決めると、こういう理解でよろしいですか、伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、私から答弁させていただきます。

1点目ですが、その融通なんです、各課を越えてですが、独自のシステムがございます。それで貸し借りを適宜スムーズに行っている状況となっております。

それと、2点目なんです、先ほど町長からも答弁あったとおりなんです、見てのとおり、以前は役場の公用車はばらばらにみんな置いていたんです。駐車を整備した際に、一番出やすいところということで、来客用はこちらから、庁舎から向かって左側ですが、右側は公用車の置場と職員の置場になっているんですけれども、最前列に置いてあります。今は、朝、凍っているんで、南向きということで、フロントみんなこっち向いているんで中古車屋さんみたいな感じになってはいるんですけれども、確かに並ぶと台数多くはなっております。

あと稼働も、先ほど議員さんからおたしあったとおりなんですけれども、コロナ禍の以前は、ほぼ出張等がございました。ご存じのとおり、コロナ禍によりまして、会議のスタイルも変わりまして、Z o o m会議が主になってきておりますので、以前でしたら、県の主催の会議でしたら県庁にお越しください、郡山の合同庁舎にお越しください、ということで出張は結構ございました。コロナ禍を越えましてZ o o m会議になって、確かに対面の会議は少なくなりました。

そういうのも、今後も多分このような状況続くと思いますので、先ほど町長答弁したとおり、古い車から官公庁オークションで売却、車検の時期を見計らいまして、減らしていく考えはしております。

併せてなんです、昨日、私のほうで説明もしましたが、職員の年齢が若く、今現在、若い方ってあまり車の運転、不慣れな方もおるんです。ですので、コンパクトカーもしくは軽自動車をメインに、もしも今後更新するならば、そのようなことも視野には入れております。

以前、木田議員さんからもご指摘ありましたが、リースはどうなんだということもあるものですから、そういうのも視野に入れながら適正な台数にしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 適正な台数にしていきたいと。

率直なところ、今、適正な台数ですか、それともちょっと多いなという状況なんですか。Z o o mの会議が主流になって出張が少なくなったという背景を踏まえると、これからかなり減らしていける可能性はあるなというふうに見ているのかどうか、その辺を伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、引き続き私から答弁させていただきます。

確かに台数と、今回、議員さんからこのような一般質問ございましたので、これを機に、私のほうでは、現在認識しているのは適正とは思っているんですけれども、改めて役場全体としての台数の在り方、こちらは検討していきたいと思っていますし、車検が乗用車でしたら2年に1回ですが、その車検の時期を見計らいまして、よく検討したいと思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 3点目の一番最後に申し上げました、使用頻度の低い車ってありますよね、あるんです。

そういうものは、ずっと、まだ走行距離はそんなになくても、やはりあまり使わないということであれば、処分の対象にこれはしてもいいのかなというふうに思います。町民の方からもそういう声が出ておりますので、その辺もよく検討していただきたいというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、引き続き私から答弁させていただきます。

確かに、議員さんおっしゃるようなことはございます。ただその使途、使い道によってなんですが、まず先ほど私が申し上げました福島や郡山に行く出張用の車が、まず総務課で管理持っています。こちら、燃費のよいハイブリッド車を用意しております。それと、町内を用足しに使っている車もありますね。こちらもある程度の台数は持っています。あと、事業課で現場に行くような車も。

それ以外のイベント用の車、例えばですよ、あさまる号がそうなんです。あさまるを積んでいくので、やはりああいうワンボックス必要なんですね。あと、例えば浅川町が何かのイベントに参加しますというのに、道具を積んでいくのに、あの車はそのために買ったあさまる号というんですが、そちらは町のPR用にあるものですから、確かに距離は乗ってないんですけれども、必要なのは間違いございません。

それと、総務課で管理しております消防団の赤い車、指令車なんですけれども、こちら一朝有事の際にも使用しておりますが、やはり消防車と同じく走行距離は確かに短いんですけれども、これはこれでやっぱり当然必要な車なものですから、そこら辺の仕分も含めて今後、普通車、軽自動車のほうで、古い車から順を追って処分するか、どのようにするか検討したいと思っております。

以上です。

〔「了解です」の声あり〕

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、（２）苦境に立つ訪問介護（ホームヘルプ）事業に対する対応はの質問を許します。

８番、上野信直君。

〔８番 上野信直君起立〕

○８番（上野信直君） 40歳以上の国民は、介護保険料を負担します。介護が必要になった場合には、みんなが安く介護サービスを受けられるという建前です。この介護保険のサービスの中に訪問介護サービスがあります。ホームヘルパーさんが家に来てくれて、入浴、排せつ、食事などの身体介護と、調理、掃除、洗濯などの日常生活上の世話をする生活援助を行う、こういう大事なサービスであります。

第９期介護保険事業計画によると、令和７年度、浅川町では348人の方が延べ5,238回サービスを利用すると見込まれております。ところが、このホームヘルパーさんを派遣する訪問介護事業が今、全国的に苦境に立たされております。コロナによる利用者減に加えて、今年度から国が定める介護報酬が引き下げられ、事業者がやっていけなくなって、休廃業が増えております。

１月26日付の福島民報は、昨年の県内の訪問介護事業の休廃業は、前年の倍以上の23件になったと報道しました。浅川町でも、訪問介護事業を行っている社会福祉協議会はこの部門で大赤字となっています。この状況

が続けば、介護保険でホームヘルパーを頼んでも、ヘルパーが来ないという、介護が必要な高齢者にとっては死活問題の事態になりかねません。

そこで、町の認識と対応について、以下3点伺いたいと思います。

1点目です。ヘルパーの人手不足が慢性化していると言われていますが、浅川町においては現在、介護保険でホームヘルパーを頼む人は、必要なサービスを十分受けられている状況なのかどうか伺います。

2点目です。浅川町の町民が利用している訪問介護事業者は幾つあるのか。多いのはどこか伺いたいと思います。

3点目です。介護保険計画を見ても、今後ますますホームヘルパーを利用する人が増えますが、地方の訪問介護事業者の多くは経営難、人手不足に陥っています。このままでは、保険料を払ってきたのに、ホームヘルパーを頼んでも来てくれないという事態が我が町でも起きかねないと思います。町長の認識と、町の対応を伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目につきましては、昨年4月より3年に1度の介護報酬の改定により、訪問介護の基本報酬が引き下げられました。さらには、人手不足でありながら、人材確保も困難となっている状況は全国的な問題となっております。

浅川町内においては、町内唯一の訪問介護事業所である社会福祉協議会を中心にサービスを提供しております。現在のところ、利用希望に応じ、ケアプランに沿ってサービスを提供できている状況でございます。

2点目につきましては、浅川町民が利用している訪問介護事業所については、町内の社会福祉協議会の訪問介護事業所、石川町のJ A夢みなみの訪問介護事業所の主に2つの事業所がございます。

昨年12月末の訪問介護利用者は、町全体で45人おり、そのうち約8割の35人が町内の社会福祉協議会の訪問介護利用者となっております。

3点目につきましては、1点目でも申し上げましたが、この経営難、人手不足の全国的な問題は福島県内においても同様であり、県内においては利用者が広範囲に点在し、移動に時間がかかるため、都市部に比べ1日の訪問件数は限られ、さらには物価高騰も打撃を与えております。昨年の県内の訪問介護事業所の休廃業は前年の倍以上の23件にもなり、このままであれば訪問介護事業は崩壊するのではないかと報道されたところです。

町社会福祉協議会でも人員確保、人手不足の問題があり、浅川町の近隣町村では、廃業となる訪問介護事業所があるのも現実でございます。しかしながら、町内唯一の社会福祉協議会の訪問介護事業所は、多くの町民が利用している状況でございます。

2025年は、団塊の世代が全員75歳以上の後期高齢者となり、在宅サービスの中心である訪問介護事業は今後も需要は高まると考えられ、多くの利用者はサービスを利用しながら生活が成り立っている状況でございます。町にとっては、なくてはならない介護サービス事業であると認識しております。

昨年12月に、町議会においても、訪問介護の基本報酬をはじめとした介護報酬の引き上げを求める意見書を国に提出されましたが、私も町村会や県などあらゆる機会を通して、この全国的な問題である訪問介護事業者の苦境が解消でき、これ以上の事業所の休廃止が出ないように、実態を踏まえた早急な報酬改定を、国に対し

で強く強く要望していきたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） まず、1点目なんですけれども、希望したサービスが受けられているかどうかということについては、ケアプランに沿ってサービスが提供できていると、こういう答弁でありました。

私が懸念するのは、そのケアプラン作成の段階で、今、社協が人手不足で、そんなにヘルパーさん派遣できないから、5日希望されても無理だから、4日にしてくださいとか3日にしてくださいとか、そういうことがなされてケアプランが作成されているとしたら、これやはりもう既に抑制されているということになるわけですよ。そういう状況はないんですか。その点は1点確認させていただきたいと思います。

それから、基本的に介護報酬の引上げ、これはぜひやって、他町村の首長さんたちとも協力をしながら強く国に働きかけていっていただきたいというふうに思うんですけれども、前期の介護保険計画を見ると、ホームヘルパーさんの年間の利用見込は456人でした。令和7年度の推測、推計ですけれども、第8期計画で、令和7年度を推計した数字がありまして、令和7年度のヘルパーさんの利用は大体456人になるだろうと見込んでおりました。

ところが、今年の3月にできた第9期計画では、令和7年度の利用見込は348人と、100人以上減っているんです。これも、大きな経営を圧迫している要因ではないかなというふうに思うんですね。

コロナ問題があって、利用者が減った。それがなかなか回復していかないと。こういうことがあるのかなというふうに思うんですけれども。であれば、やはりコロナ禍以前のように利用者を増やす、こういう努力も、やはりしてもらわないとならないというふうに思うんですね。その点について、これ町長、社協の理事長でしたか。

〔「会長」の声あり〕

○8番（上野信直君） 何かトップでしたよね。ですから、その辺のところも、利用者を増やす、コロナ以前の段階に増やすという取組についてはどういう方向性を持っているのか、その2つ伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 100人以上減っているというお話でありましたが、間違いなくコロナからずっと減っております。それ以降、回復していないのは間違いありません。

そういう中で、私もちょっとお話ししたかもしれませんが、私も今、社協に週に大体2回ぐらい行って、いろんな利用者とお話をしております。そうすると、私に気を使っているのだから何か分かりませんが、皆さん楽しそうに、また来てくださいと言われておるのが、本当に事実でございます。

そういう中でも、やはり社協は今、大変、台所が間違いなく苦しいです。そういう中で今、先々週ですか、県の職員を呼んでいろいろ勉強会をさせていただきました。そういう中で、職員に一人一人でも多く利用できるように、危機感を持ってやっていただきたいと私はよくお話をしております。そういう中で、とにかくまず利用者を増やすこと、そして少しでも独立できるように赤字を解消すること、そして利用者がまた来たい、人にも勧めたいと言われるような協議会をつくっていただきたいというお話をしております。

とにかく、一人でも多く利用できるように、もう少しの間、しばらくの間、お待ちいただきたいと思います。

必ず赤字は少しでも解消できるし、利用者が一人でも多くなりますので、今後とも見守っていただきたいと思います。

それと、私は今、県にもいろいろと要望を出しておりますが、やはりこれ国が動かしておりますから、国のほうにも行って、必ず直接、私自身がお願いをしていきたいと思っております。

それと先月、県庁に行く機会がありまして、共産党の控室に伺わせていただきました。それで、いろいろな要望をさせていただいております。また近いうちに、まだ話が途中でありますから、今後、本当に党を超えて、ぜひ少しでも改善できるようなことをお話をしていきたいと思っています。

そのほか、担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） それでは、私のほうから1点目、希望どおりにヘルパーのサービスが提供できているのかという点をお答えいたします。

社協に確認したところ、ケアプランに沿っての必要なサービスは提供できているという表現だったんですが、ヘルパーの利用の曜日、月から土曜日だと思うんですが、こちらの中の範囲でヘルパー提供しております。

今、ヘルパーの人数が合計8名おりまして、正職が3名で、登録ヘルパーが5名というところで、合計8名で提供しているという体制でやっております。時間帯によっては、ケアプラン、希望の中で若干かぶっちゃった場合には多少ずらしてもらって、ケアプランに入れているというところはあるそうです。

ですけれども、先ほどあったように、ヘルパー自体も8名いて、登録ヘルパー5人のうち、70代2名、60代2名ということで、なかなかヘルパーサービス提供する側も高齢化が進んでいるというところ、これは全国的な問題と同じなんですけれども、なかなか成り手の確保のほうも難しく、募集してもなかなか集まらないというのが社協でも苦慮しているそうです。

社協に聞いたところ、人手不足の問題というのはどこの事業所もあるんですが、介護の業界の中でいうと、なかなか介護の職種にも、施設サービス、デイサービスとか、あと作業所等の施設サービスがあって、あと、こういうヘルパーの訪問系のサービスがあるんですが、なかなか訪問系のサービス、ヘルパーというのは、それぞれご家庭に行って1対1でのサービスであるため、なかなか成り手がいない。逆に言うと、施設とかデイサービスであればチームで動くという部分があって、なかなか同じ介護の職の中もヘルパーは選択されにくいんだなんていうお話も伺っておりますので、まずは何とか社協には成り手、職員を確保していただいて、町としてもサービスが継続できるように支援はしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） まず、1点目のほうからですが、ヘルパーさんが高齢化をしている、募集しても応募がない。何か、お先真っ暗ですね。

これ、介護保険の保険者って浅川町ですよ。浅川町が保険者になって、40歳以上の町民の方々から毎月保険料を徴収していて、大丈夫ですよ、介護が必要になったときにはきちんと介護サービスを提供しますよ、こういう約束の下で介護保険って動いているわけでしょう。でも、今の話聞いていると、これ本当にこれから続

けられるのかなというふうに私はすごく心配になるんですよ。

そういう状況は、県のほうの社協のほうから来てもらっていろいろお話をいただいて、危機感を持って対応していこうというふうになったということなんですけれども、これ今の状況をどうやって打開していくのか、国に介護報酬の引上げを求めるというのは、これは当然やるべきことなんでしょうけれども、それで今の状況が抜本的に改善できるかといったら、なかなか難しい状況なんじゃないでしょうか。この辺についての問題意識というのはどうですか、伺いたいというふうに思います。

それから、ちょっと全く関係ないとは思わないんですけども、社協が入っている地域福祉センターの管理者というのはどなたなのか、改めて伺いをしたいというふうに思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 今、8番議員さんから、お先真っ暗というような言葉が出ましたが、確かに今は真っ暗かもしれませんが、これ以上暗くなることはございません。必ず回復いたしますから。

そして、また職員本当に一人一人に危機感を持ってもらわないと、これ改善できないんですよ。私がいくらかいいごと言ったって絶対駄目です。ですから、県の職員を呼んで、かなり危機感を持って、約2時間弱講習を受けさせていただきました。やはり……ちょっと待って。2時間ぐらいだよ、1時間か。

〔「2時間ぐらいです」の声あり〕

○町長（江田文男君） 時間オーバーして2時間ぐらい、県から来て講習を受けさせました。本当に、講習受ける前と受けた後との対応がやはり違ってまいりました。

やはり、一人一人が危機感を持たなければお先真っ暗なんですよ。

そして、私がいつも訓示しているのは、必ず正月の仕事始めに訓示しているのは、また来たい、人にも勧めたいと言われるような社会福祉協議会を、社協をつくってくださいと言っているんですよ。やはり、利用者が楽しまなければ増えることはないんですよ。そして、利用者さんたちが喜んで紹介してくれるようなところは必ず繁栄するんですよ。

ですから、絶対お先真っ暗ではありませんので、必ず明るい希望を持ってやらなければ意味がないと思っておりますので、ぜひもう少しの間、しばらくの間、お待ちいただきたいと思います。

あと、しつこいようであります、この介護報酬の引上げ、これはやはり国は何にも分かっていないんですよ。これを下げたら絶対駄目なんですよ。そういうのを平気でやる。それは、我々地方のことを全然考えてないんですよ。ですから、やはり都会と地方では全然違うんですから。都会では例えば10軒回れるところ、我々町村は移動がありますから10軒回れないです。

そして、また介護を受けた方が、やはりまた来ていただきたいんですよ。だから、そういう人たちの願いは絶対叶えなくちゃいけないと思っておりますので、しつこいようであります、もうしばらく面倒を見ていただきたいと思います。必ず、先は明るいと思っております。

そのほか、担当より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） それでは、2点目のほう、福祉センターの管理は誰なんだというところで、福祉センター自体は町所有の建物ですので、一応、私がセンター所長というものを兼務しておりますので、建物

管理については私のほうでやっております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） おとしの12月の議会で、たしか似たような地域福祉センターの管理者に関する質問をしたときに、町のほうで管理をするということで、保健福祉課長が当然、管理者を、センターの所長を兼任するんだらうなというふうに私も思っていました。

でも、去年の3月に配られた人事異動の内示のあれを見ると、地域福祉センターの所長兼務にはなっていないんですよ、保健福祉課長は。私らに配られたあの内示の文書が間違っていたんですか。兼務になっていないですよ。どこを探しても、地域福祉センターの所長というあれはなかったんです。保健福祉課長は、自分が管理者だらうなというふうに思って今まで仕事をされてきたんだらうけれども、そうはなっていないんじゃないかなと。ひとつ確認させてください。

そして、私は別にそのことが大問題だと言っているわけじゃなくて、今回の補正、新年度の予算でしたか、地域福祉センターに係る光熱水費の今まで社協に負担してもらった分は、これからは取らないで、町のほうで全額見るようにしようと、こういう予算措置を取ったというふうな説明だったというふうに思うんですけども、仮に地域福祉センターという施設を社協に指定管理委託すれば、指定管理費としてお金を出せば、そういうふうな何か小さなことをやらないでも、きちんとあれに係る経費というのは、社協に交付して面倒見てもらえる、こういう対応ができるんじゃないかなというふうに思うんですよ。

私、平田村の議員に聞いたんですけども、平田村ではそういう施設を社協に指定管理委託しているんだそうです。社協に保育所を指定管理委託しているところもあるし、社協はそういうところを受けることができる立場なんですね。そういう指定管理をすれば、あそこの管理者は誰だなんていうのは問題にならないし、経費の細々としたやりくりなんかもやらないで済むし、もしスムーズにそういうことが移行できるのであれば、新年度は無理かもしれないけれども、次の年度あたりにもでも検討して、そういうことをするというのも一つの方法かなというふうに思うんですね。

ぜひ、検討してもらいたいなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 平田さんみたいに、社協のほうに指定管理者をできるか、今後していくかは、ちょっと協議をさせていただきたいと思います。本当に、再来年度からできる方向であれば、そういう方向でやっていきたいと思いますが、ぜひもうしばらくの間、時間をいただきたいと思います。

○議長（水野秀一君） 次に、（3）スポ少の子がサッカーを続けられるよう中学校の部活の充実はできないかの質問を許します。

8番、上野信直君。

〔8番 上野信直君起立〕

○8番（上野信直君） 浅川サッカースポーツ少年団でサッカーをやっている児童の保護者の方から、中学校にはサッカー部がないので、好きなサッカーをやめるか、遠くのクラブチームに通うかしなければならない。中学校にサッカー部があればいいのにとという声が寄せられました。

浅川サッカースポーツ少年団は、今年度、12歳以下のサッカー選手権福島県大会で、並みいるクラブチームを次々破ってベスト4に輝きました。浅川小学校の児童だけでつくるチームですので、すばらしい快挙だと思います。この子たちには、ずっと好きなサッカーを続けて、さらに自分を伸ばしてほしいと思うのは私だけではないと思います。しかし、残念ながら、浅川中学校にはサッカー部はありません。そこで、簡潔に2点伺います。

1点目です。今年度の浅川中学校の部活の種類とそれぞれの部員の人数を伺います。

2点目です。浅川中学校にサッカー部があればいいのという声があるわけですが、サッカー部をつくることはできないのかどうか伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 学校関係ですので、教育長より答弁させていただきます。

○議長（水野秀一君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） それでは、私からお答えさせていただきます。

まず、1点目ですが、今年度の浅川中学校の部活の種類と部員の人数ですが、野球部13人、女子バスケットボール部15人、女子バレーボール部16人、男子ソフトテニス部29人、女子ソフトテニス部19人、男子卓球部24人、女子卓球部14人、美術部15人です。また、時期によっては、特設陸上部28人、特設水泳部5人、特設合唱部30人と、それぞれ掛け持ちで入部しております。

次に、2点目ですが、他のクラブチームに所属したいと希望する生徒もおりまして、クラブチームに入りますと、学校の部活動には所属しないという状況もありまして、仮にサッカー部をつくっても人数が集まらないことが予想されます。

また、中学校では、部活動の統廃合についての規定がありまして、中体連参加可能人数に満たない場合は、まず廃部猶予期間が設けられることになります。次の年度の部活動結成時点で、中体連団体参加人数に満たない状態が続いた場合は、廃部決定となります。

ちなみに、サッカー部は、平成30年度の3年生の活動を最後に廃部となりました。

しかしながら、今後をご指摘いただいたような保護者の方の声も大事にしながら、今後何ができるのかを模索していきたいと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 生徒の人数が基本的に減っている中で、新しい部をつくってもらいたいというのも、これはなかなかハードルが高いなというふうには、それは思います。

先ほどの部活の参加人数、種類と人数をお聞きすると、一部、人数が多いと思われるところもあれば、ぎりぎりかなと思うところもあります。この中で、新しいサッカー部、サッカー部だから最低11人は必要なんですけれども、それがつくれないかという、私はまんざらつくれなくもないんじゃないかなというふうには感じます。

一番の私がお聞きをしたいところは、中学校で設置する部活について、生徒や、あるいは今、小学校の6年生で入ってくるであろう子供たち、この子供たちの意向が反映されているのかどうかというところがすごく気

になるんです。先生が、この指導ができる先生がいるから、じゃ今年度はこの部活にしましょうねなんていう決まり方なのか、それとも、私は子供たちの意向を聞いて部活をつくっているなんていう話は聞いたことがないので、そうではないんじゃないかなとは思うんですけども、子供たちの意向はどのように反映されるのか、部活の設置について伺いたいというふうに思います。

新しい部活をつくるというふうになると、新1年生だけが主力になるわけですね。2年生、3年生はもう既にほかの部活に入っているから、そこから移ってきてというのは、あまりなかなか容易ではないだろうというふうに思うんですけども。

であれば、最低限必要な人数の3分の1ぐらいでも取りあえずつくって、そして2年目、3年目と長い目で見てやって、続くようだったらそのまま存続させると、こういう対応も必要なんじゃないか。猶予期間を1年ぐらいしか見ないで、次の年も集まらなかったら廃部だよということではなくて、もうちょっと長い目で見るということも、これは必要なんではないかなというふうに思うんですね。

何かそういう、2年間で集まらなくちゃ廃部だよという決まりというのは、これはあるんですか。それとも自主的な基準なんですか。その点も伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） では、お答えいたします。

部活の、先ほど申しました規定についてですが、部活動の統廃合についてということで、これは中学校で担当している顧問の先生と、それから顧問会議と職員会議、こういった会議を行いまして、その中で規定されたものです。

それから、新しい部活をつくれないうか、設置できないかということですが、3分の1でもつけれないのかということでしたが、今ある部活動に、さらに新しい部活動を設置するとなりますと、指導者の問題も出てきて、指導者が、数ですね、先生方の人数的に可能なかという、そういう問題も出てきます。

あとは、先生方が指導できるか、指導できる先生がいるか、やはり部活ですので専門的な知識、指導技術がなければなりませんので、その辺で対応できるかという、そういう課題もありますので、よくその辺も見極めながら検討していく必要があると思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 2年で、大体廃部にするかどうか決めるというのが、中学校のそういう顧問の会議と職員会議で規定されたルールであって、これは変えることができますよね。できると思います。指導者が先生方、指導できる先生がいるかどうかということです。

私、10年近く前に、還暦のときに、中学校の恩師を呼んで還暦の集まりをやりました。そのときに、その恩師は野球部の顧問だったんですね。監督というのかな。野球部だった生徒が、先生、あの頃野球って分かったのかいと聞いたんですよ。そうしたら、いや俺は何にも分からなかったと。そういう、ある意味おおらかな時代だったのかもしれないんですけども。

別に、中学校の部活の先生は、その種目に対する高い技術を持っていたり、知識を持っていたり、あるにこしたことはないとは思いますが、必ずしもそれは必要ではないのかなというふうには思います。自分の

好きなスポーツを伸び伸びやりたいというのが、子供の一番の希望ですからね。それを、ぜひ叶えさせていた
だきたいなというふうに思うんですね。

私が一方で気になっているのは、教師の多忙化、これを何とか抑制しようという流れも1つあるのは間違
いと思うんですね。国のほうでは、部活なんかは地域に移行して学校からは切り離そうと、こういうような
流れになっているのかなというふうには思うんですけども。

ただ、こちらのほうの田舎のほうでは、それを引き受ける受皿となるようなものがほとんどないわけです
から、それは無理で、やはり好きなスポーツをやらせたいと、続けさせたいと思つたらば、中学校に部活をつ
くるほかないのかなと。先生方にもちょっと申し訳ないんだけど、ある程度の負担はしてもらわなければ
ならないのかなというふうに思うんですね。

その点は、どのようにお考えなのか伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） それでは、お答えいたします。

そうですね、指導する先生が、自分自身がその種目、競技の経験が全くなくても指導に当たっているとい
う、そういう実態は確かにありましたね。

それで、今、働き方改革とかというお話もありましたけれども、こういうことも働き方改革の一つとして
言われているんですが、自分が経験していない、全くルールなども分からない、そういう種目を部活動として
顧問として持たされて、それが苦痛で、それでちょっと精神的に参ってしまうという、そういう先生も実
在するんですね、実態として。

ということで、部活動の地域移行ということが最近言われているんですね。地域移行ですから、先生から、
地域の方でどなたか指導できる先生に指導をしていただくというのは、一つの理由としては、そういう専門
外の競技を顧問にされるということがあります。

それから、地域移行ということでお話ありましたが、受皿がないということですね、実際。そこが大きな
課題になっているんですね。

それで、部活動の問題は浅川町だけではなくて、郡内5町村全ての町村学校で課題となっております。郡
内だけでもありません、全国的な課題となっております。地域移行というんだけど、受皿はあるのか。そ
れから、あとは指導者の問題、指導者が確保できるのかとか、そういう課題があります。

それで、これは先ほど申しましたように郡内5町村全ての課題となっておりますので、今、私たち教育長
が集まったりしたときに、話題にももちろんなるんですが、どういう方法を取ったらいいんだろう、解決策
はないだろうかということで話をするんですが、これはもう市町村の枠を超えて、合同での部活動をやる
しかないんじゃないか、合同部活動ということも、解決策としては、もう浅川町だけで考えていたんでは
難しい状況になってきておりますんで。

これ例えばですけども、サッカーでしたらば、石川中学校にほかの町村から出向くようになりますが、
合同でチームをつくって、そして大会に出ると。野球部でしたらば、浅川にほかの町村から集まっても
らって、合同部活動を行うと、そういった方法が考えられるのではないかと。考えられるといいますか、
そうしなければ、もうチームの存続は難しいんじゃないかという話を今、しているところです。

ですから、今後、これは本当に町単独で考えるのではなくて、石川郡の5町村、そして学校が連携して解決策を探っていく必要があるのではないかという、そういうところまで話が来ております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） ありがとうございます。

話は元に戻るんですけども、今の中学校の部活って、子供の希望を反映して設置されているのかどうかなんです。これしかないから、この中でどれを選ぼうかということで、それぞれがその部活を選んでという状況があるんじゃないかと。ほかにもっとやりたいスポーツがある、例えばサッカーやりたい、でもサッカー部ないから、ほかの部活に行かざるを得ないという状況があるんじゃないかと私は思うんです。

スポ少のサッカー部は、6年生も、大変力のある6年生と、5年生と4年生と下にいるわけで、これからその子供たちの何割かが中学校でもサッカーやりたいと、クラブチームに行く子供もいるだろうけれども、中学校でやりたいという子供もいると思うんです。そういう意向が、今の中学校、浅中の部活の設置に反映されているのかどうか。これを、やはり子供たちの意向を反映させて部活があるというのが、私は一番すばらしいんじゃないかというふうに思うんです。ですから、その辺のところをぜひ、学校のほうでも検討してもらいたいなど。

これは、中学校でもそうなんだけれども、小学校の卒業生にも関わる問題でありますので、小学校、中学校、教育委員会、それぞれが知恵を出し合って、協力し合って、なるべくだったらサッカーやりたい、小学校で一生懸命やって頑張ってきた子供たちが、中学校でもできるようにしてあげたいなというふうに思うんですけれども、その辺の子供たちの意向を踏まえた部活の設置について再度伺います。

○議長（水野秀一君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） では、お答えいたします。

中学校では、まずは団体として大会に出られるかどうかということ、やはり中体連への参加が大前提となってきますので、入部する生徒が少なければ、これは活動はできないということになると思いますが、ただ今回おたしのように、サッカーを続けたいということであれば、じゃサッカー部を希望する生徒がどのくらいいるのかということは、これは希望を取ってどのくらいいるのかということは確認する必要があると思います。それは中学校に伝えたいと思います。

あとは、先ほど申しましたように、指導者の数のこともありますので、その辺で対応できるかということもあると思います。

それから、最初に申しました中学校でつくりました顧問会議、職員会議で検討したその規定についても見直す必要があるのかどうか、それについても校長と協議をしたいと思います。

本当に、議員さんおっしゃるように、私も部活動そのものが子供たちに果たしている役割というのは大変大きなものがあると思います。心も鍛えられると思っています。今やっているスポーツを続けたい、続けさせたいと、そういう生徒の声、保護者の声、これは大事にして、じゃ今後どうするかということのをさらに検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） なかなか、高いハードルが幾つもあるようでありますけれども、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

終わります。

○議長（水野秀一君） 次に、（４）地域力創造アドバイザーと地域活性化起業人の活動状況はの質問を許します。

8番、上野信直君。

〔8番 上野信直君起立〕

○8番（上野信直君） 地域力創造アドバイザーと地域活性化起業人に関しては、地域おこしに専門家の協力を得る点で大いに期待をしております。

議会初日の朝、議員控室に企画商工課長と、起業人の方、協力隊の方が挨拶に見えられて、課長からもお話がありましたが、通告に従って簡潔に2点伺います。

1点目です。昨年9月議会で、今年度の補正予算に地域力創造アドバイザーと地域活性化起業人に関する委託料と負担金が計上されました。地域おこし協力隊と三位一体で地域おこしに寄与するものと理解をしておりますが、これまでの両者の取組状況を伺います。

2点目です。町にある貴重な即身仏を、人を雇って常時拝観の受付ができるようにするために、専門家の意見を聞いたほうがいいということは、以前にも一般質問などで申し上げました。

今回の地域力創造アドバイザー委託と地域活性化起業人への参加で、即身仏を広く世に知らしめるための方策が検討されるのかどうか伺いたと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目につきましては、地域力創造アドバイザーと地域活性化起業人は令和6年11月に着任し、4か月が経過いたしました。地域力創造アドバイザーにつきましては、月に2日程度来庁いただき活動していただいております。花火を軸とした観光地域づくりと、3年後に自走できる町づくり団体の設置を目指して検討いただいております。

地域活性化起業人につきましては、月の半分以上来庁いただき、移住・定住、関係人口の促進について活動いただいております。花火と絡めた体験ツアー、花火のデザインコンテスト、花火以外の観光資源を利活用したイベント等を検討しているところであります。

2点目につきましては、JRグループと自治体などが協力して、地域の魅力を発信し、観光客を呼び込む観光キャンペーンとして行われる、ふくしまデスティネーションキャンペーンが令和8年度に開催されることを契機として、地域力創造アドバイザーと地域活性化起業人にもアドバイスをいただきながら、即身仏をはじめとした観光資源の磨き上げによる魅力向上を図り、多くの方々に来ていただけるよう検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 始まったばかりで、当面は花火を中心に取り組んでいくと。でもその後に、その後にと
いうか並行してなのかな、そのほかの町の宝についても磨き上げをかけていくと、こういうことで分かりまし
た。即身仏に関しても、恐らくそういうことがなされるということですね。

私、小貫地区を歩いているときに、保存会の方から言われたんですけども、ちょっと頭の中に入れておい
てほしいんだということと言われたんですけども、即身仏の拝観者が見えられますよね。あそこ誰もいない
ので、携帯電話に電話しますよね、当番の方が。電話が来れば、何の仕事をしていてもそれを中断して私たち
は行かなければならない、これはなかなか大変なんですよということを言われたんですよ。

言われてみれば全くそのとおりでありまして、町が即身仏をPRすればするほど、そういう状況ってますます
す多くなると思うんですよ。ですから、なるべく早い段階で、電話をかけなくても済むように、あそこに人
を1人雇えるぐらいの力を持ってもらいたい、つけさせてあげたい、そういう方向でぜひ急いで検討してい
ただきたい、そういうふうに思うんです。いかがですか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 9番議員が言ったまさにそのとおりです。

〔「8番です」の声あり〕

○町長（江田文男君） すみません、8番議員さんが言われたとおり、全くそのとおりです。

私も、地元からは言われております。本当に、大変地元の方々には申し訳ないなと思っております。町が、
もうここ数年、PRしていながら対応できないこと、本当に心苦しいと思っています。

そのお返しではありませんが、道路とか、防犯灯とかいろいろやってはいるつもりではありますが、やはり
これ町の本当に最高の観光資源だと思っておりますので、本当にこれ早急に、来年度中には何らかの形で決着
をつけたいと思っています。本当に今、小貫の地区の皆さんには大変申し訳ないなと思っております。そし
て、またそれなりの、名簿を見ると、かなりの来場者が日本全国から来ておりますので、この話は本当に来年
度中には必ず決着つけさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） もう一つ紹介したいんですけども、スマホで即身仏と調べると、あの小貫の宥貞さん
のやつが出てくるんですよ、ユーチューブなんですけれども。どういうあれかという、あそこにふだんは常
駐していないお坊さん、何という名前だったかちょっと忘れましたが、その方があその宥貞さんの紹
介をしている番組なんです。1か月だったか、数か月前にそれ載せて、見た人が二十何万人ですよ、もう。
物すごく注目集めている。私らがちょっと考えているよりも、物すごく貴重なお宝だということなんです。ね。
国民の関心も集めることができる、それだけの力を持ったものだということなんです。

ぜひ、町長も、後で時間があるときに見ていただきたい。その和尚さんというのか、お坊さんというのか、
その方のお話もすごく分かりやすく、20分ぐらいの内容なのかな、でもコメント欄なんか見るとすごく評判
がいいんですね。企画商工課長うなずいているから、ご覧になったかと思うんですけども。

そういう状況もありますので、これは、磨けば本当にすばらしい、福島県内に1つしかない。人に言わせ
ると全国でも6つとか7つとか8つとか9つとか、そのぐらいしかない。表情が一番いい、優しいお顔をしてい

るということで好評なものなので、ぜひ先ほどのアドバイザーさんたちと一生懸命、なるべく早く磨きをかけていただきたいなというふうに思います。

町長、何かあったらお願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） まさに、福島県に1体しかない即身仏。そしてまた保存状態が、恐らく日本一のすばらしい姿をしております。私は、この日本一の即身仏で今、売っております。

この前、福島県の17の広域連携のときにも、私は日本一じゃなくて世界一だというお話をさせていただいております。ですから、やはりこれ対応を、新年度は本当に新たに考えなくちゃいけないと思っておりますので、必ず次年度は達成いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、（5）国の新交付金を活用して小中学校体育館にエアコンをの質問を許します。

8番、上野信直君。

〔8番 上野信直君起立〕

○8番（上野信直君） 異常気象で夏場の学校体育館は活動が困難な状況になっております。児童・生徒の熱中症対策や避難所の環境改善の観点から、政府は昨年12月に成立した2024年度補正予算において、空調設備臨時特例交付金を創設し、学校体育館へのエアコン設置を進めるとしています。

文科省の調査では、昨年9月時点で公立小・中学校のエアコン設置率は22.1%です。これを今後10年間で95%まで引き上げるという目標を掲げております。

これを機に、浅小、浅中の体育館にエアコンを設置し、猛暑の日でも使えるようにすべきではないでしょうか。認識を伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 学校関係ですので、教育長より答弁させていただきます。

○議長（水野秀一君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） では、私からお答えさせていただきます。

この空調設備整備臨時特例交付金の制度の概要ですが、猛暑の深刻化を背景に児童・生徒の安全確保のため、今年度の国の補正予算で臨時特例交付金として創設されました。

交付金総額は、予算額779億円です。

交付期間は、令和6年度から令和15年度までで、2分の1の交付額となります。

算定対象額は、下限額400万円、上限額7,000万円です。

また、地方交付税措置もあり、充当率100%で、元利償還金への交付税措置率は50%となります。

浅川中学校につきましては、この交付金を活用させていただき、今後、設置の時期を検討してまいります。

浅川小学校につきましては、小学校移転工事がいつ始まるのかにもよりますが、この交付金を活用したとしても、小学校が移転したとなりますと、目的外利用で交付金返還の可能性も出てきますので、小学校への設置につきましては、さらなる検討を要するものと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） まず、中学校については、これからずっとあそこで使うわけですから、この交付金を活用しながら設置をしていきたいと。ただ、時期はちょっとまだ分らないと。これはお金のかかる問題ですから、財政とにらめっこしながら、なるべく早く設置をしていただきたいなというふうに思います。

それから、小学校の設置については、将来、中学校の隣に持ってくるということで、あそのエアコンつけたとしても、今度は目的外使用になって補助金の返還求められかねないということで、設置をする考えはないということなのかなというふうに思うんですけれども、これ小学校だっていつになるか分からないんですよね、中学校の隣に行くというのが。これから、いろいろと計画をつくって、公共施設をどうするかというのを計画をつくって、その上での話ですから、10年後というふうに断言できるものでももちろんありません。私は、小学校についても、ぜひこれを活用して設置をしていただきたいなというふうに思うんです。

ちょっと話変わるんですけれども、学校でも使うでしょう、あの体育館ね。でも、学校以外でも、児童クラブでも、あその体育館を使いたいと。ただ、利用しないのは、1つには猛暑、夏の雨の日なんかはとてもいられないんだと。子供を置けないから、だから使わないんだという状況もあるそうなんです。指導員さんから後で聞いたら、そういうことなんです。学校との調整がつかないというだけじゃなくて、もう暑くて使えないから、夏の日の雨のときなんかはとても使えないと。ですから、学校でも使えるように、そして児童クラブでも使えるように、私は小学校にもぜひ設置を早めにしていただきたいなというふうに思うんです。いかがでしょうか。

○議長（水野秀一君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） 小学校につきましては、検討させていただきたいと思います。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） この補助金の目的外使用というのかな、返還を求められるのって、大体造ってから何年ぐらいたてばそういう状況になるんですか。その点を分かっていたらお聞きしたいと思います。

それから、中学校の絡みなんですけれども、この対象になる体育館って、断熱性が確保されていることというのが要件になっていると思うんですね。断熱要件と一般的に言われているものなんですけれども、中学校はそれを満たしている状況なのかどうか伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 教育課長、我妻美幸君。

○教育課長（我妻美幸君） それでは、お答えいたします。

返還につきましては、何年ぐらいというのはちょっと把握してございません。

それから、断熱性の確保なんですけれども、補助の条件として、断熱性確保を満たしていないということになりますので、もし中学校のほうで空調設備を設置する際の工事のときに、今の中学校のほうには断熱性が確保されてございませんので、工事と併せて断熱性の工事も行いたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） いいですか。

〔「はい」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、（６）公益通報者保護とカスハラ対策のルールは作られているかの質問を許します。

８番、上野信直君。

〔８番 上野信直君起立〕

○８番（上野信直君） 適正な職務の遂行並びに職員の保護のために、公益通報者保護と顧客による迷惑行為であるカスタマーハラスメント、通称カスハラ対策のルールがつくられていなければならないと思うんですが、役場にはどうなっているかということで伺います。

１点目です。公益通報者保護に関する浅川町のルールはつくられているのでしょうか。つくられていれば、大まかな内容を伺います。

２点目です。カスハラから職員を守るためのルールはつくられているのでしょうか。つくられていれば、大まかな内容を伺います。

３点目です。先日、町の関連団体の事務局となっている役場職員が、夜遅くまで酒の席に付き合いされているという話を聞きました。こうしたことはあり得ないことであって、やめさせるためのルールをぜひつくって、職員を守っていただきたいというふうに思うんですが、お考えを伺います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

１点目、２点目につきましては、現時点においてはルールや策定はしておりませんが、今後、ほかの自治体の策定状況を踏まえて判断してまいる考えです。

３点目につきましては、職員は職務上の必要性から、社会通念上、許容される範囲において酒席に参加することはありますが、改めて、適切な時間で退席することを原則といたしまして、各団体にはご理解をいただきたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） ８番、上野信直君。

○８番（上野信直君） 私も、この公益通報のやつと、カスハラの問題を調べれば調べるほど、分からなくなってくるという、本当に対応の難しいことであって、浅川町でこれに対するルールをつくるというのは、なかなか現実的ではないのかもしれないというふうな感じはしたんですが、ただ、適正な職務で、職員の保護、これはどうしてもなければならないものでありますから、これに対する基本的なルールというのは、やっぱり決めておかなきゃならないだろうということで、今のところ、ないということではあります。なるべく早めに、基本的なものでつくっていただきたいというふうに思います。

公益通報って、どこかの県で有名になったんですが、浅川町で公益通報があったという例は過去にあるのでしょうか、その点、１点目、伺います。

それから、カスハラですね。カスハラというお客様ですから、実際は役場に來られた町民の方が暴言を吐いたり、暴力をふるうというのはないとは思いますが、そういうときの対応の問題なんですけれども、そういうときの、そういうことは過去にあったと思うんですが、その有無について伺います。

それから、３点目ですが、職務上、そういう席に同席するというのは、これはあり得る話だとは思いますが、

けれども、ただ時間がいつ終わるか分からない、延々と続けられるようなところに職員が付き合わされるということは、これはあり得ない話。やはり、きちんと一定の時間にはもう終わらせてもらう、帰らせてもらう。こういうふうに、きちんといろんな団体に周知をしないと、職員の皆さんかわいそうだと思う。ぜひ、やっていただきたいなというふうに思います。

以上、3点、改めて伺います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） まず、こういう指摘の中で、町民から通報があったのかというのは、私も以前、町長になりたての頃はございました。それで、私はこの職務上は、確かに職員が酒席に参加することは私は許しておりますが、私が町長になった頃は、夜遅くまで参加していたのは事実でございます。

私はこれを、以前、トップの方にお話をさせていただきました。あつてはならないことをやっちゃいけないんですよ。それで遅くまで付き合わせるの、これは本当にいかなるものか。絶対あつてはならないと思っておりますので、今後さらにトップの方には再度お話をさせていただきたいと思います。

数年前には、私もお話をさせていただいております。そのときは、確かに時間内に帰しているとは聞いておりますが、まさかああいう、8番議員さんが言ったとおりに町民から通報があったというのは、これは本当にいかなるものか。

再度申し上げますが、職員を守るのは私でありますので、今後、適切に対応してまいります。

あと、役場内に暴言を吐いたのかというのはありますが、暴言を吐いた方もいると認識しております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 1点目の公益通報は、なかったということで理解してよろしいですかね。

2点目の、カスハラ、来庁者から暴言を受けたというような状況はあったと。

3点目は、そういう状況はないように強く求めていくということで、3点目は理解しました。

1点目です。公益通報の、これ制度があればどうなったのかなというのが1つあるんですけども、以前、浅川町に公金横領という不名誉な事態がありました。その事件が公になる前に、私に、ある役場職員が、お前らがぼやぼやしていると、そのうちに大きな問題が明らかになるからなということで、後で考えてみたら、明らかに事件の概要をもう分かっていたんだね。分かっているながら、上司というか、町長というのかな、トップなんだろうけれども、報告していなかったんじゃないかと。それで、時間がずるずるとたって、また被害が大きくなったというようなことが、私あったと思うんです。

公益通報制度があれば、それがもうちょっと早く問題が明らかになって、被害の拡大を抑えられたのかなというふうに今、思っているんですね。ですから、この基本的なルールに関しては、やはり他町村の例を参考にしながらも、ぜひつくっていただきたいというふうに思います。

それから、2点目のカスハラに関しては、窓口に対応されるのは若い女性の職員の方が多いのかなという気はしております。そういう職員に対して暴言を吐かれたり、脅迫みたいなことを言われたり、中には怒ってそういうことを言う方もいるんだろうけれども、そういう場合の対応というのも、やはり役場内では基本的につくっておく、あとは、言われて傷ついた職員に対するフォロー、こういうものもやっぱり考えておかないとま

ずいのかなというふうに思うんですけれども、その点について伺います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本当に、この質問を機に、公益通報とかいろいろ早急に考えていきたいと思っております。

まず、今、本当に職員さん、やはり何か言われれば歯向えないんですよ。本当にかわいそうだと思います。当然、これ町民だけではなくて、やはり私もそうでありまして、議員さんもそうなんです。やはり、町長、あるいは議員さんというと、意見を言いたいんではありますが、一歩も二歩も引くと思っておりますので、やはりこういうのをつくっていききたいと思っております。

また、受付が若い女性、うちの職員は本当に若い人が多いでございますので、何とか皆さんで守っていただきたいと思っております。

そのほか、担当より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、私から補足答弁させていただきます。

議員さんから3点ほどございました。

1点目ですが、以前あったのかということなんですけれども、この公益通報というものが以前の話だと、いわゆる内部告発だと思うんですね。内部告発につきましては、ご覧のとおり課長が我々代替わりしております、記憶なんですけれども、過去にはあったかと認識はしております。

2点目なんです、カスハラ、今、町長、るる答弁いたしました、先ほど私申し上げました窓口3課、住民課、保健福祉課、税務課、こちらの課長さんは特になんですが、お願いしているのは、雰囲気に分かると思うんです。うちの町は人口が約5,000人ちょっとなんで、どのような方がどのように来るかということで分かるし、何か言いたい方は常々言うてくるものですから。

要は、課長さんには、よく目配り気配りですか、監視役なんです。ですから、課長の席は窓口向いていますので、そのような場合には当然、管理職の職員が対応に割って入ってくるような形は取っていますし、私の席からも窓口は見えます。やはり、聞いているとそういう方は声がだんだん大きくなってきて、私も見ることはしているんです、いるときは。ですので、そのようなことで、目は光らせております。

あと、そのような、もしもあった際には、人数は複数人で対応するようなことをしております。

あと、3点目なんですけれども、改めてこれ団体はだんだん限られてくると思うんですけれども、今回、今、このようなシーズンなんで、これから歓送迎会等増えますので、改めてここでもう一度周知徹底したいと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 以上で一般質問は終わりました。

◎散会の宣告

○議長（水野秀一君） 以上で本日の日程は終了しました。

本日はこれで散会いたします。

散会 午後 4時16分